

# 北東アジア地域研究

Journal of Northeast Asian Studies

(旧・環日本海研究)

## [論文]

中国における最低賃金の決定要因に関する実証分析

一省・自治区・直轄市の地域最低賃金への影響—…………… 虞 尤楠 1

ユーチューブと中国地域研究

—コロナ禍におけるフィールドワークの補完ツールになり得るか—…………… 穆 堯芊 21

## [研究ノート]

戦後日本の平和論の源流

—戦没者追悼と平和祈念に着想を得て—…………… 中村香代子 39

韓国における国会議員へのキャリアパスとしての地方議員・首長

—2020年総選挙当選者の地方議員・首長経験に着目して—…………… 縄倉 晶雄 59

## [書評]

穆堯芊、新井洋史編著 「大国のなかの地域経済 アメリカ・中国・日本・EU・ロシア」

…………… 松野 周治 75

溝端佐登史編著 『国家主導資本主義の経済学 国家は資本主義を救えるのか?』

…………… 菅沼 桂子 81

## [学会]

第28回北東アジア学会学術研究大会報告(2022年9月24・25日)…………… 堀江 典生 87

北東アジア学会(旧・環日本海学会)

The Association for Northeast Asia Regional Studies

2023

# 目 次

---

## [論 文]

中国における最低賃金の決定要因に関する実証分析

—省・自治区・直轄市の地域最低賃金への影響—

虞 尤楠…………… 1

ユーチューブと中国地域研究

—コロナ禍におけるフィールドワークの補完ツールになり得るか—

穆 堯芊…………… 21

## [研究ノート]

戦後日本の平和論の源流

—戦没者追悼と平和祈念に着想を得て—

中村香代子…………… 39

韓国における国会議員へのキャリアパスとしての地方議員・首長

—2020年総選挙当選者の地方議員・首長経験に着目して—

縄倉 晶雄…………… 59

## [書 評]

穆堯芊、新井洋史編著 「大国のなかの地域経済 アメリカ・中国・日本・EU・ロシア」

松野 周治…………… 75

溝端佐登史編著 『国家主導資本主義の経済学 国家は資本主義を救えるのか?』

菅沼 桂子…………… 81

---

[学 会]

第 28 回北東アジア学会学術研究大会報告（2022 年 9 月 24・25 日）

堀江 典生…………… 87

---

北東アジア学会会則…………… 90

『北東アジア地域研究』編集要綱…………… 93

『北東アジア地域研究』投稿規定及び執筆要領（2021 年 4 月改訂）…………… 94

バックナンバーのご紹介…………… 99

役員・理事会 / 事務局 / 編集委員会…………… 100

編集後記…………… 101

# 中国における最低賃金の決定要因に関する実証分析

—省・自治区・直轄市の地域最低賃金への影響—<sup>1</sup>

虞 尤楠（長崎県立大学）

## 要 旨

1993年に中国は「企業最低賃金規定」を公布し、最低賃金制度を公式に導入した。2004年に同規定が改定され、最低賃金制度の対象は非全日制労働者にも拡大されている。2020年以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行によって世界経済は低迷し、各国の最低賃金の引き上げは一時的に緩やかになったが、2022年には経済活動の回復・正常化に伴い、最低賃金の引き上げが多くの国で再び実施されているところである。このような背景の中で、最低賃金の引き上げとその決定要因に関する議論が再び活発になっている。

本研究では中国の最低賃金制度に注目し、省・自治区・直轄市の各地域レベル（レベル1～レベル4）の最低賃金の水準が、「最低賃金規定」に定められた方法で決定されているかどうかについて明らかにするため、省・自治区・直轄市の各地域レベルごとにパネルデータを構築して実証分析を行った。

複数の計量分析の結果によると、中国の月額最低賃金・時間別最低賃金は、法律に定められているように、地域の物価水準や賃金水準をある程度参照しながら決定されていることが示された。ただし、地域の経済発展の水準、社会保障の水準、失業率などの影響は小さかった。

### 1. はじめに

1993年に中国は「企業最低賃金規定」を公布し、最低賃金制度を公式の制度として導入した。その後、2004年に同規定が改定された。改定された「最低賃金規定」より、中国の最低賃金制度の対象は非全日制労働者（パートタイマーやアルバイトのように時間給で働く労働者）まで拡大し、最低賃金制度の整備が進められた<sup>2</sup>。2020年までに、中国の31の省・自治区・直轄市の各レベルの月額最低賃金は1000元を超え、北京直轄市、上海直轄市、江蘇省などの都市部の地域では、月額最低

賃金（レベル1）は2000元以上に引き上げられた。

2020年には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による世界経済の低迷により、各国の最低賃金の引き上げが一時的に緩やかになったが、2022年には経済活動の正常化が進み、多くの国で最低賃金の引き上げが復活している。たとえば、2022年には、日本の地域別最低賃金（全国加重平均）は961円/時間となり、前年度からの引き上げ幅は31円となった。これは、以前の最大の引き上げ幅（28円、上昇率3.3%）を上回る数値である。また、中国では、2022年4月時

---

### キーワード：

最低賃金、決定要因、地域比較、中国

月に月額最低賃金（レベル1）が2000元を超えた地域は9つに増加し、最高額は2590元にまで上昇している<sup>3</sup>。

賃金の最低水準を労働者に保障する最低賃金の仕組みは、ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染症などにより世界的にインフレ圧力が強まる中で、労働者とその家族に対して最低限度の生活の安定を保障する公共政策として、改めてその役割が高まっているといえる。同時に、労働者の賃金所得の増加は消費や投資の拡大につながり、景気回復に向けた経済政策としての役割も期待されている。ただし、一部の既存研究では、最低賃金の過度の引き上げは、企業の雇用を抑制し、かえって景気回復を遅らせる点が指摘されている。すなわち、最低賃金の水準を妥当な範囲で合理的に定めることは、労働者に対する安定的な雇用や適正な労働環境の確保ならびにマクロ経済の安定的成長の観点からも重要となる。

近年、中国の最低賃金は大幅に引き上げられてきたが、依然として多くの地域の最低賃金が平均賃金の40%~60%の水準で国際的な水準より低い状況にある。2、3年に一回の改定では、地域の経済的な要因や社会保障の制度要因などと連動して最低賃金が十分に調整されていない可能性もある。現在、最低賃金の決定要因に関する研究は、中国国内では依然として少なく、特に、大都市部のレベル1以外の地域（レベル2、レベル3、レベル4）における最低賃金の決定要因を検討する研究は著者の知る限り非常に少ない。すなわち、実際のデータを用いて、中国の最低賃金の決定プロセスの妥当性を検証する研究の蓄積が必要であると考えられる。

そこで本研究では、中国の最低賃金制度に注目し、省・自治区・直轄市の各地域レベルの最低賃金（レベル1、レベル2、レベル3、レベル4）が、「最低賃金規定」が定めた方法で実際に決定されているかどうかについて解明するため、省・自治区・直轄市の各地域レベルのパネルデータを構築

し、実証分析を行う。

本稿の分析は以下の通りである。2節では、最低賃金の決定要因について分析した先行研究を概観し、本研究の位置づけを行う。3節では、近年の中国の最低賃金制度の改定状況を参照し、中国の最低賃金制度の問題点を論じる。4節では、中国における各地域レベルの最低賃金制度の決定要因に関する実証分析の方法について具体的に説明し、5節で主な推定結果についてまとめ、中国の最低賃金の決定方法の妥当性を検討する。6節では分析の結果を踏まえて結論を述べる。

## 2. 先行研究

中国で、最低賃金の決定要因を分析した多くの研究は、2004年に「企業最低賃金規定」が改定され、新たな法律の「最低賃金規定」が公布されたことを契機として行われてきた。代表的な研究として、韓・魏（2006, 2010）、寧（2011）が挙げられる。

韓・魏（2006）は、2000年代の省別データをもとに、月額最低賃金の決定要因を分析した。結果として、労働者の平均賃金と最低生活保護基準が高い地域の月額最低賃金が他の地域より高く設定される傾向があることを指摘した。また、韓・魏（2010）は、中国の36の大・中都市のデータを使い、それらの都市の月額最低賃金が、一人当たりGDP、一人当たり消費支出、平均賃金などの要因から正の影響を受けていることを解明した。さらに、同研究では、地域の所得水準によって月額最低賃金に影響を与える主要因が異なる点も指摘された。また、寧（2011）は、2006年、2007年の市レベルのクロス・セクションデータをもとに分析を行い、中国の月額最低賃金の決定要因として、社会保障水準（一人当たりの遺族補償金、社会保障給付額の合計）、平均賃金、労働生産性、企業利益、第三次産業従業者比率などがあることを明らかにした。

近年の最低賃金の決定要因について分析した

研究としては、王・楊（2015）、韓・林（2017）、胡（2017）、Li et al.（2018）、呉・関・何（2018）、虞（2020a）などが挙げられる。王・楊（2015）は、2000年～2011年の30省パネルデータを構築し、一般化最小二乗法（GLS）を用いて最低賃金の決定要因を分析した。彼らは、最低生活保護基準、平均賃金、失業率と有形固定資産投資額（省別平均）が高くなると最低賃金も高く設定される傾向があることを明らかにした。さらに、空間計量分析の分析手法を使った韓・林（2017）は、2006～2014年の中国各省の最低賃金の決定要因を分析し、平均賃金、失業率、一人当たりGDP、従属人口指数、外国からの投資額が、最低賃金の決定に影響を与えるとの結論を得た。また、同研究は、これらの説明変数の影響は東部で強く、西部に至るにつれて通減する傾向があることも確認した。

ただし、「最低賃金規定」で定められた諸要因が、最低賃金の決定にさほど影響を与えていない可能性がある点を指摘する先行研究もある。例えば、胡（2017）は2010年～2016年の各地域の最低賃金の引き上げ幅と一人当たりGDP成長率、カイツ指標、家庭消費支出との比較を行っているが、多くの地域で最低賃金の引き上げが経済発展要因と関連しているものの、一部の地域では、逆の相関や無相関になっている点を指摘している。また、呉・関・何（2018）は、2007～2016年の上海直轄市のデータを用いて最低賃金の決定方法を分析しているが、主な結論として、最低賃金の引き上げは地域の経済発展水準と連動しておらず、最低生活保障基準とも関連性が弱いことが示している。

また、虞（2020a）は、日本と中国のパネルデータをそれぞれ2003～2016年、2006～2018年の期間で構築し、操作変数法によるパネルデータ分析をもとに両国の最低賃金の決定要因の比較研究を行った。中国の分析結果では、平均賃金、消費者物価指数、社会保障の支出及び法律の改定が、最低賃金（レベル1）の決定に影響を与えている

ことが示された。一方で、第二次、第三次産業の付加価値、消費支出、失業率は統計的に非有意であり、最低賃金の決定に影響を及ぼしていない点を指摘している。さらにLi et al.（2018）は、中国の都市データと空間計量モデルを用いて隣接地域間において、最低賃金の決定には相互依存性が存在することを明らかにしている<sup>4</sup>。

上述した最低賃金の決定要因に関する既存の多くの研究は、中国における各地域のレベル1（主に大都市の地域で採用される最低賃金水準）の月額最低賃金の決定要因を主に検証してきた。しかし、レベル1の月額最低賃金は、省・自治区・直轄市ごとに経済発展水準が高い地域で適用される最低賃金であり、経済発展水準が低い地域で働く労働者には適用されていない。また、中国の「最低賃金規定」には最低賃金を決定する際に参照すべき要因が提示されているが、各省・自治区・直轄市の人的資本社会保障局は、最低賃金決定の詳細なプロセスを公開していない。そのため、2、3年に1回改定される最低賃金の引き上げ額については、参照すべき要因を十分に考慮した形での決定がなされていない可能性がある。世界的に物価水準が高まるなか、「労働者に対する安定的な雇用や適正な労働環境の確保」や「労働者とその家族の最低限度の生活保障」という最低賃金の目的が十分に果たされているか、中国における最低賃金の決定要因を包括的な解明にむけて、レベル1の月額最低賃金に加え、他のレベル（レベル2～レベル4など）や時間額最低賃金への効果に対する検証も必要と考えられる。

そのため、本研究では中国の最低賃金の改定現状を踏まえつつ、「最低賃金規定」が提示された最低賃金を決定する際に考慮されるべき諸要因が、各地域レベルの最低賃金の水準に実際に影響を与えているかについて、各省・自治区・直轄市のパネルデータを構築して計量分析を行い、最低賃金の合理性を検討する。また、計量分析の際は、最低賃金と雇用の間の双方向の因果関係に対応す

べく、操作変数を用いたパネルデータ分析もあわせて行う。

### 3. 中国の最低賃金制度

本節では、中国の最低賃金制度の現状について概観し、中国の最低賃金の問題点について論じる。その上で、計量分析を行う上で注意すべき点を考察する。

#### (1) 中国の最低賃金の現状<sup>5</sup>

中国の最低賃金制度は、「最低賃金規定」(2004年に改定)に基づき、労働者が労働報酬を受け取る権利の確保ならびに労働者とその家族の最低限度の生活保障を主たる目的としている<sup>6</sup>。中国の最低賃金制度は、その企業形態に関わらず労働契約を締結した全ての労働者に対して適用される<sup>7</sup>。

現在、中国の最低賃金は「月額最低賃金」と「時間額最低賃金」の2種類があるが、いずれも全国統一の基準がない。月額最低賃金は、全日制の労働者(1日8時間あるいは週24時間以上働く労働者)に対して適用される最低賃金であり、時間額最低賃金は、日雇い労働者などの非全日制就業労働者に対して設定される最低賃金である<sup>8</sup>。「最低賃金規定」より、月額最低賃金は、残業の有無、特殊な労働環境の有無、各種の手当、社会保険料及び住宅積立金などの諸要因を考慮して最終改定額が決定される<sup>9</sup>。一方、時間額最低賃金は、月額最低賃金の時間あたりの水準を基準としつつ、社会保険料(年金、医療保険など)を考慮して決定される<sup>10</sup>。

各省・自治区・直轄市における「月額最低賃金」と「時間額最低賃金」は、地域の状況に応じて設定されるが、省内、自治区内、直轄市内においても都市の規模によって異なるレベルの最低賃金が設定されている。たとえば、北京直轄市、上海直轄市、天津直轄市三つの直轄市の最低賃金は一つの基準に統一されているが、地域内の経済格差に応じて重慶直轄市と他の省・自治区は複数のレベルの基準が設定されている<sup>11</sup>。毎回の改定で

は、地域内の経済格差の変化により、それらのレベル数も調整されている。例えば、黒龍江省の最低賃金について、2012年までは7つのレベル数があったが、2014年は4つのレベル数に変更され、2016年には、5つのレベル数が設定された<sup>12</sup>。さらに、月額最低賃金と時間額最低賃金でレベル数が異なる自治体もある。例えば、黒龍江省を再び見てみると、2012年に、同省の月額最低賃金は7つのレベルが設定されたが、時間額最低賃金は5つのレベルであった<sup>13</sup>。

2022年4月時点の各最低賃金についてみると、河北省、遼寧省などの9つの省・自治区は4つのレベルの最低賃金を設定し、山西省、内モンゴル自治区などの16の省・自治区は3つのレベルの最低賃金を設定している。また、重慶直轄市は2つのレベルで最低賃金が設定されている一方で、北京直轄市、上海直轄市、天津直轄市、青海省、チベット自治区については、それぞれの地域で1つのレベルの最低賃金しか設定されていない(表1参照)。

中国の月額最低賃金と時間額最低賃金の改定は、各々の省・自治区・直轄市の人的資本社会保障局が、それぞれのレベルの最低賃金の決定基準を考慮する。その際、地域の労働組合、企業連合会及び企業家協会などの意見を聴取しながら、最低賃金の改定の根拠、適用範囲、決定基準について明示した法案を起草する。公表前にその法案は人的資本社会保障部に提出され<sup>15</sup>、ここでの意見を踏まえた修正を行った上で公表される<sup>16</sup>。ただし、中国では、日本の最低賃金審議会のように専門家と各関係者の間での調整を行う会議が設置されておらず、最低賃金の決定プロセスを話し合った会議の内容も公開されていない。前述のとおり、中国における現行の各最低賃金は、地域の平均的な賃金水準や経済発展の動向などに対応して、少なくとも2、3年に一回改定されると定められている。このことを受け、2015～2018年の間には、多くの地域でほぼ毎年最低賃金の改定がなさ

表 1：各省・自治区・直轄市の最低賃金水準（2022 年 4 月時点）

省・自治区・直轄市	月額最低賃金 (単位：元)				時間額最低賃金 (単位：元)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
北京直轄市	2320				25.3			
天津直轄市	2180				22.6			
河北省	1900	1790	1680	1580	19.0	18.0	17.0	16.0
山西省	1880	1760	1630		19.8	18.5	17.2	
内モンゴル自治区	1980	1910	1850		20.8	20.1	19.5	
遼寧省	1910	1710	1580	1420	19.2	17.2	15.9	14.3
吉林省	1880	1760	1640	1540	19.0	18.0	17.0	16.0
黒龍江省	1860	1610	1450		18.0	14.0	13.0	
上海直轄市	2590				23.0			
江蘇省	2280	2070	1840		22.0	20.0	18.0	
浙江省	2280	2070	1840		22.0	20.0	18.0	
安徽省	1650	1500	1430	1340	20.0	18.0	17.0	16.0
福建省	2030	1960	1810	1660	21.0	20.5	19.0	17.5
江西省	1850	1730	1610		18.5	17.3	16.1	
山東省	2100	1900	1700		21.0	19.0	17.0	
河南省	2000	1800	1600		19.6	17.6	15.6	
湖北省	2010	1800	1650	1520	19.5	18.0	16.5	15.0
湖南省	1930	1740	1550		19.0	17.0	15.0	
広東省	2300	1900	1720	1620	22.2	18.1	17.0	16.1
広西チワン族自治区	1810	1580	1430		17.5	15.3	14.0	
海南省	1830	1730	1680		16.3	15.4	14.9	
重慶直轄市	2100	2000			21.0	20.0		
四川省	2100	1970	1870		22.0	21.0	20.0	
貴州省	1790	1670	1570		18.6	17.5	16.5	
雲南省	1670	1500	1350		15.0	14.0	13.0	
チベット自治区	1850				18.0			
陝西省	1950	1850	1750		19.0	18.0	17.0	
甘肅省	1820	1770	1720	1670	19.0	18.4	17.9	17.4
青海省	1700				15.2			
寧夏回族自治区	1950	1840	1750		18.0	17.0	16.0	
新疆ウイグル自治区	1900	1700	1620	1540	19.0	17.0	16.2	15.4

出所：中華人民共和国人的資本社会保障部ウェブサイトより筆者作成<sup>14</sup>。

れた。ただし、それぞれの省・自治区・直轄市によって改定の時期や改定額が大きく異なる点に特徴がある。なお、2019～2021年の間は、新型コロナウイルス感染症の流行により景気が大きく低迷したため、改定を行わなかった地域が多かったが、2022年には、雲南省、福建省などの複数の省・自治区・直轄市が最低賃金を改定している。たとえば、2022年4月時点の月額最低賃金の最高額は、上海直轄市の2590元/月（月額約50,609円）であり、最低額は安徽省のレベル4の1340元/

月（月額約26,184円）である<sup>17</sup>。時間額最低賃金については、最高額は北京直轄市の25.3元/時（約494円）で、最低額は黒龍江省と雲南省のレベル3の13元/時（約254円）である（表1参照）。

表1と表2は2022年4月時点及び2012年1月時点の各省・自治区・直轄市の各レベルの月額最低賃金と時間額最低賃金をそれぞれ示している。2012年と2022年の最低賃金の水準を比較すると、2022年は2012年と比べて、あらゆる地域において月額最低賃金と時間額賃金の水準が

表2：各省・自治区・直轄市の最低賃金水準（2012年1月時点）

省・自治区・直轄市	月額最低賃金 (単位：元)							時間額最低賃金 (単位：元)					
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	レベル6	レベル7	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	レベル6
	北京直轄市	1160							13.0				
天津直轄市	1160							11.6					
河北省	1100	1040	960	860				11.0	10.4	9.6	8.6		
山西省	980	900	820	740				10.8	9.9	9.0	8.1		
内モンゴル自治区	1050	980	900	820				8.9	8.3	7.6	6.9		
遼寧省	1100	900	780					11.0	8.5	7.5			
吉林省	1000	950	890	830				7.7	7.3	6.8	6.3		
黒龍江省	880	840	720	700	670	620	600	7.5	6.5	6.0	5.8	5.5	
上海直轄市	1280							11.0					
江蘇省	1140	930	800					9.2	7.5	6.5			
浙江省	1310	1160	1060	950				10.7	9.5	8.6	7.7		
安徽省	1010	900	800	750	720	680		10.6	9.4	8.4	7.8	7.5	7.1
福建省	1100	950	850	750				11.6	10.0	9.0	7.9		
江西省	720	660	600	550	500			6.8	6.2	5.7	5.2	4.7	
山東省	1100	950	800					11.5	9.8	8.7			
河南省	1080	950	820					10.2	8.9	7.7			
湖北省	1100	900	750					10.0	8.5	7.0			
湖南省	1020	930	840	770				10.0	9.0	8.5	8.0		
広東省	1300	1100	950	850				12.5	10.5	9.3	8.3		
広西チワン族自治区	820	710	635	565				6.0	5.5	5.0	4.5		
海南省	830	730	680					7.2	6.3	5.9			
重慶直轄市	870	750	710					8.7	7.5	7.1			
四川省	850	780	710	650				8.9	8.2	7.5	6.8		
貴州省	930	830	740					10.0	9.0	8.0			
雲南省	950	845	720					9.0	8.0	7.0			
チベット自治区	950	900	850					8.5	8.0	7.5			
陝西省	860	780	730	680				8.6	7.8	7.3	6.8		
甘肅省	760	710	670	630				7.9	7.5	7.1	6.6		
青海省	920	910	900					9.3	9.2	9.1			
寧夏回族自治区	900	820	750					9.0	8.5	8.0			
新疆ウイグル自治区	1160	960	880	800				11.6	9.6	8.8	8.0		

出所：中華人民共和国の資本社会保障部ウェブサイトより筆者作成<sup>18</sup>。

大幅に上昇している。レベル1の地域では、月額最低賃金は約1000元、時間額最低賃金は約10元の平均的な引き上げ幅となっており、他の地域レベルにおいてもそれに準じる引き上げ幅となっている。なお、各地域の物価水準を考慮した実質金額に換算した場合は、40%～70%程度の引き上げ幅であり、消費者物価が20%程度上昇したことと比較し、最低賃金は物価上昇以上に大きく引き上げられたといえる<sup>19</sup>。

2022年は、2012年と比べ、各省・自治区・直轄市における月額最低賃金のレベル1と他のレベルとの差は減少傾向にあるが、その減少幅は小さい。また、時間額最低賃金の地域差（レベル1と他のレベルとの差）はさらに拡大している。すなわち、全日制の低賃金労働者の間では、最低賃金の地域内賃金格差は改善する傾向が見られるが、非全日制労働者の間では、地域内賃金格差がこの10年でさらに進んだ可能性がある。

ただし、2012年から2022年にかけて、各地域の月額最低賃金や時間額賃金のレベル数は減少し、レベル4の最低賃金が設定される地域（省・自治区・直轄市）は9に減少した。このような変化は地域内の経済格差の縮小をある程度反映していると考えられる。

## (2) 中国の最低賃金制度の問題点<sup>20</sup>

前述した中国の最低賃金制度の現状を踏まえ、

中国の最低賃金の問題点について見ていく。

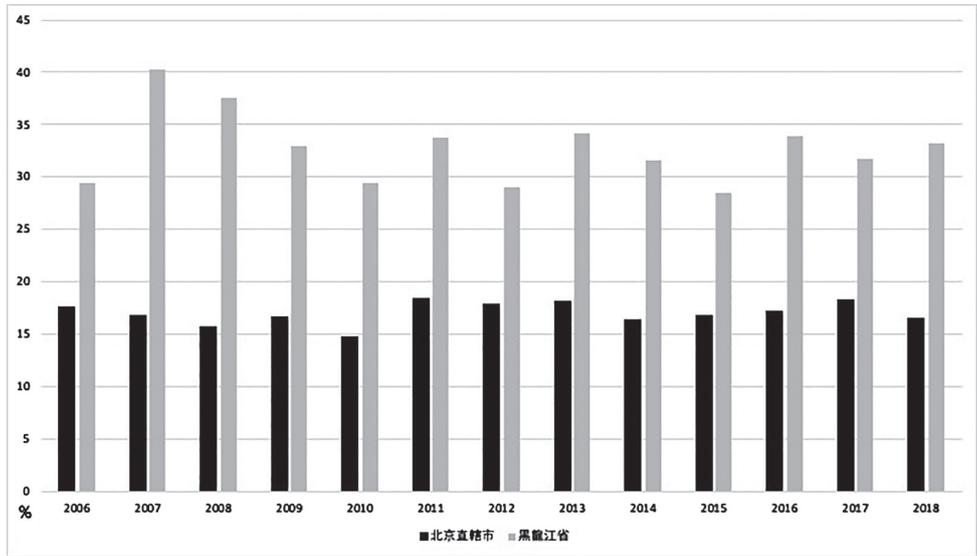
第一に、虞（2020a）が指摘したように、中国の最低賃金が国際的な水準に比べると未だ低い水準にとどまる。2012年と2018年における各省・自治区・直轄市の月額最低賃金（レベル1）と平均賃金に関するデータは表3に示される<sup>21</sup>。表3を参照すると、2012年、2018年ともに、平均的な賃金水準と比較すると最低賃金の水準は低位にとどまる。具体的には、2012年は、多数の

表3 2012年と2018年の中国の月額最低賃金と平均賃金との比率

省・自治区・直轄市	2012年			2018年		
	月額最低賃金 レベル1 (単位：元)	平均賃金 (年間所得) (単位：元)	月額最低賃金/ 平均賃金 (%)	月額最低賃金 レベル1 (単位：元)	平均賃金 (年間所得) (単位：元)	月額最低賃金/ 平均賃金 (%)
北京直轄市	1160	84742	16.4	2000	145766	16.5
天津直轄市	1160	61514	22.6	2050	100731	24.4
河北省	1100	38658	34.1	1650	68717	28.8
山西省	980	44236	26.6	1700	65917	30.9
内モンゴル自治区	1050	46557	27.1	1760	73835	28.6
遼寧省	1100	41858	31.5	1620	67324	28.9
吉林省	1000	38407	31.2	1780	68533	31.2
黒龍江省	880	36406	29.0	1680	60780	33.2
上海直轄市	1280	78673	19.5	2420	140400	20.7
江蘇省	1140	50639	27.0	1890	84688	26.8
浙江省	1310	50197	31.3	2010	88883	27.1
安徽省	1010	44601	27.2	1520	74378	24.5
福建省	1100	44525	29.6	1700	74316	27.5
江西省	720	38512	22.4	1680	68573	29.4
山東省	1100	41904	31.5	1810	73593	29.5
河南省	1080	37338	34.7	1720	63174	32.7
湖北省	1100	39846	33.1	1750	73777	28.5
湖南省	1020	38971	31.4	1580	70221	27.0
広東省	1300	50278	31.0	1895	88636	25.7
広西チワン族自治区	820	36386	27.0	1680	70606	28.6
海南省	830	39485	25.2	1430	75885	22.6
重慶直轄市	870	44498	23.5	1500	78928	22.8
四川省	850	42339	24.1	1500	77686	23.2
貴州省	930	41156	27.1	1680	78316	25.7
雲南省	950	37629	30.3	1570	75701	24.9
チベット自治区	950	51705	22.0	1650	116015	17.1
陝西省	860	43073	24.0	1680	71983	28.0
甘肅省	760	37679	24.2	1620	70695	27.5
青海省	920	46483	23.8	1500	85379	21.1
寧夏回族自治区	900	47436	22.8	1660	78384	25.4
新疆ウイグル自治区	1160	45243	30.8	1900	76709	29.7

出所：中国における各省・自治区・直轄市の統計年鑑より筆者作成<sup>22</sup>。

図1 2006～2018年月額最低賃金（レベル1）と平均賃金の比率の推移（北京直轄市と黒龍江省）



出所：中国における各省・自治区・直轄市の統計年鑑より筆者作成。

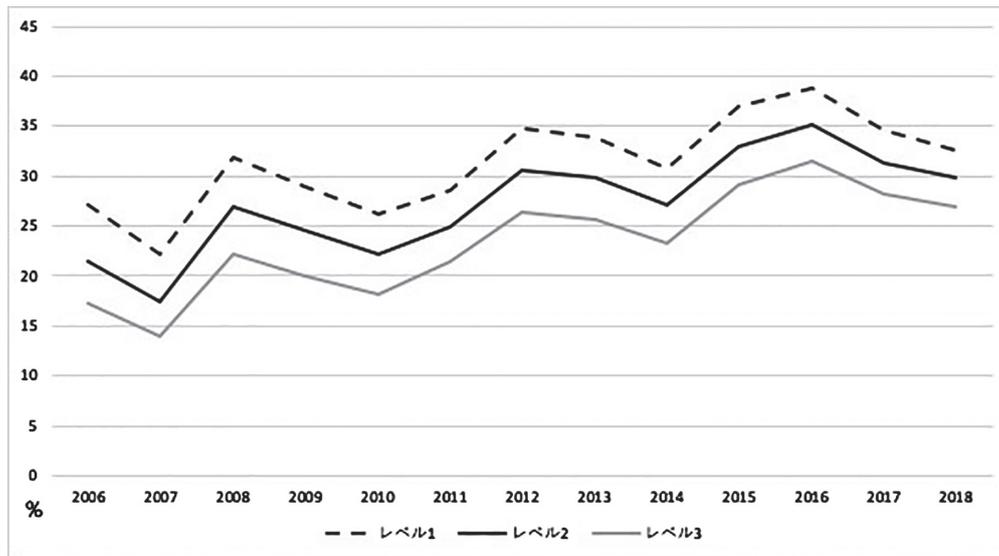
地域で月額最低賃金の平均賃金（月額）の比率は20～30%であり、その平均値は27.2%である。最高比率は河南省の34.7%であり、最低比率は北京直轄市の16.4%である。2018年の状況は2012年と同様に、ほぼ全ての地域で月額最低賃金と平均賃金（月額）の比率は20～30%であるが、その平均値は2012年よりさらに低くなり、26.4%である。最高比率は黒龍江省の33.2%であり、最低比率は北京直轄市の16.5%である。すなわち、2012年～2018年の間でみると、各地域の最低賃金の引き上げ幅は平均賃金の上昇幅より小さくなるケースが多かった。最低賃金近傍に位置する低賃金労働者の賃金上昇幅は他の労働者より小さいことは、労働者間の賃金格差の拡大に寄与する可能性がある。

図1は2018年に最低賃金と平均賃金の比率が最低であった北京直轄市と最高であった黒龍江省に焦点をあて、2つの地域における月額最低賃金（レベル1）と平均賃金の比率の推移を表している。北京直轄市の月額最低賃金と平均賃金の比率は14%～19%の範囲で変化しており、2011年は最高値の18.4%である。一方、黒龍江省の月額最低賃金と平均賃金の比率は20%～40%の範囲で

変化しており、最高値は2007年の40.2%であり、北京直轄市より20%ポイントも高い。このように各省・自治区・直轄市の月額最低賃金と平均賃金の比率やその変化は、同水準ではなく地域間で大きく異なる。一般的には、経済発展が遅れている地域では、最低賃金が平均賃金に占める割合は高い傾向にあるが、多くの省・自治区・直轄市の月額最低賃金は国際的な水準に比べると未だ低い。

前述したように、レベル1の月額最低賃金は各地域の経済発展水準が高い地域で働く労働者に適用される最低賃金であるため、他のレベルの月額最低賃金と平均賃金の比率はさらに低い水準になる。図2は2006～2018年の間に、最低賃金と平均賃金の比率が平均的に高い河南省の各レベル月額最低賃金と平均賃金の比率の推移を図にしたものである。図2によると、河南省の月額最低賃金（レベル2）と平均賃金の比率は17%～35%、月額最低賃金（レベル3）と平均賃金の比率は13%～32%の範囲で変化しており、変化の傾向はレベル1の月額最低賃金とほぼ同じである。すなわち、同じ地域内の月額最低賃金の差は分析期間（2006～2018年）の間は拡大される傾向が見られなかった。

図2 2006～2018年各レベル月額最低賃金と平均賃金の比率の推移（河南省）



出所：河南省の各年度の統計年鑑より筆者作成。

以上をまとめると、2012年～2018年の間に、各省・自治区・直轄市において月額最低賃金は引き上げられたが、最低賃金と平均賃金との比率自体はそこまで上昇せず、一部の地域では、逆に低くなる傾向も見られた。また、レベル1に比べて、レベル2～レベル4の月額最低賃金はさらに低い水準にとどまっており、世界の平均的な最低賃金水準（平均賃金の約40～60%）と比べても低い傾向にある。

第二に、虞（2020a）の指摘に見られるように、中国の最低賃金は、法的な強制力が弱く、最低賃金の公正な実施に対する監督も不十分という問題が挙げられる。企業は最低賃金より低い賃金を支給していた場合、賠償金を支払うことが必要であるが、賠償金の金額が低く、他の罰則も明記されていない。労働者側も仮に最低賃金より低い賃金水準が支給されたとしても、訴訟には多くの時間とコストが必要であるため、低賃金を受け入れてしまうケースが少なくない。結果として、最低賃金より低い賃金を支給する企業はまだ存在している。

第三に、中国の最低賃金の引き上げにおいて、隣接地域間での相互依存性が一定程度確認された。ただし、日本のような地域間の賃金格差を縮

小する仕組みが小さいことから、低所得労働者はより良い収入を求めて最低賃金が高い地域に移動している可能性がある（Li et al., 2018; 虞・浦川, 2021）。そのため、路・商（2022）は、2011～2017年の中国の低賃金労働者を対象として彼らの労働移動の要因を分析し、地域間の最低賃金の不均衡が労働移動を促しているかを検証している。同研究の分析結果によると、低賃金労働者は最低賃金が高く設定する地域に移動する傾向が確認され、仮説は支持されている。このような最低賃金の不均衡を解消する手段としては、同じ経済発展水準の地域を同じランクに分け、ランクごとの改定額目安を提示する仕組みの導入も考えられる。

また、月額最低賃金と時間額最低賃金の格差も大きいと、雇用形態による所得の不均衡の問題も存在すると考えられる。例えば、北京直轄市の最低賃金をみると、2022年の月額最低賃金は2320元（月額約45333円）であり、時給に換算して約13元/時（約254円）になる<sup>23</sup>。一方で、同年の時間額最低賃金の25.3元/時（約494円）であるので、月額最低賃金と時間額最低賃金の間にも約2倍の格差が存在している。非全日制労働者に適用される時間額最低賃金は、全日制労

働者に適用される月額最低賃金よりも単価が高いが、このことは非全日制労働者（同一の使用者の下で労働時間が1日4時間以下、1週間24時間以下の労働者）のままで働くインセンティブの増加に影響すると考えられ、注意が必要である。

第四に、中国の最低賃金は、経済実態に応じた十分な調整が難しい可能性がある。前述したように、「最低賃金規定」では、最低賃金を決定する際に、参照すべき要因や加重平均法、エンゲル係数法などの改定額の測定方法が提示されているが、各省・自治区・直轄市の人的資本社会保障局がどのような測定方法を用いているのか、提示されている諸要因のウェイト、最低賃金決定に関わる資料が十分に公開されていない。また、「最低賃金規定」では最低賃金を改定する際に、地域の労働組合、企業連合会及び企業家協会などの意見を聴取する必要があると明記されているが、日本の最低賃金審議会とは異なり、会議構成員の情報、専門家と各関係者の間での調整状況については公開されていない。さらに、中国における最低賃金の改定は各省・自治区・直轄市の人的資本社会保障局で行われるが、更新頻度は2、3年に一回である自治体が多く、改定時期も異なる。以上の4つの理由により、先行研究が指摘したとおり、中国における最低賃金の改定は、各地域の消費者物価指数、社会保険料、住宅積立金、平均賃金、経済発展などの動向に十分に連動していないという問題が存在している（胡, 2017; 呉・関・何, 2018; 虞, 2020a）。最低賃金の改定が毎年の物価、社会保険料、経済発展などの動向と十分に連動しない場合、労働者とその家族の最低限度の生活を十分に保障することが難しく、最低賃金引き上げの効果が十分に発揮されないリスクが高まると考えられる。

#### 4. 中国の最低賃金の決定要因に関する実証分析

##### (1) 分析の枠組み

本研究は、虞（2020a）の分析手法に主に依拠

しつつ、同研究を発展させた実証分析を行う。まず、中国の最低賃金の決定要因として、主に経済発展、雇用状況、生計費、社会保障の4つの要因を考慮し、説明変数を選定する。また、最低賃金と雇用状況（失業率や就業率などの雇用指標）は双方向の因果関係が存在する問題に対応するために、操作変数法を用いた検証を行う<sup>24</sup>。具体的には、上記の4つの要因に対応する説明変数群を主要因とみなす計量モデルを設定し、地域の各レベルの月額最低賃金または時間額最低賃金を被説明変数として、ハウスマン検定などの複数の検定結果により選択された固定効果モデル、操作変数法を用いた固定効果モデルを推定し、中国の各最低賃金の決定の妥当性について検討する。

ただし、各地域レベルの時間額最低賃金を被説明変数とする分析では、被説明変数の各レベルの時間額最低賃金は月額に換算した金額を使用する。これは、「最低賃金規定」では、時間額最低賃金が同地域の月額最低賃金の時間あたりの水準や社会保険料（年金、医療保険など）を考慮して決定されることを踏まえた措置である<sup>25</sup>。

##### (2) 各変数とデータの説明

最低賃金を決定するには、経済成長、雇用の改善、労働者の収入の増加、家計支出の増加などが重要な要因となると考えられる。しかしながら、前述したように、中国の月額最低賃金と時間額最低賃金の改定は2、3年に一回になっており、一部の要因の動向には十分に対応していない可能性がある。この点を確認するべく、本研究は虞（2020a）で使われた変数と基本的に同じ形式で説明変数を設定し、様々な決定要因の最低賃金に対する影響度を考察する。まず、経済発展要因については、各省の第二次・第三次産業の付加価値ならびに消費者物価指数などの指標を説明変数として用いる。次に、雇用や生計費に関しては、失業率、平均賃金、一人当たり平均消費支出などの指標を説明変数に使用する。

また、最低賃金を決定要因として、既存の研究は地域の社会保障支出の規模にも関心を向けている。すなわち、社会保障政策による給付額、あるいは医療費用の負担額への支援が強くなると、労働者の一定の金銭的な負担が軽減され、生活不安は緩和できるので、最低賃金を引き上げるインセンティブが低くなると考えられる。また、社会保障制度の改革は、社会保障支出の規模に関連しているため、最低賃金の決定にも影響があると考えられる。本研究の分析では、社会保障要因の変数として、社会保障支出（人口当たり）の項目、および社会保障支出と2011年以降ダミーの交差項の変数を用いる。2011年には、「中華人民共和国社会保険法」が発効され、年金保険、医療保険、失業保険などの社会保険の対象が失業者および農民工にまで拡大し、保険料の支払い割合の改善などの改革もあわせて実施された。

本研究の主たる分析内容は、2006～2019年の14年間の31の省・自治区・直轄市のパネルデータを構築し、各地域の各レベルの最低賃金（月額最低賃金と時間額最低賃金）に対して経済発展、生計費、雇用、社会保障などの要因の影響を調べるものである。具体的な変数について、被説明変数は31省・自治区・直轄市の各地域レベルの月額最低賃金と時間額最低賃金の対数値を用いる<sup>26</sup>。時間額最低賃金は、先述のとおり、月額に換算された数値を用いる。

説明変数としては、経済発展、雇用、生計費、社会保障の4つの要因に主に区分できる。まず経済発展の要因としては、「第二次、第三次産業の付加価値」<sup>27</sup>と「消費者物価指数」<sup>28</sup>を取り上げる。

雇用状況の要因については「平均賃金」、「失業率」を使用し、生計費の要因は「一人当たり平均消費支出〔都市部〕」を使う。また、社会保障の要因として、最低生活保障、医療、年金など社会保障政策全般の歳出水準を示した「社会保障支出」<sup>29</sup>、社会保障支出と2011年以降ダミーの交差項を用いる。

計量分析では、最低賃金、第二次、第三次産業の付加価値、平均賃金などの変数は2005年を100とする「消費者物価指数」より実質化した数値を使った上で、対数値と成長率を計算して使用している。また、中国の各省・自治区・直轄市の人的資本社会保障局が最低賃金を決定する時期は必ずしも統一されておらず、2、3年一回の頻度で改定しているため、当該年度の統計を説明変数に使うことは必ずしも妥当ではない。本研究では、複数の先行研究と同様に、当該年度の最低賃金は前年度のものを参考にするとして仮定し、全ての説明変数は被説明変数である各最低賃金と比べて、1期前（前年度）の統計を用いる。

また、失業率の操作変数については、虞（2020a）と同様に「建設業・従業員数」と「個人企業/私営企業・従業員数」を用いる。操作変数も、他の説明変数と同じく対数値（1期前（前年度））を使用し、操作変数法を用いた固定効果モデルの推定を行う。表4は分析に用いた変数の記述統計である。

### (3) 推定の定式化

本研究のパネルデータ分析では、まずハウスマン検定などの複数の検定結果により選択された固定効果モデルで分析を行った。固定効果モデルは各地域の時間に伴う変化しない固定効果の影響を除くことができる分析手法であり、推定式は以下の通りである。

$$\ln(\text{minwage}_{it}) = \alpha + X_{t-1}\beta + F_i + \mu_{it}$$

$\ln(\text{minwage}_{it})$  は中国の31の省・自治区・直轄市の各レベルの月額最低賃金または時間額最低賃金の対数値であり、添え字  $i$  は地域、 $t$  は年度を示している。 $\alpha$  は定数項であり、 $\mu_{it}$  は誤差項である。 $\beta$  は各説明変数のパラメータのベクトルを表す。また、 $X_{t-1}$  は1期前の統計を用いる説明変数の行列を示す。 $F_i$  は地域別の固定効果を

表4 計量分析に用いる変数の記述統計

変数名	サンプル サイズ	平均値	標準偏差	最小値	最大値
月額最低賃金 [元] / レベル 1	369	923.1814	268.3203	372.9203	1719.104
月額最低賃金 [元] / レベル 2	326	808.4248	231.7451	346.9026	1310.764
月額最低賃金 [元] / レベル 3	317	731.7537	217.8289	312.2123	1208.815
月額最低賃金 [元] / レベル 4	181	691.8822	202.4746	277.5221	1092.303
時間額最低賃金 [元] / レベル 1	363	9.08	2.69	3.82	17.35
時間額最低賃金 [元] / レベル 2	320	7.95	2.30	3.45	13.00
時間額最低賃金 [元] / レベル 3	311	7.23	2.17	3.02	11.95
時間額最低賃金 [元] / レベル 4	182	6.82	2.09	2.59	11.14
第二次、第三次産業の付加価値 [億元]	369	13300.00	12200.00	341.00	70000.00
消費者物価指数 [%]	369	126.35	11.94	103.32	163.87
平均賃金 [元]	369	38682.73	15120.06	17107.68	107816.20
失業率 [%]	369	3.41	0.65	1.20	4.60
一人当たり平均消費支出 [都市部] [元]	369	1441.52	564.33	647.33	3834.58
社会保障支出 [億元]	369	352.00	224.00	23.70	1150.00
私営企業 / 個人企業・従業員 [人]	369	7407745	6992537	336000	45900000
建築業・従業員 [人]	369	330450	433713	25000	3113000

注：1) 全ての説明変数のデータは t-1 期の統計である。

2) サンプルサイズについて、レベル 1 の月額最低賃金の分析に合わせるサンプルサイズである。チベット自治区の 2006-2008 年の失業率のデータ及び新疆ウイグル自治区の 2006 年の社会保障支出のデータは欠損し、分析から除いているため、サンプルサイズは 369 である。

3) 「月額最低賃金」、「時間額最低賃金」、「第二次、第三次産業の付加価値」、「平均賃金」、「一人当たり平均消費支出 [都市部]」および「社会保障支出」などの変数は実質化した数値である。

出所：筆者作成。

表示し、各地域で時点を通じて一定の値をとる。

その後、失業率に対して操作変数を用いた固定効果モデルの推定も行い、建設業と個人企業 / 私営企業従業員数の対数値を操作変数としている。

## 5. 分析結果

本研究では、まず、地域の月額最低賃金（レベル 1～レベル 4）と時間額最低賃金（レベル 1～レベル 4）のそれぞれのデータを被説明変数とする固定効果モデルを用いてパネルデータ分析を行った。また、最低賃金と雇用（失業率）の間の内生性の問題に対応するため、操作変数を用いた固定効果モデル推定をあわせて行っている。操作変数に対しては、過少識別、過剰識別、弱操作変数に関する検定をそれぞれ行い、操作変数が妥当であることを確認した<sup>30</sup>。

月額最低賃金（レベル 1～レベル 4）を被説明変数とする固定効果モデルおよび操作変数法を用いた固定効果モデルの結果は表 5 にまとめた。表 5 を参照すると、平均賃金（対数値）の係数が全て有意に正であり、平均賃金が上がると、地域の月額最低賃金（レベル 1～レベル 4）も上昇する点が示された。また、消費者物価指数については、平均賃金と同様に、全てのモデルで有意に正であり、物価が上昇すると、地域の月額最低賃金（レベル 1～レベル 4）が高く設定される傾向にあることが示された。これらは当初の検証仮説と整合的な結果である。一方で、失業率の係数は全てのモデルで非有意であった。ただし、中国の失業率は都市部で認定された都市戸籍がある失業者数を労働力人口（農村戸籍の労働力人口、定年後再雇用者、香港・マカオ出身の労働者等が除く）で割っ

表 5 中国の月額最低賃金の決定要因に関する分析結果

[被説明変数 = 月額最低賃金 (対数値)]	FE				IV/FE			
	(1) レベル 1	(2) レベル 2	(3) レベル 3	(4) レベル 4	(5) レベル 1	(6) レベル 2	(7) レベル 3	(8) レベル 4
第二次、第三次産業の付加価値 (対数値)	0.218* (0.120)	0.232** (0.106)	0.111 (0.121)	-0.081 (0.137)	0.088 (0.369)	-0.029 (0.591)	-0.151 (0.464)	-0.237 (0.267)
消費者物価指数	1.042*** (0.329)	0.969** (0.362)	1.043** (0.383)	0.946** (0.365)	1.058*** (0.317)	0.998*** (0.359)	1.102*** (0.387)	0.991*** (0.352)
平均賃金 (対数値)	0.676*** (0.136)	0.723*** (0.111)	0.885*** (0.121)	1.010*** (0.146)	0.713*** (0.154)	0.793*** (0.183)	0.929*** (0.166)	1.059*** (0.170)
失業率・成長率	-0.003 (0.034)	0.001 (0.036)	0.006 (0.038)	-0.060 (0.065)	-0.128 (0.346)	-0.243 (0.563)	-0.269 (0.475)	-0.193 (0.218)
一人当たり平均消費水準 [都市部]・成長率	-0.559** (0.206)	-0.480** (0.187)	-0.574*** (0.190)	-0.423 (0.300)	-0.618** (0.271)	-0.592 (0.361)	-0.712** (0.331)	-0.508 (0.358)
社会保障支出・成長率	0.014 (0.009)	0.026*** (0.009)	0.029*** (0.010)	0.011 (0.018)	0.006 (0.026)	0.006 (0.048)	0.007 (0.041)	0.001 (0.025)
社会保障支出・成長率 × 2011 年以降ダミー	0.056* (0.029)	0.020 (0.030)	0.040 (0.029)	0.142* (0.079)	0.063 (0.042)	0.038 (0.051)	0.048 (0.041)	0.152* (0.080)
定数項	-6.277*** (1.999)	-7.266*** (1.886)	-5.734** (2.195)	-1.577 (2.575)	-2.649 (10.140)	0.041 (16.713)	1.993 (13.489)	2.715 (6.846)
Sargan-Hansen statistic (p value)					0.152 (0.697)	0.095 (0.758)	0.126 (0.723)	2.183 (0.140)
Kleibergen-Paap rk LM statistic (p value)					39.88 (0.000)	36.79 (0.000)	36.350 (0.000)	30.66 (0.000)
Kleibergen-Paap rk Wald F statistic (p value)					44.30 (0.000)	41.47 (0.000)	41.060 (0.000)	36.920 (0.000)
サンプルサイズ	369	326	317	181	369	326	317	181
R <sup>2</sup> (自由度調整済)	0.886	0.901	0.887	0.891				

注：1) 括弧内は各省・自治区・直轄市を cluster とする不均一分散に対処したロバストな標準誤差を示す。

2) \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1

出所：筆者作成。

た数値であるが、認定されていない失業者及び、農村戸籍の失業者などが含まれていない点に注意が必要である<sup>31</sup>。すなわち、中国の月額最低賃金は、一般的な賃金水準、物価の動向には影響を受けるが、失業率の定義の特殊性があり、雇用環境からの影響は確認されていない。これらの結果は、操作変数法を用いた固定効果モデルにおいても同様であった。

また、その他の変数の結果を見ると、第二次、第三次産業の付加価値（対数値）、一部の地域の月額最低賃金（レベル 1～レベル 2）を被説明変数とした固定効果モデルのケースでのみ有意に正であり、操作変数法を用いた固定効果モデルでは全ての地域で非有意であった。そして、都市部の一人当たり平均消費支出の成長率の係数は、複数のモデル（(1)～(3), (5), (7)）で有意に負であった。これらの分析結果は、当初の仮説と異なり、

生産・消費に関連する経済発展の水準が、月額最低賃金の決定と十分に連動していない可能性があることを示唆している。

さらに、社会保障支出の成長率の係数について見ると、モデル (2), (3) より、レベル 2 とレベル 3 の月額最低賃金を被説明変数とする固定効果モデルでは、パラメータの符号は統計的に有意に正であり、社会保障支出の成長率が高くなると、それらの地域の月額最低賃金も増加することが解明された。ただし、この結果は、他地域のケースおよび操作変数法を用いた固定効果モデルでは確認できなかった。最後に、社会保障制度改革の効果を確認するために、2011 年以降ダミー変数と社会保障支出・成長率の交差項の係数を確認すると、レベル 4 の月額最低賃金については有意に正の結果（モデル (4), (8)）を得ている。すなわち、2011 年に社会保障制度改革が行った後に、経

経済発展が遅れている地域において社会保障支出の増加と最低賃金の引き上げがある程度連動していることが示された。

次に地域の時間額最低賃金（レベル1～レベル4）を被説明変数とした分析結果を表6にまとめた。表6より、平均賃金（対数値）及び消費者物価指数については、月額最低賃金の分析結果と同様に、全てのモデルで有意に正の結果を得た。また、失業率は全てのモデルで非有意であり、月額最低賃金を被説明変数とする計量分析と整合的な結果になっている。

また、都市部の一人当たり平均消費支出（成長率）の推定係数は、モデル（4）（レベル4の時間額最低賃金と被説明変数とした固定効果モデル）を除くと、全て統計的に有意に負であった。

また、社会保障支出（成長率）の結果については、経済発展が比較的進んでいる地域の時間額最低賃金（レベル1～レベル3）を被説明変数とした固定効果モデルにおいて、パラメータの符号は統計的に有意に正であり、経済発展が比較的遅れている地域（レベル4）の分析結果では非有意であった。一方で、2011年以降ダミー変数と社会保障支出・成長率の交差項の推定係数は全て非有意であり、社会保障改革が時間額最低賃金に与えた影響は確認されなかった。すなわち、物価を考慮して実質化した変数を用いた計量モデルの推定結果によると、虞（2020a）とは異なり、社会保障支出や社会保障制度改革が最低賃金に与える影響は十分には確認されなかった。

以上をまとめると、中国では、消費者物価指数、

表6 中国の時間額最低賃金の決定要因に関する分析結果

[被説明変数 = 時間額最低賃金 (対数値)]	FE				IV/FE			
	(1) レベル 1	(2) レベル 2	(3) レベル 3	(4) レベル 4	(5) レベル 1	(6) レベル 2	(7) レベル 3	(8) レベル 4
第二次、第三次産業の付加価値 (対数値)	0.051 (0.115)	-0.038 (0.096)	-0.081 (0.116)	-0.203 (0.162)	-0.014 (0.323)	-0.230 (0.464)	-0.099 (0.270)	-1.056 (0.674)
消費者物価指数	1.074*** (0.291)	1.078*** (0.335)	1.200*** (0.364)	1.088*** (0.365)	1.089*** (0.294)	1.119*** (0.349)	1.207*** (0.365)	1.355** (0.645)
平均賃金 (対数値)	0.872*** (0.136)	0.975*** (0.106)	1.052*** (0.125)	1.130*** (0.178)	0.891*** (0.167)	1.029*** (0.161)	1.055*** (0.131)	1.378*** (0.368)
失業率・成長率	-0.027 (0.036)	-0.039 (0.037)	-0.038 (0.036)	-0.064 (0.063)	-0.088 (0.260)	-0.214 (0.428)	-0.056 (0.271)	-0.804 (0.637)
一人当たり平均消費水準 [都市部]・成長率	-0.508** (0.215)	-0.571** (0.224)	-0.655*** (0.235)	-0.649 (0.407)	-0.540** (0.247)	-0.662* (0.340)	-0.664*** (0.237)	-1.152* (0.660)
社会保障支出・成長率	0.022** (0.010)	0.029** (0.012)	0.030** (0.013)	0.013 (0.017)	0.018 (0.021)	0.015 (0.038)	0.028 (0.026)	-0.050 (0.041)
社会保障支出・成長率 × 2011年以降ダミー	0.039 (0.037)	0.022 (0.036)	0.043 (0.036)	0.116 (0.116)	0.043 (0.046)	0.035 (0.049)	0.044 (0.036)	0.170 (0.156)
定数項	-3.164* (1.858)	-1.826 (1.744)	-1.534 (2.095)	1.098 (2.882)	-1.369 (8.310)	3.508 (12.903)	-1.011 (7.564)	24.756 (17.636)
Sargan-Hansen statistic (p value)					1.690 (0.194)	1.301 (0.254)	2.010 (0.156)	
Kleibergen-Paap rk LM statistic (p value)					33.840 (0.000)	37.280 (0.000)	36.470 (0.000)	30.990 (0.000)
Kleibergen-Paap rk Wald F statistic (p value)					37.320 (0.000)	42.200 (0.000)	41.320 (0.000)	37.340 (0.000)
サンプルサイズ	363	320	311	182	363	320	311	182
R <sup>2</sup> (自由度調整済)	0.887	0.890	0.891	0.874				

注：1) 括弧内は各省・自治区・直轄市を cluster とする不均一分散に対処したロバストな標準誤差を示す。

2) \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1

3) モデル8は、通常の操作変数に関する検定結果から、過剰識別の問題が報告された。個人企業/私営企業従業員数の対数値だけを用いた検定結果の場合は、全ての検定で操作変数の妥当性が確認されたため、モデル8は単独の操作変数を用いることとし、過剰識別検定の Sargan-Hansen statistic は報告していない。

出所：筆者作成。

平均賃金などの要因が月額最低賃金と時間額最低賃金の双方の決定に影響を与えていると言える。一方、社会保障支出の成長率、第二次、第三次産業の付加価値などの要因は、月額最低賃金と時間額最低賃金のレベルによって係数の有意性や符号が異なっている。また、失業率は、月額最低賃金と時間額最低賃金の決定に対して影響が少なかった。これらの分析結果を踏まえ、中国における各最低賃金の決定の合理性について、以下のようにまとめられる。

第一に、前述した先行研究の胡（2017）、呉・関・何（2018）、虞（2020a）の指摘に見られるように、中国における各最低賃金の改定は、各地域の経済発展の動向に十分に連動していない状況にある。具体的には、賃金水準や物価水準との相関はみられるが、地域の生産・消費の経済発展レベルや雇用環境との関連は小さい。先行研究からは、低賃金労働者の賃金水準、就業率は最低賃金に依存していることが示されている（丁，2009；李・何，2010；孫・舒，2011）。それらの労働者の多数は、低学歴で農民戸籍を持つ農民工であり、法律や政策についての理解も十分でない。また、中国では、医療保険、失業保険などの社会保障制度は非戸籍地で利用できないケースがあり、最低賃金近傍の低賃金労働者は、サービス残業や長時間労働にともなう健康問題にしばしば直面する。最低賃金が労働者（特に低賃金労働者）とその家族の最低限度の生活の安定を保障するという効果を十分に発揮するためには、地域の消費支出の伸びと最低賃金を連動させることに加え、雇用環境への配慮、他の社会保障・労働政策などの社会的セーフティネットの構築が必要であると考えられる。

第二に、社会保障支出の影響についての推定結果を見ると、固定効果モデルの分析結果では、社会保障関連の支出が一部の地域の月額最低賃金（レベル1とレベル3）と時間額最低賃金（レベル1～レベル3）と関連していたが、操作変数法を用いた固定効果モデルの分析結果では、十分な

影響は確認されなかった。したがって、就労へのインセンティブを強化すべく、地域の社会保障水準との整合性を測る形での最低賃金の調整は十分には行われていないと考えられる。ただし、月額最低賃金（レベル（4））を被説明変数とする操作変数を用いた固定効果モデル（8）の推定において、社会保障支出と2011年以降ダミーの交差項の係数は統計的に有意に正になっていたため、地方においては、社会保障改革以降に、社会保障支出と最低賃金との連動がやや強まっている可能性がある。日本では、最低賃金法の改正（2008年施行）により、地域の生活保護基準の動向に配慮した形での最低賃金が設定されつつあるが、中国においても、社会保障制度の給付水準と最低賃金との関係について今後も検証の必要がある（安部・玉田，2007；玉田・森，2013）。

## 6. おわりに

近年、世界の多くの国で最低賃金に関する問題が活発に議論されているが、中国における最低賃金の決定要因やその経済効果については、いまだ十分に解明されていないことが多い。本研究では、このような現状を踏まえ、中国の様々な地域レベルにおける月額最低賃金と時間額最低賃金の決定要因に注目した分析を行った。中国の月額最低賃金の決定要因について分析したこれまでの先行研究は、平均賃金、失業率、最低生活保護基準額、労働者数などの要因が最低賃金に影響を与えることを報告しているが、本研究は、①全ての変数の実質化、②操作変数を用いたパネルデータ分析の実施による内生性の対処を行っている。これまでの分析結果を踏まえ、中国における最低賃金の決定要因について改めて整理しておきたい。

第一に、中国の省・自治区・直轄市などの各地域レベルの最低賃金は、「最低賃金規定」に「地域の経済発展、労働市場における雇用環境、就労世帯の生計費、社会保障の水準などの様々な要因を考慮して決定される」とあるが、どの地域レベ

ルの最低賃金に対しても、これらの要因の一部をある程度参照しながら決定されていることがわかった。具体的には、月額最低賃金、時間額最低賃金ともに、平均賃金、物価水準などの変数の動きと連動して推移していた。ただし、その一方で、第二次、第三次産業の付加価値や1人当たりの平均消費支出額（都市部）など生産・消費に関連した経済発展度を示す変数については、「最低賃金規定」の主旨とは異なり、逆の相関や無相関が確認された。

上記の傾向は、操作変数を用いた固定効果モデル分析の推定結果においても同様であった。ただし、社会保障支出関連の変数については、通常の固定効果モデルの推定結果では統計的に有意に正となるモデルでも、操作変数を用いたケースでは、多くのモデルで無相関になるケースが生じた。これらの点を踏まえると、中国の各レベルで設定されている最低賃金は、労働者とその家族の最低限度の生活の安定を保障するという観点からすると、最低賃金の効果を十分に発揮していない可能性があり、各最低賃金の決定プロセスの合理性についてさらに検討する必要があると考えられる。

今回の研究では、中国の省・自治区・直轄市などの各地域レベルの月額最低賃金と時間額最低賃金の決定要因を分析したが、計量分析においては、集計データの制約があり、それぞれの説明変数は各地域レベル（レベル1～レベル4）の地域データではなく、各省・自治区・直轄市の平均水準を用いている。そのために、レベル1以外の月額最低賃金の決定要因についての分析には、改善の余地がある。今後、各レベルのそれぞれの最低賃金に対応している地域統計データが利用可能になれば、さらに中国の各最低賃金の決定要因についての検証を深めることが可能になると考えられる。

## 参考文献

安部由起子・玉田桂子 (2007) 「最低賃金・生活保護額の地域差に関する考察」『日本労働研究雑誌』No.563,

- pp31-47.
- 虞尤楠 (2020a) 「最低賃金の決定要因に関する日中比較」『経済論究』No.167, pp.93-115.
- 虞尤楠 (2020b) 「最低賃金に関する研究の現状」『経済論究』No.168, pp77-105.
- 虞尤楠・浦川邦夫 (2021) 「日本の最低賃金の要因分析—隣接都道府県間の相互的影響を中心に—」『生活経済学研究』No.53, pp61-73.
- 玉田桂子・森知晴 (2013) 「最低賃金の決定過程と生活保護基準の検証」経済産業研究所 . <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/13j013.pdf> (2022年11月1日最終アクセス)
- Card, David. and Alan B. Krueger (1994) "Minimum Wages and Employment: A Case Study of the Fast-Food Industry in New Jersey and Pennsylvania," *American Economic Review*, 84, pp772-93.
- Li, Y., Kanbur, R. and Lin, C. (2018) "Minimum wage competition between local governments in China," *IZA Discussion Paper Series*, 11893, pp1-24.
- Neumark David and William Wascher (1992) "Employment Effects of Minimum and Subminimum Wages: Panel Data on State Minimum Wage Laws," *Industrial and Labor Relations Review*, 46(1), pp55-81.
- Neumark, David and William Wascher (2008) *Minimum Wages*. MIT Press.
- 丁守海 (2009) 「提高最低工资标准对农民工离职率的影响分析」『中国农村观察』2009(4), pp26-36.
- 韩兆洲・魏章进 (2006) 「我国最低工资标准实证研究」『统计研究』2006(1), pp35-38.
- 韩兆洲・魏章进 (2010) 「最低工资标准的测算模型及实证检验」『统计与决策』2010(24), pp4-6.
- 胡宗万 (2017) 「2016年最低工资标准地区间协调程度评估研究」『调研世界』2017(5), pp49-52.
- 韩兆洲・林仲源 (2017) 「我国最低工资增长机制时空非平稳性测度研究」『统计研究』2017(6), pp38-51.
- 李晓春・何平 (2010) 「最低工资标准的农民工就业效应」『江苏社会科学』2010(4), pp59-66.
- 路少朋・商圆月 (2022) 「最低工资标准与低收入群体空间流动」『山西财经大学学报』2022(6), pp1-13.
- 宁光杰 (2011) 「中国最低工资标准制定和调整依据的实证分析」『中国人口科学』2011(1), pp26-34.
- 孙中伟・舒玢玢 (2011) 「最低工资标准与农民工工资」『管理世界』2011(8), pp45-56.
- 王国洪・杨翠迎 (2015) 「我国最低工资标准的影响因素研究」『现代管理科学』2015(1), pp27-29.
- 吴忠・关娇・何江 (2018) 「最低工资标准因子测算模型实证研究」『上海经济研究』2018(10), pp94-106.

- 1 本稿は2022年度北東アジア学会（第28回学術研究大会）で報告した論文を改訂したものである。討論者の島根県立大学の張忠任先生、匿名レフェリーの先生方からの有益なコメント及び九州大学の浦川邦夫先生、長崎県立大学の尹清洙先生から貴重なご教示をいただいた。ここに謝辞を述べたい。
- 2 虞（2020a）より参照。2004年に「企業最低賃金規定」が改定され、「最低賃金規定」になる。
- 3 中華人民共和国人的資本社会保障部ウェブサイトより参照。  
[http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi/fwyd/202204/t20220408\\_442833.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi/fwyd/202204/t20220408_442833.html)（2022年11月1日最終アクセス）
- 4 Li et al. (2018) は距離及び標準化した行政界ダミーという2つの定義を踏まえ、複数の空間重み行列を構築することで、隣接地域の最低賃金を表す空間ラグ変数を作成した。その上で、計量モデルにそれらの空間ラグ変数を追加し、統計的に有意な正の推定係数と言う結果より、最低賃金の決定には隣接地域の最低賃金水準からの影響を受けていることを確認した。
- 5 本節の記述の内容は、主に虞（2020a, 2020b）に依拠している。
- 6 「最低賃金規定」第一条に基づく。[http://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/gzk/gz/202112/t20211228\\_431587.html](http://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/gzk/gz/202112/t20211228_431587.html)（2022年11月1日最終アクセス）
- 7 「最低賃金規定」第二条に基づく。[http://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/gzk/gz/202112/t20211228\\_431587.html](http://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/gzk/gz/202112/t20211228_431587.html)（2022年11月1日最終アクセス）
- 8 「最低賃金規定」第五条に基づく。[http://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/gzk/gz/202112/t20211228\\_431587.html](http://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/gzk/gz/202112/t20211228_431587.html)（2022年11月1日最終アクセス）
- 9 「最低賃金規定」第六条、添付資料より参照。[http://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/gzk/gz/202112/t20211228\\_431587.html](http://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/gzk/gz/202112/t20211228_431587.html)（2022年11月1日最終アクセス）
- 10 前掲9。
- 11 「最低賃金規定」第七条より参照。[http://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/gzk/gz/202112/t20211228\\_431587.html](http://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/gzk/gz/202112/t20211228_431587.html)（2022年11月1日最終アクセス）  
各省・自治区・直轄市の統計年鑑より参照。
- 12 中華人民共和国人的資本社会保障部ウェブサイト（各年度「全国各地域最低賃金標準状況」）や各省・自治区・直轄市の統計年鑑より参照。
- 13 前掲12。
- 14 中華人民共和国人的資本社会保障部ウェブサイトより参照。  
[http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi/fwyd/202204/t20220408\\_442833.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi/fwyd/202204/t20220408_442833.html)（2022年11月1日最終アクセス）
- 15 2008年に、労働保障部と人事部が合併して誕生した  
國務院の組成部門である。
- 16 「最低賃金規定」第八条、第九条を参照。[http://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/gzk/gz/202112/t20211228\\_431587.html](http://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/gzk/gz/202112/t20211228_431587.html)（2022年11月1日最終アクセス）
- 17 令和4年4月1日の為替市場で、当日の為替レートの平均値から1人民元 = 19.54円で計算している。以下、同様である。
- 18 中華人民共和国人的資本社会保障部ウェブサイトより参照。  
[http://www.mohrss.gov.cn/ldgxs/LDGXqiyegongzi/LDGXzuidigongzibiao/hun/201201/t20120119\\_86795.html](http://www.mohrss.gov.cn/ldgxs/LDGXqiyegongzi/LDGXzuidigongzibiao/hun/201201/t20120119_86795.html)（2022年11月1日最終アクセス）
- 19 計量分析と同様に、2005年を100とする「消費者物価指数」を用いて実質化した金額を利用し、全国各省・自治区・直轄市の平均的な引き上げ幅を計算した。
- 20 胡（2017）、虞（2020a）より参照。
- 21 2019年～2021年は、新型コロナウイルス感染症の流行による景気の悪化により、最低賃金を改定していない地域が多かったため、2012年と2018年のデータを検討している。
- 22 中華人民共和国人的資本社会保障部ウェブサイトより参照。  
[http://www.mohrss.gov.cn/ldgxs/LDGXqiyegongzi/LDGXzuidigongzibiao/hun/201201/t20120119\\_86795.html](http://www.mohrss.gov.cn/ldgxs/LDGXqiyegongzi/LDGXzuidigongzibiao/hun/201201/t20120119_86795.html)（2022年11月1日最終アクセス）
- 23 「最低賃金規定」に関する資料より、月額最低賃金を時間額に換算することについては、1ヶ月22.92日、1日8時間働くと想定している。
- 24 Card et al.(1994)、Neumark et al.(1992; 2008)より参照。
- 25 「最低賃金規定」に関する資料より、時間額最低賃金を月額に換算することについては、1ヶ月22.92日、1日8時間働くと想定して計算した。月額最低賃金の時間あたりの水準は平均賃金との相関が強く、両変数を同じ計量モデルに説明変数として入れると多重共線性の問題が生じるため、各地域レベルの時間額最低賃金をあらかじめ月額に換算した変数を被説明変数とするモデルを用いることで対応する。
- 26 サンプルサイズを考慮し、本研究の分析は各地域のレベル4までの月額最低賃金と時間額最低賃金を被説明変数として用いている。
- 27 第二次、第三次産業の付加価値とは、市場価格で計測されたものである。第二次産業は、鉱業、製造業、電力・ガス・水道などのサービスを提供する産業、建築業などが含まれ、第三次産業は第一次産業、第二次産業に含まれない産業である。  
中国統計局サイトより参照。  
<http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=E0103>（2022年11月1日最終アクセス）
- 28 中国統計局サイトで公表されているデータは、前年度を100とする消費者物価指数であるが、分析には、

公表されたデータより 2005 年を 100 とする消費者物価指数を計算して用いる。

- 29 中国統計局サイトより、社会保障支出は目的別歳出が公表されていないため、社会保障政策全般の歳出水準を使用する。
- 30 時間額最低賃金（レベル 4）を被説明変数とするケースでは、操作変数に関する検定の結果によって、個人企業 / 私営企業従業員数の対数値のみを用いるなどの操作変数の調整を行った。
- 31 失業率の定義は中国統計局サイトより参照。<http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=E0103>（2022 年 11 月 1 日最終アクセス）

## Empirical Analysis of Minimum Wage Determinants in China – Impacts on Minimum Wage among Provinces, Autonomous Regions, Municipalities –

YU, Younan (University of Nagasaki)

The minimum wage policy was officially issued and introduced in China in 1993, and revised in 2004, since then has been extended to part-time workers. Influenced by the pandemic of the Covid-19, the world economy has become sluggish, and the increase of the minimum wage has been temporarily suspended since 2020. But in 2022, with the recovery and normalization of economic activity, many countries are in process of raising the minimum wage again. Against this background, discussions on raising the minimum wage and its determinants became active.

This study explored minimum wage determinants using panel data from China dur-

ing 2006–2019. Empirical results suggest that average wage and CPI have significant effects on minimum wage aligned with the policy. These results were robust after controlling for endogeneity effects using instrumental variable regression. However, the level of economic development, welfare, and the unemployment rate were significant in a few cases.

According to the empirical results, it is possible that the minimum wage in China is not related to economic development and welfare. We need more evidence to examine the impact of minimum wage on improving working conditions.



## ユーチューブと中国地域研究

### —コロナ禍におけるフィールドワークの補完ツールになり得るか—

穆 堯 芊（新潟県立大学）

#### 要 旨

2019年に発生した新型コロナウイルスの世界的大流行及び各国の封じ込め政策は、外国の地域研究者にフィールドワークに行けないという未曾有の事態を招き、地域研究のあり方に大きな影響を及ぼしている。一方、新型コロナウイルスの流行によって生まれた新しいコミュニケーション技術は急速に進歩・普及し、たとえば研究情報の収集の面では、動画共有サイト「ユーチューブ」の存在がより広く知られるようになり、外国の現地情報を入手するための重要なソースとして注目されている。現地調査に行かなくてもほぼリアルタイムで現地の様子が分かるというメリットから、外国地域研究への応用が検討されている。一方、ユーチューブ動画の内容は一般的なもので、研究に生かすことが難しいこと、受け身的に動画を視聴するだけで研究対象とのリアクションができないことなど、ユーチューブはどこまで外国地域研究の役に立てるかについて、懐疑的な見方を示す研究者もいる。

本稿はこの問題を正面から取り上げ、新型コロナウイルスの流行によりフィールドワークに行けない補完的な手段として、ユーチューブはどこまで外国地域研究の役に立てるか、どの側面に強みを持ち、どの側面において限界があるを明らかにすることにより、情報収集ツールとして外国地域研究との関係を明らかにする。

#### 1. はじめに

2019年に発生した新型コロナウイルスの世界的大流行及び各国の封じ込め政策は、外国の地域研究者にフィールドワークまたは現地調査に行けないという未曾有の事態を招き、地域研究のあり方に大きな影響を及ぼしている。その中で、研究の重点をフィールドワークから文献調査やデータ分析にシフトしたり、専門分野を維持しながらも研究対象地域を外国から国内に変更せざるを得ない研究者もいるであろう。多くの地域研究者に

とって新型コロナウイルスの流行と移動制限は研究に大きなダメージを与えるものであり、マイナスの側面が極めて強いと考えられる。

一方、新型コロナウイルスの流行によって生まれた新しいコミュニケーション技術は急速に進歩・普及し、オンライン会議システム ZOOM のように対面でなくても人々は簡単に面談することができ、リアルタイムで意見交換できるようになった。研究交流の分野では、現地の研究者を招いて簡単にオンライン国際会議を開くことができ

---

#### キーワード：

ユーチューブ、中国地域研究、コロナウイルス、現地調査、フィールドワーク

るようになり、移動の時間とコストが大幅に節約できるほか、煩雑な招聘ビザ・宿泊手配の手続きも要らなくなった。研究情報の収集の面では、誰でも投稿・視聴できる動画共有サイト「ユーチューブ」が外国の現地情報を入手するための重要なソースとして注目されている。現地調査に行かなくてもほぼリアルタイムで現地の様子が分かるというメリットから、外国地域研究への応用が検討されている。現地の人々や旅行者がアップした現地の動画を継続的に視聴することにより、最新の事情を把握し、現場感覚の維持に役に立っている研究者もいる。一方、ユーチューブ動画の内容は一般的なもので、研究に生かすことが難しいこと、受け身的に動画を視聴するだけで質問ができないこと、音声付きの動画とはいえ臨場感の面では現地に行って調査するフィールドワークには及ばないなどのデメリットもある。ユーチューブ動画はどこまで外国地域研究の役に立てるかについて懐疑的な見方を示す研究者もいるであろう。

本稿はこの問題を正面から取り上げ、新型コロナウイルスの流行によりフィールドワークに行けない補完的な手段として、ユーチューブはどこまで地域研究の役に立てるか、どの側面において強みを持ち、どの側面において限界があるかを分析することにより、情報収集ツールとして外国地域研究との関係を明らかにする。

本稿の構成は以下のとおりである。第2章では、先行研究を整理し、本稿の位置付けと課題を明らかにする。第3章では、外国地域研究の性格およびフィールドワークの意義を検討する。第4章では、ユーチューブの概要や成長の経路、動画視聴サイトとしての特徴を分析する。本稿の検討対象としてユーチューブを選んだ理由も述べる。第5章では、中国地域研究の事例を挙げながら、中国の農民工の生活・仕事・家族の様子を伝える「農民工小代」と中国各地への旅を通じて地方の様子を伝える「阿杜游中国」の2つのユーチューブチャンネルを取り上げる。ここから得られる農民工の

実態や中国各地の様子などの情報はどこまで学術研究に生かせるかを検討する。第6章では、地域研究の性格やフィールドワークの意義をふまえて、現地情報の収集ツールとしてのユーチューブ有効性と限界を明らかにする。最後に本稿を取りまとめる。

## 2. 先行研究

新型コロナウイルスの流行を背景に新しいコミュニケーション技術を行政、教育、ビジネス、医療、研究交流などの分野で応用することが検討されているが、海外現地調査の補完ツールとしてユーチューブの機能や限界に着目する研究はまだ少ない現状である。

たとえば、鈴木修斗・黄璐・張紅等(2020)は地理学分野における教育目的のフィールドワークの実施について、事前の事務連絡はオンライン上で完結させて、調査時には徹底した感染対策を行うなどの工夫をすれば、コロナ禍においても高い教育効果をもったフィールドワークが可能であると指摘している。

ビジネスの分野では、小野晴世(2021)はオンラインによる工場見学の事例を取り上げ、営業活動として顧客が工場に出向かなくても工場内を見学でき、チャットなどを使用して商談ができる取り組みを紹介している。コロナ禍による移動制限を背景に、オンライン工場見学は営業活動、改善活動発表会、監査の受け入れ、採用活動などへの活用が模索されていると明らかにしている。

研究の面では、日本経済新聞の2020年9月27日の記事では、「今まで当たり前に行っていた調査がコロナ禍でしにくくなり、フィールドワークを前提にした研究や教育が困難に直面している」<sup>1</sup>と指摘した。そのうえで、国立民族学博物館の野林厚志氏の取り組みとして、世界に数多く構築されている民族誌のデータベースなどを活用したオンラインフィールドワークの可能性を検討している。

Deborah Lupton(2020) はパンデミックにおける様々なオンライン調査法を具体的に紹介している。たとえば、調査対象者に自分の日々の生活を動画に撮影させてシェアしてもらうこと、ZOOM やオンラインチャットを利用してインタビュー調査を行うことなどが挙げられている。ユーチューブの利用について、研究対象にアクセスできない状況のなかでユーチューブの役割が注目されているが、研究対象との間でコミュニケーションが取れないことに限界があると指摘している。また、公共空間における私的データの利用は常に倫理的な懸念が付きまとうとも述べている。Burgess and Green(2009) は、ユーチューブは人々の日常生活を理解するのに意味があるものであり、「巨大で、異種的な、しかし大部分は偶発的で無秩序な公共アーカイブ」であると表現している。このように、新型コロナウイルスの流行によりオンラインの手法は様々な分野に活用されているが、地域研究への応用に関してユーチューブに焦点を当てた実際の研究はいまのところまだない。

コロナ禍により地域研究のフィールドワークが実施できない状況について、日本文化人類学会会長の窪田幸子氏は、「今は立ち止まって考える貴重な機会」との考えを示している。国立民族学博物館の野林厚志氏も「世界が悩み、考え、そして道を見つけようとしている」と指摘している<sup>2</sup>。本稿もこのような目的から出発し、現地に行けないあるいは行きづらい状況のなかで地域研究におけるユーチューブの特徴と限界を明らかにし、新しい可能性を検討してみたい。

### 3. 外国地域研究の性格とフィールドワークの意義

#### (1) 外国地域研究の性格

ユーチューブをフィールドワークの補完ツールとして検討する前に、地域研究の性格やフィールドワークの意義を整理する必要がある。ここでは、地域研究の性格、特徴と課題を順次に検

討してみる。

第一に、外国地域研究の性格について、これまで多くの研究者が自ら定義し、その特性をまとめてきた。小林浩二（2012、p.2）によれば、「地域研究とは、地域を構成する自然現象ならびに人文現象を総合的（統合的）に把握することによって、地域の全体像－地域の特性（個性）といってもよいが－を明らかにする学問」である。また、平野健一郎（2007、p.18）は、「地域研究の本質は、なによりも、対象の全体をつかまえる楽しみにある。対象をとことん理解したいという知的好奇心を満足させるのが地域研究である」と指摘している。国分良成（2013、p.57）は、地域研究を「世界の中のある特定の地域を切り取って、その個性を解明する実証的研究」とし、そのために「まずその地域の語学を習得し、フィールドワークや共同研究を通じて学問横断的（学際的）に地域の個性を迫る」ことが必要であると指摘している。

これらの性格から、地域研究は個別の学問分野のみからアプローチするのではなく、様々な分野から統合的にアプローチし、対象地域の全体を理解することに重点が置かれていることが分かる。たとえば、中国地域研究を行う研究者は、経済学、政治学、国際関係学、社会学、史学などの専門分野を持ち、その分野の研究を中心にしながらも中国全体の状況に目を配らなければならない。したがって、専門分野以外でも、中国に関わるものであれば関心を持つ必要がある。また、地域研究は対象地域とほかの地域との比較を通じて、地域の特性を実証的に分析するものである。研究の手法も多岐にわたっている。

第二に、地域研究の特徴や醍醐味についても様々な見解が示されている。国分良成（2013、p.57）は「地域研究の醍醐味は多様性の発見である。研究を通じて世界の広さや大きさ、そしてそこに脈々と流れる歴史や文化などの地域の原理を見出すことができる」と指摘した。小林浩二（2012、p.7）は地域研究の特色として「地域

そのものを対象とすること」、「野外調査を伴うこと」、「文献にも依存すること」、「統合的考察を必要とすること」、「地域の個性を追求すること」の5点であると分析した。平野健一郎（2007）は地域研究に3つの特徴があると分析している。すなわち、対象地域を全体として捉えられる全体性、ローカル・エスニック・ナショナル・リージョナル・グローバルなど複数のレベルに絡められる重層性、ヒト・モノ・カネ・情報が絶えずに流出入する越境性である。全体性、重層性、越境性を意識した地域研究こそが、部分と全体の関係を的確に捉え、全体を捉えることができるという地域研究本来の醍醐味を發揮するとしている。

このように、地域研究の面白さは地域の全体性、多様性、方法としての野外調査、地域個性の追求、研究対象の重層性、越境性など多岐にわたっている。このような地域研究の特徴は、使用する研究資料の多様性などに大きく依存しており、後述するように、ユーチューブの機能や特徴はそれらに合致する、ないしはそれらとの親和性が高い。

第三に、地域研究が直面している課題は数多く存在している。梶谷懐（2007、p.130）は『『地域研究』の意味を問い直す前に、まず『地域』という概念がそもそも『あいまいさ』、『つかみどころのなさ』を多分持ったものであると指摘しておく必要がある』と述べている。また、平野健一郎（2007、p.17）はかつて地域研究には特権があり、「戦後の日本では、戦後暫くの間、誰も対象地域に行くことができなかった。地域研究者が何を言ってもチェックはされずー対象の内側からも外側からもー、ひたすらありがたがってもらえた」という夢のような時代があったと明らかにしている。しかし、その特権は1980年代以降に喪われつつあり、地域研究者が特権的に独占してきた対象地域に誰もが行けるようになったこと、対象地域の中から自らの社会・文化を研究する研究者が輩出されるようになり、先進国社会の人間による地域研究の特権が喪失したことを指摘している。

さらに、地域研究とディシプリンとの関係についても議論されてきた。武内進一（2013、pp.52-53）は「何らかの法則性、一般性を指向する社会科学の方法論は、特定地域を長期的に調査研究する地域研究の方法と齟齬を来す可能性がある」と述べている。ディシプリンに対する居心地の悪さを抱いていくことは、地域研究の方法を選択した者にとって避けられないかもしれないと指摘している。このように、地域研究だからこそ持つ曖昧さ、理論的な弱さと非厳密さがあるといつてよい。

## （2）フィールドワークの意義

以上のような地域研究の性格や特徴から、研究対象地域に接近するためには文献調査やデータ分析だけでは不十分で、実際に現地に入って現地の情報を収集し、地元の人々と話し、五感を駆使してアプローチするフィールドワークが不可欠である。すなわち、フィールドワークの第一の意義は現場感覚の獲得である。

加藤弘之（2003、p.i）は「中国研究に現地調査の旅は欠かすことができない」と力説し、「文献資料で得られない現場感覚といったものを感じ取ることがとても大切である」と指摘している。具体例として、広東省深圳市のある工場の訪問を振り返るときに、「日曜日の午後、面談調査に現れた女工さんたちの素朴な受け答えが、強い香水の香りと共になつかしく思い出される」という現場にいた人しか感じるできない体験を述べている。また、「この工場はその後も何度か訪れたが、道路が整備され、街路樹が植えられ、行くたびに町らしくなっていく。都市ができあがる様子をリアルタイムで観察しているような気分だった」とも述べている。筆者も中国地域経済研究について、「中国各地の生き生きとした様子、それぞれ異なる特色、地域経済の広大さ、おぼろげさと神秘さ」（穆堯芊、2019、p.v）のような臨場感を体感しており、現地調査を積み重ねて得られる心境を表現している。

第二に、フィールドワークはこのような臨場感、現場感覚を与えるだけではなく、より重要なのは、研究者はその過程で研究の着想やアイデアが得られることである。塚本鋭司（2015、p.29）は「本を読んで自分の考えをまとめるということではなくて、実際の現場へ行ってそこで観察したことを記録し、その記録をもとに、何かを発見するというのがフィールドワークの基本である」と指摘している。加藤弘之（2003、p.i）も「自分自身の経験では、聞き取りでメモした数字が実際に論文で使えることは稀である」としたうえで、それでもフィールドワークが重要なのは（現地に行った時に）「漠然と感じたこと、考えたことが、何年かして論文の種になったりすることが多い」と明かしている。また、高原隆（2015、p.5）では、フィールドワークは「きわめて自己発見的な、他者の中に自己を見る、内省的な作業である」と述べており、「誰に会うかも、どういった体験を現地の人とするのかも、一人一人違ってくる」と指摘している。遠藤英樹（2022、p.1）も調査者と調査対象との関係を重視し、フィールドワークは調査者の主観的な意思に基づく能動的なものでもなければ、調査対象の状況に完全に依存する受動的なものでもなく、両者のダイナミックな関係を重視する「中動態」的なものであると主張している。したがって、フィールドワークは単なる外部からの情報を収集するだけではなく、研究者一人一人の内省を通じて新しいアイデアを生み出し、極めて創造的なものである。

第三に、上記の臨場感及び創造性を獲得するために、「エスノグラフィー」という手法を用いる研究者もいる。エスノグラフィーは一般的には民俗誌と訳され、もとは文化人類学、社会学の分野で集団や社会の行動様式をフィールドワークによって調査し記録する手法およびその記録のことを指すが、近年では多様な学問分野で調査手法として利用・応用されている。阿古智子（2020、p.232）によると、エスノグラフィーは「部外者

としてフィールドワークに来た」という枠を超えて、対象地域の人々の生活にプレーヤーとして実際に関与していき、その過程で研究資料を収集したり、着想を得たりするというものである。「研究対象となる人々の生活空間に長期にわたって入り込み、観察やインタビューによって人々の行動様式を明らかにする」としている。エスノグラフィーの主な手法は参与観察であり、「何らかの形で研究者が研究対象と関わり、それに関する言葉、情景、雰囲気などを見聞きし、記録していく」ものである。ここで「何らかの形で関わる」というのは、たとえば、現地の農業振興や草の根支援プロジェクトに参加すること、現地への援助団体のメンバーになること、現地の学校整備プロジェクトに参加することなどが想定されている。一方、このような参与観察は、現地社会に警戒されるほか、文化人類学の観点からみれば調査研究によって現地の地域社会に影響を与えることになってしまうため、行うべきではないとの考え方もあろう。

以上のように、フィールドワークは単なる現地の情報の収集のみならず、現地の人々と同じ目線で物事を考える現場感覚の獲得、内省などを通じて新しい研究の着想が得られるという極めて創造的な営みである。これらのフィールドワークの意義や重要性について、ユーチューブはどこまで対応可能で、どこに限界があるかについて、これから詳細に検討する。

## 4. ユーチューブの成長と特徴

### (1) ユーチューブの成長

ユーチューブは2005年にアメリカのカリフォルニア州に設立された動画共有プラットフォームである。ユーチューブはユーザー登録すれば誰でも簡単に動画をアップロードでき、誰でも無料でその動画が視聴できる。グーグルに次いで世界2番目にアクセスされるウェブサイトである。

インフォキュービック社が公表した2021年のユーチューブの統計<sup>3</sup>によれば、世界の23億人

以上が月1回ユーチューブを利用している。全世界のソーシャルメディアユーザー数は約45億人であるため、その50%以上がユーチューブを利用している計算になる。23億人は世界のインターネットユーザー数の三分之一に相当する数字である。また、過去5年間にフェイスブック、インスタグラム、ティックトック、ツイッターなどのSNSのユーザー数は横ばいで推移していることに対して、ユーチューブは大幅な成長を見せており、最も勢いのあるSNSの一つである。ユーチューブは100以上の国にローカライズされており、80の異なる言語でアクセスすることができる強みを持ち、世界で毎日10億時間以上の動画が視聴されている。親会社であるアルファベット社の時価総額は2016年2月1日に5700億ドルに達し、アップル社を抜いて初めて世界トップになった。2016年時点でアルファベット社のグーグル検索や地図、ユーチューブ、Gメールは、それぞれ月間の利用者数はすでに世界で10億人を超えている<sup>4</sup>。

2019年以降の新型コロナウイルスの大流行において、アルファベット社も含む米国の巨大IT企業はさらなる成長を遂げている。アルファベット社の2021年1～3月期の決算では、売上高は前年同期比34%増の553億1400万ドルとなり、純利益は前年の2.6倍の179億3千万ドルに上った<sup>5</sup>。今後の展望では、アルファベット社のスンダー・ピチャイ最高経営責任者は「緊急事態が終わっても、世界は以前と同じような姿ではないだろう」と語り、新型コロナウイルスの流行はデジタル化が急速に進む契機になるとの考えを示している<sup>6</sup>。リモートワークにより自宅にとどまる人が増えるなか、検索サービスやユーチューブ動画、スマートフォン上のアプリ、ビデオ会議システムの利用は今後も確実に増える。

## (2) ユーチューブの特徴

ユーチューブは世界最大の動画共有プラット

フォームとして以下の特徴を持っている。第一に、ユーチューブにはあらゆるジャンルを含む豊富な動画コンテンツを有している。ユーザー登録すればだれでも自由に動画(最長12時間)をアップロードすることができ、毎日世界中の人々から動画が投稿されている。一例をあげると、中国に興味を持つ研究者であれば、中国の最新ニュース、ドキュメンタリー、各地の旅行動画、人々の暮らしの様子、各分野の専門家の講演、外国人が中国に住む生活の実態、様々な社会現象や話題に対する中国人の見解など、極めて豊富な動画コンテンツが入手できる。

第二に、投稿者には質の高い動画を投稿する強いインセンティブがあり、結果として良質な動画が数多く投稿されることになっている。ユーチューブは広告料で運営されており、質の高い動画が投稿されるとその動画の再生回数が増えたり、投稿者のチャンネル登録者数が増加したりして、投稿者の広告収入に直接につながる仕組みになっている。投稿者は閲覧者やチャンネル登録者の評価や信頼を得るために、真剣に動画のコンテンツを考案することはもとより、動画の画質を上げたり動画編集の技術を高めたりして、より多くの再生回数ないし広告料収入を獲得しようとする。質の高い動画を継続的に投稿してプロのユーチューバーとして活動している人も多いことは周知の事実である。

第三に、動画には文献資料や統計データにない抜群の臨場感がある。現場の映像と音声を記録し、投稿者の解説とともに動的に撮影された動画は、視聴者が現地に行かなくても感じられる臨場感がある。特に、投稿者が360度カメラで動画を撮影した場合は、視聴者はパソコンの前でマウスを動かすだけで、あらゆる方向の様子が確認できるため、まるで自分がその現場にいるような感覚が得られる。

第四に、投稿者と視聴者の間にコミュニケーションが取れる機能がある。ユーチューブ動画に

は、視聴者が評価やコメントをすることができる機能があり、動画を見た人がコメントを通じて投稿者に質問したり、「このような動画を取ってほしい」のようなリクエストを出すことが可能である。投稿者もコメント欄に書かれた質問に回答したり、次の動画でリクエストに応じることができる。すなわち、投稿者が一方的に動画をアップロードするだけでなく、視聴者との意思疎通を図りながら動画のコンテンツを調整できることになっている。

第五に、視聴者にとって圧倒的に使いやすい点である。動画は無料で、何度でも自由に見ることができる。動画のリンクをメールで送れば、友人や研究仲間に簡単にシェアすることもできる。有料のプレミアム会員になれば、動画をダウンロードすることができ、オフラインの環境でも繰り返して視聴できる。気になる投稿者のチャンネルを登録すれば、新しい動画が投稿された場合に自動メールで通知される。また、一人一人の視聴者が関心を持っている分野（よく見る動画の内容や傾向など）について、ユーチューブはビッグデータを駆使して関連動画やチャンネルを推薦してくれる。さらに、動画のタイトルは視聴者の使い慣れた言語で表示されるほか、字幕やナレーションの自動翻訳も視聴者の言語ハードルを大幅に下げている。字幕の文字起こしやそれを保存することもでき、文書やファイルで動画内容を振りかえたい人にも便利である。

確かにこれまで「フィールドワーク調査」と「動画視聴による調査」の中間形態として電話インタビューや Web アンケートなどの手段もあったが、以上の検討で見られるように、ユーチューブは地域研究者にとって極めて有益な情報収集ツールで、豊富な内容と抜群の臨場感があり、様々な機能を備えていて使いやすいなどの面において、電話インタビューや Web アンケートにない利点を多く持っている。ここからはユーチューブが持つ特徴と地域研究やフィールドワークの性格との関

連性について詳細に検討していく。

### （3）本稿の分析にユーチューブを選んだ理由

本稿が中国地域研究の分析に利用できるツールとしてユーチューブを検討対象に選定した理由は以下のとおりである。確かにユーチューブは中国国内では制限されており、一般の人々は動画を投稿することも視聴することもできない。しかし、中国人ユーチューバーは様々な方法でその制限を回避し、頻繁に動画をアップするなど安定的に投稿できている。また、中国国内でもユーチューブと似たような動画共有サイト（iQIYI、Tencent、bilibili、Youku、TikTok など）は数多く存在しており、そちらのサイトにも中国に関して豊富な情報を持っているため、本稿の分析対象として検討することもできる。しかし、これらの中国系サイトに比べて、ユーチューブは世界最大の動画共有サイトとして経営が安定していること、動画のコンテンツに地域や国の制限を受けないこと、中国人のみならず世界中の人々が視聴してコメントをしていること、長時間動画もアップしやすいこと、投稿者の収益メカニズムがしっかり確立されていて良質の動画がアップされていることなど、多くの強みを持っている。一例をあげると、2022年2月現在の月間アクティブユーザー数では、iQIYIは4.9億人、Tencentは4.6億人、bilibiliは1.9億人、Youkuは1.6億人となっているが、ユーチューブは25億人を突破しており（2022年）、極めて大きなユーザー規模を持っている<sup>7</sup>。実際に多くの中国人ユーチューバーは収益を拡大させるため同じ動画をユーチューブと国内複数の動画サイトに同時に投稿している。すなわち、本稿の分析対象として、ユーチューブはほかの中国の動画サイトに比べて劣っているどころか、以上のような様々な強みを有しており、適切な検討対象であると考えられる。

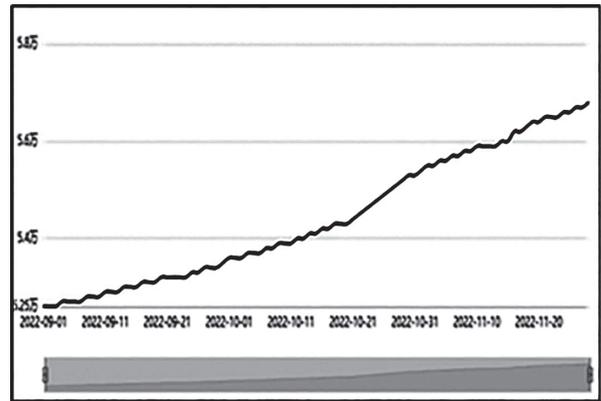
## 5. 2つのチャンネルの事例検討

本章では、具体的なユーチューブチャンネルの事例を挙げて、ユーチューブによる現地情報の収集はどこまで地域研究に役に立つのかについて検討する。本稿は中国の地域研究を例にしているため、中国の農民工の生活・仕事・家族の実態を伝える「農民工小代」と中国各地への旅を通じて各地方のリアルな様子を伝える「阿杜游中国」の2つのチャンネルを取り上げる。「農民工小代」は時間とともに変化する農民工の生活実態を克明に記録しているほか、中国における都市・農村の二元構造への理解にも役に立つ。「阿杜游中国」は単なる旅チャンネルではなく、広大な中国を独自の視点で見歩き、各地の生き生きとした様子や発展のジレンマをリアルに反映している。

### (1) 「農民工小代」

「農民工小代」<sup>8</sup>の投稿者の名前は「代輝」<sup>9</sup>と思われ、中国語の習慣にしたがってニックネーム「小代」と自称している。河南省の農民で、出稼ぎ労働者として各地の建築現場の防水工事に従事している。「農民工小代」のチャンネルは2020年4月22日から動画を投稿しはじめ、以降ほぼ毎日3～5分の短い動画を一本以上投稿している。NoxInfluencer社<sup>10</sup>によれば、2022年11月29日現在「農民工小代」の投稿動画数は合計1046本、チャンネル登録者数は5.68万人である（世界の上位3.6%に位置付けられる）。図1で示すように、直近1年の登録者数は継続的に増加しており、安定して高い評価が得られている。各動画の平均収益は7.21万円、月間推定収益は19.72～37.47万円になっている（本業の出稼ぎ労働の約1～2倍に相当する）。動画の評価を表すNox指数（NoxInfluencer社が独自に開発した指数）は3.79で、世界の上位1%に入っており、「良いパフォーマンス」であると評価されている。

図1 「農民工小代」の登録者数の推移（直近1年）



出所：NoxInfluencer社のウェブサイトより。  
 (<https://jp.noxinfluencer.com/youtube/channel/UCT9tYnkJZLDJImLEt5AoFBg>, 2022年11月29日アクセス)

まず、小代の勤務の実態について、同チャンネルの数多くの動画から知ることができる。仕事の内容はビルや駐車場の建設現場に防水工事を施すものであり、ガスタンクから火を出して防水の樹脂材を溶かして天井や床、外壁の表面に張り付けることが基本である。気温37～38度前後の炎天下で火を使って工事するため<sup>11</sup>、日中の高温を避けるため朝5時半から9時半まで、午後は3時半から7時半まで仕事するときもある<sup>12</sup>。防水工事専門のため、一つの現場で長期間働くことはなく、工事が終わるとシンプルな日常用品や布団を持って次の現場に移動する。早朝から数十キロや百キロを移動して現場に向かい、日中の仕事が終わった後に残業することもある<sup>13</sup>。工事現場近くのプレハブで寝泊まりし、雨など天候で作業できない日は休みとなる。仕事は上海市周辺が多いが、安徽・河北・河南などの省に行く時もある。

次に、収入と支出状況を見てみよう。小代は簡易なノートにボールペンを使って勤務した日や残業したものを1日か半日単位で記録しており、それに基づいて自分の給料を公開している<sup>14</sup>。それによると2020年2月25日（旧正月の年明け頃）から3月30日までの34日間に、天候による休みや残業による加算を合わせると、実際に勤務し

たは33日分であった。1日の給料は300円で、約一か月の勤務で1万元前後の収入があるということである。上海の大卒初任給の1.5倍前後に相当する。また、日給はこの10年余りで増え続けており、2010年は120元であったが、直近では400元まで上昇している<sup>15</sup>。2020年の総収入は約10万元であったことも明かしている<sup>16</sup>。支出を見ると、数年前に両親が住む河南省の農村の実家に家を新築したことが大きな出費として挙げられる。また、実家近くの「県城」（中国の県の役所の所在地、小さな都市）に住む妻と小さい子供2人の生活費・教育費を負担しているほか、2021年に県城に新しいマンションを購入し（頭金15万元、月々返済2000元余りの20年ローン）<sup>17</sup>、2022年に新車（13万元）も購入した<sup>18</sup>。

第三に、家族生活の状況は以下のとおりである。田舎の実家に両親が暮らしており、親戚の多くは実家の近くか県城に居住している。妻と子供2人は県城に小さなアパートを借りて暮らしており（新規購入のマンションは内装工事を行っているため、まだ引っ越しをしていない）、小さい子供は2022年8月まで保育園に通っていた。田舎の実家と比べて、子供が比較的に良い教育サービスを受けられることや、様々な塾に通えることが県城に住む最大な理由である。妻は自宅でできる簡単な作業のアルバイトを行っているが、収入が少ない。小代は出稼ぎのため、旧正月や10月の国慶節などの長期休み以外に家におらず、妻が子供たちの面倒を見ている。妻は時々田舎に帰って義理両親に子供たちの顔を見せている。長男は県城トップの進学校（中学校）に受かったため、2022年9月から新しい学校生活を始めている<sup>19</sup>。長女も9月から小学生になった<sup>20</sup>。小代の上海の仕事はコロナ禍の影響で中断したが、家の近くに防水の仕事が見つかり、毎日家から現場に通っている。最近、マンションと新車を購入したことが家の雰囲気をも明るくしている。

最後に、小代の心境や将来への心配も動画の随

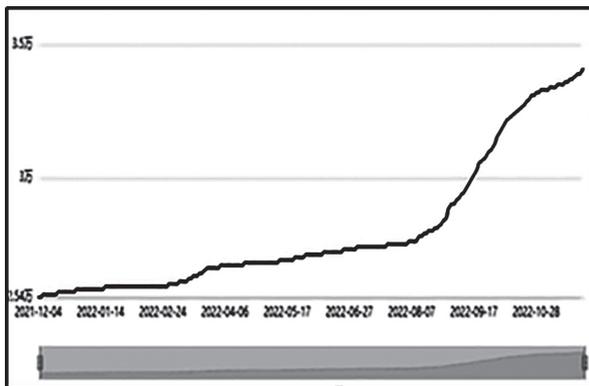
所に触れられている。小代はポジティブな人で、家族の将来に対して希望を持って前向きに暮らしている。その日の仕事が終わると、疲れ切った農民工たちはスマホをいじったり寝たりするものだが、小代は気を休めることなく、その日に取った動画を編集してアップしている努力家である。一方、自分の仕事や暮らしに対して懸念を持っていることも事実である。たとえば、自分の仕事はサラリーマンのように決まった休日がないほか、時間外残業をしても時間給の単価はアップされないことに疑問を持っている。また、危険で体力的に厳しい仕事にもかかわらず、社会福祉サービスが受けられないことに懸念を持っている<sup>21</sup>。年を重ねると仕事ができなくなるため、老後は子供たちに依存するほかない現状にも心配している。さらに、病気や体力が弱くなった時には、この仕事が続けられなくなり、新しい業種の仕事を探さなければならないが、それがうまく行くのかも分からない状況である。現段階では小代はかなりの収入を稼いで家族生活を豊かにしているが、長期的に見て懸念することも数多く存在している。

中国地域研究にとって、「農民工小代」の動画は以下の意味を持つと考えられる。まず、農民工の仕事の実態、収入と支出状況、家族生活及び農民工の気持ちをリアルに反映しており、時間とともに変化する小代一家の生活の経過も観察できるため、中国の農村問題、農業経済、都市・農村格差に関心を持つ研究者にとって現場の情報が詰まっている。次に、小代の勤務地は上海や地方都市であるため、中国都市建設の現場の様子を映しており、中国の都市化や都市経済、都市間格差に関心を持つ研究者にも有益である。さらに、農民工としての小代は中国の比較的に立場の弱い人々の心境や実情を反映しており、中国社会や政治を研究する専門家にとっても興味深い内容である。このように、各分野の研究者は、小代の動画をそれぞれの分野に置き換えて理解・整理することができる。

## (2) 「阿杜游中国」

「阿杜游中国」<sup>22</sup>の動画投稿者は「阿杜」という人で、中国や世界の各地を歩いて動画を作成・投稿しており、プロのユーチューバーと思われる。「阿杜游中国」は2021年1月9日から動画を投稿しはじめ、NoxInfluencer社によれば2022年11月29日現在計319本の動画をアップしている。チャンネルの登録者数は3.41万人で(世界の上位5.2%に位置付けられる)、登録者は直近の1年に急増している(図2)。各動画の平均収益は9770円、直近の平均月間収益は5.1~9.69万円である。動画の質を表すNox指数は2.83、評価として「悪くない」ことになっている。「阿杜」は同じ動画を中国国内の動画共有サイトにも投稿しており、そこからも収益を得ていると思われる。

図2 「阿杜游中国」の登録者数の推移(直近1年)



出所：NoxInfluencer社のウェブサイトより。  
(<https://jp.noxinfluencer.com/youtube/channel/UCO8VQ7fQd7JOGXpYpIAAdmmQ>、2022年11月29日アクセス)

「阿杜游中国」の特徴は、中国各地の様々な開発の現場を見て歩き、経済発展と社会の変化とともに生じる現象やジレンマを記録していることである。たとえば、2021年5月29日にアップした動画<sup>23</sup>では、急速に経済開発が進む蘇州市の近郊において、高層マンションが立ち並ぶ新市街地に、孤立して一軒家が存在している場所を撮影している。大規模マンションか商業施設の建設予定地と思われる広い場所のど真ん中に、芝生に囲

まれる古い2階建ての民家を取り残されている。民家の周りに彩の花が植えられ、一見すると公園のようにみえるため、賑やかな市街地の静かな場所と錯覚する。民家は庭付きで、庭には野菜が栽培されている。電線が通っており、エアコンもつけられている。水道もあるようである。この場所は駅に近く、上海に直通する列車の本数も多い一等地である。阿杜が聞いた話によると、民家の所有者は立ち退き交渉の条件が合わないとして、移転を拒否した。提示された移転補償金は500万円という大金であったが、それでも所有者は満足せず、応じなかったそうである。興味深いのは、開発業者や地元政府は所有者に対して強制的に移転させるのではなく、逆に周りの環境を良くして緑と花にあふれる公園のように整備したことである。結果として独特な都市景観が形成され、人気なスポットになっている。

この動画は、阿杜がドローンを使って空中から撮影しており、民家の様子や周りの環境、市街地の賑やかさを克明に映し出している。また、阿杜は民家の近くまで歩いていき、直近の距離から民家を迫り、臨場感の溢れる動画となっている。この動画から、中国の地域研究者は地域開発の熱気、都市の形成、交通インフラの整備、立ち退き交渉、開発業者や地元政府の対応など様々な実態を窺うことができる。また、阿杜が投稿した別の都市の立ち退きの動画と比較することによって、同様の課題を抱える地域ごとの特徴を読み取ることも可能である。

「阿杜游中国」のもう一つの動画を見てみよう。2021年6月9日にアップした動画<sup>24</sup>では、中国最も豊かな村の一つ、江蘇省江陰市「長江村」の様子を撮影している。阿杜の紹介によると、長江村は長江に隣接しており、製造業や物流業が発展している。「新長江実業」という村所有の大型企業グループがあり、李良宝共産党書記のリーダーシップの下で鉄鋼・機械製造・物流・不動産など幅広い分野に事業を展開している。長江村

は1990年代に大規模な高級別荘集合地を建設し、村民（818世帯）に対して高級別荘を無料で配布している。現金はもとより、金と銀も無料で配ったことがあるそうである。村所有の病院、学校、展示センターも整備されている。阿杜は村の中に入り、高級別荘の様子を撮影している。近所を走る高級外車が多いことや、村の真ん中に整備された中央公園の環境の良さに驚いている。ドローンを使って空中で撮影した映像は、長江、港、煙突がそびえ立つ工場、きれいに整備された道路、整然として並ぶ別荘群、緑の多い公園などをはっきりと映し出している。

この動画から、中国の地域研究者は東部沿海地域における経済発展の凄まじさ、1990年代に隆起した郷鎮企業の勢い、農民たちの豊かさ、村のエリートのリーダーシップ、村建設の空間的なデザインなどの状況が読み取れよう。中国の農村はすべて貧しいというイメージを改める機会でもある。

「長江村」については、これまでも多くの学術文献や新聞記事に取り上げられ、発展の様子や実態が伝えられてきた。阿杜の動画は映像を通じて最新の動向を映し出しているほか、文献よりはるかに高い臨場感を持っていきいきとした様子で伝えられている。また、「長江村」に関するほかのユーチューバーの動画を複数視聴していくと、異なる側面が見えてくることや経過観察を行うことも可能である。

阿杜は中部や西部地域の動画もアップしており、あわせてみると中国経済における東部沿海地域と内陸部の格差の実態が理解できる。このように、「阿杜游中国」は中国各地の経済開発の様子や地域間の格差、様々なジレンマを抱える地方発展の実態を明らかにしており、中国経済の研究者はもとより、中国の実情に関心を持つすべての研究者に有益であると考えられる。

## 6. ユーチューブの利点と限界

以上の事例分析を通じて、ユーチューブ動画は

どこまで現地の実態を明らかにできるかを検討した。本章ではユーチューブが持つ特徴を生かして、フィールドワークが実施できない状況においてどこまで補完的な役割を果たせるか、特にフィールドワークにない強みやフィールドワークに及ばない弱みについて、詳細に分析してみたい。

### (1) ユーチューブと地域研究の結合

ユーチューブは情報収集や現場感覚の獲得などの手段として、地域研究の性格に適合するものかを考察してみたい。前述のとおり、地域研究には全体性、学際性、実証性、重層性、越境性、非厳密性などの特徴がある。主な研究方法は地域特性の追求、地域間の比較分析、フィールドワークなどが挙げられる。ユーチューブはこれらの特徴と合致するであろうか？

答えは肯定的である。第一に、ユーチューブはだれでも投稿できるため、動画の分野は限定されず、対象地域に関わる多種多様なジャンルの内容が存在しており、前述の「公共アーカイブ」の性格を有している。地域の全体をつかまえてまるごと理解したい、専門分野に拘らず学際的な観点から地域をとことん理解したい研究者にとって強力なツールであるといえよう。第二に、ユーチューブにアップされる動画はその地域の日常生活、道路や建物の景観、人々の体験、心境、考えを反映するものが多く、地域の実態を把握しながら実証的に研究を行いたい研究者にとっても有益である。また、似たような地域の動画も簡単に検索して視聴できるため、地域間の様子の比較にも寄与する。第三に、ユーチューブを通じて様々な角度やレベルから地域を観察することができる。たとえば、内モンゴルの草原生活をテーマにしている「多多其木格」<sup>25</sup>というチャンネルからは、内モンゴルの民族的・文化的な特徴、遊牧民の生活、牧畜業の状況、草原環境の実態、都市の発展、国境の風景など様々なレベルや側面から内モンゴルの状況を把握できる。また、このような重層性や任

意性があるからこそ、特定のディシプリンに基づいて理論的に深く掘り下げたものではなく、地域研究に特有な曖昧さや非厳密性が残っている。第四に、ユーチューブ動画は極めて越境的なものである。「和之夢」<sup>26</sup>のように中国で暮らす日本人の実態や「Jerry Kowal 我是郭杰瑞」<sup>27</sup>のように中国とアメリカを行き来するアメリカ人の見聞を記録するチャンネルもあれば、「小鐘 Johnny」<sup>28</sup>のようにアフリカで暮らす中国人や中国企業のアフリカ進出の実態を記録するものもある。いずれも中国を理解するには有益であるが、強い越境性を有している。このように、ユーチューブは地域研究の性格や特徴と極めて良好な整合性を持っているといえよう。

## (2) フィールドワークに勝る点

ユーチューブは実際のフィールドワークよりも勝る点があるか？本稿の分析では、少なくとも以下の5点についてフィールドワークより優れていると考えられる。

まず、最新の現地情報の収集において、ユーチューブはフィールドワークよりも早く、リアルタイムで行うことができる。フィールドワークは時間をかけて準備する必要があり、コロナ禍前の通常時でも頻繁に行けない研究者が多い。特に中国のような対象地域の発展が激しい場合は、頻繁に行かないと現地の変化についていけず、最新の動きやトレンドを把握できない。これに対してユーチューブ動画は毎日のように更新され、昨日ないし当日の現地の様子を確認できる可能性があるメリットがある。ライブ配信の動画であれば、リアルタイムの動きも把握できる。例えば日本にいながら現地の事情を常にフォローできている実感が湧くであろう。特に、過去に調査経験や生活体験を持っている地域研究者にとって、ユーチューブ動画は当該地域の最新の状況を反映しているため、その変化が体感できることも重要である。

次に、ユーチューブは長期の経過観察ができ

る。「農民工小代」のように、動画は継続的に更新されるため、彼の暮らしの変化や周りの環境の移り変わりを経時的に把握できる。毎日彼の動画を見れば、彼の隣にずっと暮らしているように感じる。一方、フィールドワークも継続的に実施することにより経過観察できるが、頻度や観察期間に限られるほか、研究対象の実態や人々の生活や気持ちに関する機微な変化を捕捉することが困難であろう。

第三に、ユーチューブでは、関心のテーマについて継続的に大量の関連動画を見ることにより、現地の人々や業界の当事者よりも詳しい知識を得る可能性がある。たとえば、「阿杜游中国」や似たような複数の旅動画を継続的に視聴していけば、一般の中国人よりも中国各地の様子が分かるであろう。また、「農民工小代」と合わせて、建築現場で働くほかの農民工のチャンネルも多く視聴すれば、この分野の実態について小代よりも詳しくなるかもしれない。関心があれば、日本やアメリカ、アフリカの建築現場で働く人々の様子も調べられる。小代は業界の当事者であるが、防水工事に限った自分のケース以外の状況について詳しく知らない可能性がある。

第四に、ユーチューブはフィールドワークにはない臨場感がある。多くのユーチューバーはドローンを使って撮影しており、空中から現場の様子を克明に映し出している。一方、外国へのフィールドワークではドローンの使用は許可されないケースが多い。また、360カメラの動画では全方位の映像が確認でき、ユーチューバーの後ろに広がる風景や空の模様も、途中で動画を止めながら何回も見ることができ、一回限りのフィールドワークにない利点である。さらに、同じ地域や現場を訪れる複数のユーチューバーの動画を見ることで、複数のユーチューバーの意見や感想を聞くことができる。世界中からのコメントも見れる。限られた時間と空間で行うフィールドワークにないメリットである。

第五に、いうまでもないが、ユーチューブはフィールドワークに比べてコストがほとんどかからない。フィールドワークには多大な経費や時間を所要するほか、様々な調整リスクを抱えている。多大なコストをかけて現地に来たのに、予定していた人に会えないことも日常茶飯事である。ユーチューブはこのようなコストとリスクを所要としない。

### （3）フィールドワークに及ばない点

オンラインで情報を収集するユーチューブは、実際のフィールドワークに及ばない点は数多く挙げられよう。ここでは、これらの点を整理し、ユーチューブの限界と可能な対応策を検討していきたい。

第一に、ユーチューブ動画は現地の一般的な状況を反映することが多く、専門性を持つものが少ない。一方、フィールドワークでは事前の準備を経て現地の研究者や業界の専門家に会って意見交換することができ、工場や施設の中に入って見学することもできる。ユーチューブには同様な内容の動画を見つけることは容易ではない。「農民工小代」のような、特定の業界や人々の生活実態を調査するには有益であるが、たとえば中国の国際関係を専門とする研究者はここから専門的な知見を得ることが難しいであろう。確かに国際関係を専門とする研究者でも、中国人の生活実態やリアルな気持ちを理解する必要があり、ユーチューブ動画はまったく役に立たないことではない。しかし、現地の専門家と面談したり懇親会を開催したりして、専門的な知識や動向についてリアルで意見交換ができるフィールドワークには及ばない。

第二に、前述のとおり、フィールドワークは内省的で、研究の着想を生み出す創造的な営みであるが、ユーチューブは研究者の創造性を刺激する点において弱いと考えられる。パソコンの前で動画を視聴するだけでは、遠藤英樹（2022、p.1）が言及した「風に吹かれて」の感覚や「肌で感じ

る温度」の感触は得られない。加藤弘之（2003、p.ii）にあった現地の女工さんの「強い香水の香り」を感じることもできない。研究の着想やネタは、研究者が「現地」という普段と違う環境に身を置き、緊張感のある中で五感をフルに使ってアプローチする時に得られやすいのであれば、研究の創造性を刺激する点ではフィールドワークはユーチューブに勝ると考えられる。一方、研究テーマに関連する動画を継続的に視聴したり、ほかの地域や国との比較も行ったりして、ユーチューブ動画からも研究の着想が得られる場合もある。

第三に、ユーチューブ動画の安定性と信憑性である。動画の投稿はユーチューバー個人の活動であり、内容が主観的であるほか、様々な理由で動画が更新されなくなったり、削除されたりする場合がある。チャンネルそのものが消えるケースもある。また、平島修（2021、p.606）が指摘したとおり、「YouTubeに限らず、オープンソースにアウトプットする情報に『査読』はない」、「特にYouTubeは、文章とは違い、視聴者によりダイレクトにメッセージが届くので、正しい情報も誤った情報も伝わりやすい傾向がある」などが挙げられる。この点はユーチューブに限ったことなく、フィールドワークにも同様な課題がある。継続観察の研究対象と突然連絡が取れなくなったり、協力関係の変化によりフィールドワークの実施が困難になったりするケースがしばしば起こる。フィールドワークのインタビュー調査から得られる回答はいつも客観的で正しいという保証もない。研究者はこれらの限界を認識する必要がある。

第四に、研究対象とのコミュニケーションの問題である。フィールドワークであれば、研究者はすぐに質問することができ、対話を通じて議論を深めることができるが、ユーチューブ動画では難しい。視聴者はコメント欄に質問をしたり、リクエストを出したりすることはできるが、動画の投稿者がそれに応じるかどうかは分からない。一方、継続的に動画を視聴することにより、視聴者

の質問はそのうち回答されるケースもある。たとえば、「農民工小代」のチャンネルを継続的に見ていけば、フィールドワークのインタビューであれば出すかもしれない多くの質問が解消されるであろう。また、リアルタイムのライブ動画を配信するユーチューバーが増えており、その場で質問したり回答が得られたりすることも可能である。

第五に、ユーチューブ動画の研究資料としての適正性の問題である。現状では、ユーチューブ動画から現地情報を収集したとしても、それを参考文献に挙げて引用することができない。一方、フィールドワークであれば、「〇年〇月〇日に〇〇（機関名）に実施したインタビュー調査より」のような注や引用が認められている。SNSに属するユーチューブ動画を参考文献として認めるかどうかは、研究の規範や倫理に関わる重大な問題である。厳しい意見が多いと予想されるが、専門的な検討が必要である。

第六に、地域研究におけるユーチューブの意義は、研究分野や対象地域の状況によって異なっている。たとえば、中国の民族文化を専門とする研究者にとって、内モンゴルの草原生活の実態を反映する「多多其木格」の動画は研究内容に直接に関係しており、継続的に視聴すれば現地へのフィールドワークの必要性は格段に下がる。一方、中モ関係や中露関係を専門とする研究者にとって、その動画の視聴はプラスになるが、研究内容とそれほど強い関係を持たない。現地専門家へのインタビューを手法にした研究を立案した場合は、ユーチューブには代替不可能である。また、ユーチューブ動画の内容の豊富さや質は、その地域のインターネットの状況や動画を撮影するスマートフォンの普及率に関係している。投稿された動画の本数が少なかったり、内容が限定的な地域では、実際に現地へおもむくフィールドワークが重要である。今後、優れた資料性を持つユーチューブチャンネルがあり、最初からそれを利用した研究計画を立案するというタイプの研究も生

まれるのであろう。

## 7. むすびにかえて

本稿は、コロナ禍における現地へのフィールドワークの実施不可の状況において、補完的なツールとしてのユーチューブの特徴と限界を分析した。結論として、地域研究においてユーチューブとフィールドワークはそれぞれ異なる長所と短所を持っており、ユーチューブはフィールドワークの代替にはならないが、強い補完的な機能を持っており、地域研究に応用する意味が大きいといえる。コロナが終了してフィールドワークが実施できるようになったとしても、現地情報収集の補完的ツールとしてユーチューブを活用すべきであろう。しかし、ユーチューブに頼り、フィールドワークをせずに外国地域研究を行うことは、かなり無理があると指摘できる。

一方、ユーチューブは今後の地域研究に大きな影響を与えると考えられる。戦後の地域研究者の特権は、だれでも対象地域に行けるようになったことをきっかけに大きく喪失したとすれば、ユーチューブは対象地域に行かなくても現地の実態が把握できる点において、その特権の2度目の喪失を意味するかもしれない。地域研究のハードルは、ユーチューブのようなオンライン技術の普及や言語の翻訳精度の向上によりますます低下しており、コロナ禍によって地域研究の真価や研究方法の再検討が行われようとしていると感じられる。

本稿は中国地域研究の事例、特に経済の分野に重点を置いて検討してきたが、地域研究におけるユーチューブの可能性と限界に関する分析は、多くの国の事例考察や多岐にわたる分野の検討が必要である。国によってまたは研究分野によって異なる論点が得られる可能性がある。特に重要なのは、ユーチューブに対して国によって異なる政治姿勢があり、社会的・宗教的な受容の度合いも相違していることから、ユーチューブによる地域研究では各国の特殊性や特徴を重視する必要がある

る。中国は「ゼロ・コロナ政策」を取っていたことから見られるように、同じコロナに対処するための政策でも国によって大きく異なっており、ユーチューブを通じて中国のコロナ政策を観察する際にこの点を十分に留意する必要がある。さらに、ユーチューブ動画を地域研究に生かす際に、投稿者やコメントする人々がそれぞれの立場から由来するバイアスを持っていることも考慮に入れなければならない。今後の研究に託したい。

## 参考文献

- Burgess and Green(2009) "YouTube: Online Video and Participatory Culture" Wiley
- Deborah Lupton (2020) "Doing Fieldwork in a Pandemic" crowd sourced document
- 阿古智子 (2020) 「私のフィールドワークの経験－エスノグラフィーによる現代中国研究」『現代中国ゼミナール 東大駒場連続講義』東京大学出版会、pp.231-256
- 遠藤英樹 (2022) 『フィールドワークの現代思想：パンデミック以後のフィールドワーカーのために』ナカニシヤ出版
- 小野晴世 (2021) 「コロナ禍で活用が進むオンライン工場見学とは」『工場管理』Vol.67(10)、pp.18-21
- 梶谷懐 (2007) 「グローバリゼーションの中の「地域研究」を考える 西村成雄・田中仁編『現代中国地域研究の新たな視圏』によせて」『現代中国研究』、第 21 号、pp.130-139
- 加藤弘之 (2003) 『地域の発展 (シリーズ現代中国経済)』名古屋大学出版会
- 国分良成 (2013) 「地域研究としての中国政治研究」『学術の動向』Vol.18(7)、pp.57-61
- 小林浩二 (2012) 『地域研究とは何か—フィールドワークからの発想』古今書院、pp.1-7
- 上智大学外国語学部イスパニア語学科 (2015) 『地域研究のすすめ：スペイン・イスパノアメリカ編』上智大学外国語学部
- 鈴木修斗・黄璐・張紅等 (2020) 「ウィズコロナの時代における地理学的フィールドワーク実習の実施とその注意点」『地理空間』Vol.13(2)、pp.113-128
- 高原隆 (2015) 「フィールドワーク入門講義録－『フィールドワークとは何か』」『文明 21』No.35、pp.1-5
- 武内進一 (2013) 「地域研究とディシプリン」『学術の動向』Vol.18(7)、pp.52-56
- 塚本鋭司 (2015) 「フィールドワーク入門の講義録フィールドワークの手法と文化の概念」『文明 21』No.35、pp.29-36
- 平島修 (2021) 「『YouTube』は最強の教育コンテンツだ」『総合診療』Vol.31(5)、pp.603-607
- 平野健一郎 (2007) 「グローバル化時代の地域研究－特権の喪失」西村成雄・田中仁編『現代中国地域研究の新たな視圏』世界思想社、pp.16-29
- 穆堯羊 (2019) 『中国の地域開発政策の変容：地方主体の展開と実態』日本評論社
- 
- 1 日本経済新聞電子版「コロナ禍のフィールドワーク 新しい調査方法模索」2020年9月27日付。
  - 2 出所：注1に同じ。
  - 3 インフォキュービック社のウェブサイト「YouTubeをめぐる16の統計データ (2021年最新版)」、<https://www.infocubic.co.jp/blog/archives/15518/> (2022年8月27日アクセス) より。
  - 4 朝日新聞、「『賭け』の新事業、赤字でも注目 米アルファベット社、業績を初公表」、2016年2月1日付。
  - 5 朝日新聞、「米巨大IT、大幅に増益 アマゾン3.2倍、グーグルは2.6倍 新端末・市場、視線はコロナ後」、2021年5月1日付。
  - 6 朝日新聞、「コロナ契機『デジタル化、急速に進む』米グーグルCEOが見解」、2020年4月30日付。
  - 7 日本貿易振興機構 (ジェトロ)、「中国の動画配信に関する市場調査2022年度更新版」([https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2023/72218cac73449251/streaming.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2023/72218cac73449251/streaming.pdf)、2023年1月30日アクセス) 及びインフォキュービック社のウェブサイト「2022年最新版 YouTubeをめぐる17の統計データ」(<https://www.infocubic.co.jp/blog/archives/17609/>、2023年1月30日アクセス) より。
  - 8 チャンネルのウェブサイトは<https://www.youtube.com/channel/UCT9tYnkJZLDJImLEt5AoFBg/featured> (2022年9月2日アクセス) である。
  - 9 本人は苗字の「代」と公表しているが、名前まで言及していない。しかし、彼の様々な動画を見て、名前は「輝」と思われる。
  - 10 ユーチューブなどの各種SNSの統計データを公表している専門会社である。詳細は同社のウェブサイト(<https://jp.noxinfluencer.com/>、2022年9月2日アクセス) を参考されたい。
  - 11 詳細は<https://www.youtube.com/watch?v=AtCvV2LlYro> (2022年9月2日アクセス) を参照されたい。
  - 12 詳細は<https://www.youtube.com/watch?v=fipyfIL-L58> (2022年9月2日アクセス) を参照されたい。
  - 13 詳細は<https://www.youtube.com/watch?v=KiIoulVVa7s> (2022年9月2日アクセス) を参照されたい。
  - 14 詳細は<https://www.youtube.com/watch?v=rsvhoH0e254> (2022年9月2日アクセス) を参照されたい。

- 15 詳細は  
[https://www.youtube.com/watch?v=eO\\_iklm4-pY](https://www.youtube.com/watch?v=eO_iklm4-pY)  
(2022年9月2日アクセス)を参照されたい。
- 16 詳細は  
<https://www.youtube.com/watch?v=xUIO8SXOqMc>  
(2022年9月2日アクセス)を参照されたい。
- 17 詳細は  
<https://www.youtube.com/watch?v=jChUBFieujQ>  
(2022年9月2日アクセス)を参照されたい。
- 18 詳細は  
<https://www.youtube.com/watch?v=sK2JaldMNeI>  
(2022年9月2日アクセス)を参照されたい。
- 19 詳細は  
<https://www.youtube.com/watch?v=vD1-GgQ6CPU>  
(2022年9月2日アクセス)を参照されたい。
- 20 詳細は  
<https://www.youtube.com/watch?v=h1OzCIRBYHY>  
(2022年9月2日アクセス)を参照されたい。
- 21 詳細は  
<https://www.youtube.com/watch?v=ePCdHTHiGtE>  
(2022年9月2日アクセス)を参照されたい。
- 22 チャンネルのウェブサイトは  
<https://www.youtube.com/channel/UCO8VQ7fQd7JOGXpYpIAdmmQ> (2022年9月2日アクセス)である。
- 23 詳細は  
<https://www.youtube.com/watch?v=VtIhnJvskzs>  
(2022年9月2日アクセス)を参照されたい。
- 24 詳細は  
<https://www.youtube.com/watch?v=FH1YkHAngPs>  
(2022年9月2日アクセス)を参照されたい。
- 25 詳細は  
[https://www.youtube.com/channel/UCnR1ijy75\\_rjnUwzAir9l1w/featured](https://www.youtube.com/channel/UCnR1ijy75_rjnUwzAir9l1w/featured) (2022年9月3日アクセス)を参照されたい。
- 26 詳細は  
<https://www.youtube.com/channel/UCwHUYtwH5E41O6MiYoC19ng/featured> (2022年9月3日アクセス)を参照されたい。
- 27 詳細は  
<https://www.youtube.com/channel/UCf1bForcbE83cxm8MScOTlQ/featured> (2022年9月3日アクセス)を参照されたい。
- 28 詳細は  
<https://www.youtube.com/channel/UCxr75Ze604OZsLKEAJ4jqAg/featured> (2022年9月3日アクセス)を参照されたい。

## YouTube and Chinese Area Studies

### Can YouTube be a complementary tool for fieldwork during the Covid-19 pandemic?

Mu, Yaoqian (University of Niigata Prefecture)

The global Covid-19 pandemic has caused an unprecedented situation in which foreign area researchers cannot go on fieldwork abroad. It has also severely affected the nature of area studies. In contrast, new communication technologies born out of the pandemic have advanced rapidly, for example, YouTube has become widely known in terms of collecting research information in foreign area studies.

However, there are also skeptical views that YouTube cannot be useful for foreign area studies. The contents of YouTube videos are general, and it is difficult to make use of them

in research. Researchers can only passively watch videos and not be able to react to the people or subjects of research.

This paper tackles this problem head-on and explores to what extent YouTube can be useful for foreign area studies as a complementary tool for fieldwork during the Covid-19 pandemic. We will clarify the relationship between YouTube and foreign area studies.

**Keywords:** YouTube, Chinese area studies, coronavirus, Covid-19, fieldwork



## 戦後日本の平和論の源流

### —戦没者追悼と平和祈念に着想を得て—

中 村 香代子（長崎大学大学院多文化社会学研究科）

#### 要 旨

本論文は、吉田茂の時代から戦没者追悼と平和祈念がセットで語られることが継承されていることを受け、その原点である戦後の「平和」という言説の解明を目標としている。「平和」言説の分析対象には、戦後日本の平和論の源流とされる「平和問題談話会」を据える。多領域多世代で構成される「平和問題談話会」の三つの声明の考察及び分析を通して、戦後日本の平和論の特徴を明らかにするとともに、冷戦下で選択を迫られた日本の政治と平和論の複雑な関係性を紐解いていく。

#### はじめに 戦没者追悼と平和の関係

戦没者を追悼することと平和を祈念することがセットで語られるようになったのはいつからだったのか。今では、そこに起源などないかのよう、戦没者追悼と平和祈念はコインの表と裏のようにとらえられている嫌いさえある。しかしながら、この「平和」という言葉は、戦後日本の思想とナショナリズムにとって極めて重要でかつ多用されながらも、難解な言葉であるといってもいい。戦後日本の平和思想と戦没者追悼や靖国参拝と結びつけられる平和祈念の「平和」にはどのような相違があるのか。戦没者追悼とナショナリズムについて研究してきた筆者にとって、本稿は、このような研究課題に基づき、以下の問題を明らかにしていくことを目標とする。第一に、占領と講和や国際的な冷戦事情の影響下で日本の「平和」が

どのように議論されたのか。第二に、日本の戦後平和思想の源流と政治はどのような関係であったのか。これらの問題に対して、「平和問題談話会」の議論を中心に平和思想の源を紐解き、戦没者追悼と接近した「平和」の言説との距離を分析することを目的に据える。「戦後」期間については議論の余地があるところであるが、ここでは終戦後から55年体制確立以前までと仮定し、本稿では「平和問題談話会」の第三の声明「三たび平和について」までの議論を焦点とする。

2001年総裁選公式討論会の中で、小泉純一郎<sup>1</sup>は、「総理大臣に就任したら8月15日にいかなる批判があろうと必ず参拝する」と発言し、靖国神社の8月15日の参拝を公約に掲げた。参拝の動機として「今日の我が国の平和と繁栄は戦没者の尊い犠牲の上であり、その気持ちを表すことは当然であって、二度と戦争を起こしてはならな

---

#### キーワード：

戦後、平和思想、平和問題談話会、講和論争、冷戦、『世界』

いという気持ち」を挙げている<sup>2</sup>。ここから、小泉首相が靖国参拝を「平和」や戦争を起こさないことと結びつけることによって、参拝の理解を求めようとする姿があった。安倍晋三は、第一次内閣時代に靖国神社参拝ができなかったことに対し「痛恨の痛み」と表現して第二次政権につき、総理大臣就任一年目の節目として2013年12月26日に参拝した。同日発表された「安倍内閣総理大臣の談話～恒久平和への誓い～」においては、「今の日本の平和と繁栄は、今を生きる人だけで成り立っているわけではありません。愛する妻や子どもたちの幸せを祈り、育ててくれた父や母を思いながら、戦場に倒れたたくさんの方々。その尊い犠牲の上に、私たちの平和と繁栄があります。」として、「平和」という言葉を使用した。参拝に際し「日本は、二度と戦争を起こしてはならない。私は、過去への痛切な反省の上に立って、そう考えています。戦争犠牲者の方々のお霊を前に、今後とも不戦の誓いを堅持していく決意を、新たにしていまいりました。」とし、靖国を前にして「不戦」を宣言した。安倍はまた、2020年の8月15日全国戦没者追悼式の式辞において、「戦争の惨禍を、二度と繰り返さない。この決然たる誓いをこれからも貫いてまいります。我が国は、積極的平和主義の旗の下、国際社会と手を携えながら、世界が直面している様々な課題の解決に、これまで以上に役割を果たす決意です」として、戦没者追悼と「積極的平和」<sup>3</sup>を結びつけても発言している<sup>4</sup>。安倍晋三が唱える積極的平和主義は、すなわち日米同盟を基軸とした国際協調主義であることを考えれば、靖国参拝に際して語られた「平和」もこうした国際的感覚の上の条件付きの平和であることは否定できないのではないかと。

こうした戦没者追悼と「平和」を結びつける傾向は、21世紀になって突如始まったことではない。葬祭を禁じていたGHQの占領が終わり、サンフランシスコ講和条約が発効された四日後の1952年5月2日に行われた初めての全国戦没者

追悼式において、吉田茂は、「祖国に殉ぜられた各位は、身をもって尊い平和の礎となり、民主日本の成長発展をのぞみ見られるものと信じてうたがひませぬ」（『日本遺族通信』1952）と述べている。田中伸尚は、この式辞を「戦没者を『国に殉じ』『平和の礎』になった」と意味づけ、それが『民主日本の成長発展』とつながるとした、現在にまでつながる政府の戦没者追悼式での式辞の原型と見なした（田中、1995、pp.160-161）。さらに「平和と発展・成長は戦没者の犠牲のおかげという国家の戦没者を称える常套句は、占領の終了とともに語られるようになり、基本的に現在まで継承されている」とも述べている（田中、2002、pp.86-87）。戦没者の犠牲が戦後日本の「平和」と結びつけられる言説は、第一回の追悼式から踏襲されたものとしても<sup>5</sup>、その「平和」の言葉の持つ意味に違いはないのだろうか。「戦争とは、政治目的を達成する為の手段である」というクラウゼヴィッツの有名な言葉を借りるまでもなく、多くの国家においては、戦争は政治の取り得る選択肢の一つであり、時として「平和」を目的として戦争を手段とする考え方が罷り通る。「平和」という言葉がそもそも時代や文化によってあいまいであることに加えて、日本の「平和」概念は一層複雑なのだろう。戦争経験からの戦争忌避感情のみならず、広島・長崎の原子力爆弾、所謂平和憲法と戦争放棄、そこに加えて、日米安保の問題、すなわち、米軍駐留、自衛隊に至る再軍備、海外派兵、集団的自衛権の容認などの国内的事情を鑑みれば、日本的「平和」の中身がそもそも世界的にも特異で、戦後70余年の国際情勢の変化に伴い複雑で入り組んだものとなっていることは言うまでもない。

本稿では、吉田茂の戦没者追悼が「平和」と接合された時代の「平和」概念を再考するために<sup>6</sup>『平和問題談話会』の平和論を取り上げる<sup>7</sup>。『平和問題談話会』とは、東西間の緊張下、1948年7月13日ユネスコに8人の社会学者<sup>8</sup>が集まっ

て発した「平和のために社会学者はかく訴える」という声明が発表されたことに呼応して企画されたものだ。1946年創刊された『世界』の編集者であった吉野源三郎が同9月占領軍CIE（民間情報教育局）を通してこれを入手し<sup>9</sup>、多領域から日本の知識人を集めて日本の社会学者による声明を出すことにした。吉野は、東京と京都にそれぞれ研究グループをつくり、学際的な議論の場を創出した。その成果は、1949年3月「戦争と平和に関する日本の科学者の声明」、50年3月に「講和問題についての平和問題談話会声明」、同12月に「三たび平和について」を雑誌『世界』で発表した。戦後日本の方向性を決定する上で非常に重要な占領期から講和前後において、論壇だけではなく、社会的にも影響力が大きかった「平和問題談話会」の平和をめぐる議論には、現在からでは見えにくい戦後日本の複数の「平和」を見ることができる。以下、第一章においては、『平和問題談話会』の平和論が講和後色あせてもなお日本の平和論のテキストとして取り上げられた原因と経緯を考察する。第二章においては、「平和問題談話会」がなぜ多様でありえたか、また、その多様性が残した日本の特徴的な平和論の原点を確認する。第三章では、冷戦の影響を多大に受けながら、「平和問題談話会」の平和論が行き着いた主張を考察する。吉田茂の「平和」言説や与党政治家の発言に見られる「平和」概念と本稿で検討する「平和問題談話会」が表明した「平和」思想を比較、分析することを本研究の先の目標に据えて、本稿では、「平和問題談話会」の「平和」思想に焦点をあてる。平和祈念と靖国参拝が矛盾しないとする首相の行為に対し、北東アジア地域からの理解が得られないのはなぜか。この問いに答えるためには、国外からは見えにくい日本の「平和」思想の特徴と矛盾を日本人自身が意識することが重要であろう。戦後日本の「平和」に何が構想され、何が足りなかったのかを見ていくことが戦後日本政治思想における戦没者追悼の研究の一

助となること目的とする。

## 1. 「平和問題談話会」の位置づけと評価： 日本の平和論の源流

### （1）平和研究からのアプローチ

敗戦後70余年、60年安保から60余年と経た現在の日本から眺めたとき、日本で言うところの「平和」は、日米同盟を基軸とした国際関係の中で狭まれた条件付きの「平和」として認識される。以下に論じていく「平和問題談話会」の平和論は、終戦から講和前後において、現在の日本の固定化された国際関係と比較すると随分と可能性の広い見地から平和を思考していた。国際状況がすっかり変わった講和以降もこの平和論争は、捨て置かれることなく何度となく取り上げられ、「戦後日本の平和論の源流」<sup>10</sup>として位置付けられるに至っている。

「平和問題談話会」の平和論を掘り起こす契機には、大きくわけて二つの潮流があったといえる。1970年代後半から80年代にかけての日本の平和研究・平和学草創期における日本的平和論の読み直しとその一つで<sup>11</sup>、もう片方は、冷戦終焉後、日本の政治思想史の入り組んだ文脈の中で日本的平和思想の関係図を再考するものである<sup>12</sup>。1973年日本平和学会が設立された。平和研究や平和学に精通した人々にとっては遅すぎる制度化であったと言えるのかもしれない。戦争の惨禍を乗り越え、広島と長崎という被爆体験や平和憲法を有しながら、日本が世界の平和研究を牽引してこれなかった悔しさが「平和問題談話会」の再評価にも影響している。1950年代末、世界的には平和研究のインフラストラクチャーの整備が進んでいった。1959年には、アナトール・ラパポートとケネス・ボールディングが主導し、ミシガン大学に「紛争解決研究センター」が設立され、ヨハン・ガルトゥングらは、「国際平和研究所」をオスロに作った。1965年には国際平和研究学会（IPPA:

International Peace Research Association) が設立に至った<sup>13</sup>。他方、日本平和学会の創設<sup>14</sup>の土台となったのは、1964年に「東京平和研究グループ」として結成され、「日本平和研究懇談会」<sup>15</sup>(1966年改称)となるもので、会自身は「平和問題談話会」の直系ではない。しかしながら、中心となった石田雄や坂本義和が丸山眞男ゼミであったことは「平和問題談話会」との人的つながりとして留意すべきである<sup>16</sup>。特に、安保改定が問題となっていた1950年代末「平和問題談話会」と重複して発足された「国際問題談話会」のメンバーには加藤周一、久野収、都留重人、中野好夫、丸山眞男など「平和問題談話会」を牽引した担い手と石田雄、坂本義和など日本平和学会を主導した若手世代とが混在していた<sup>17</sup>。日本平和学会創世メンバーは総じて「平和問題談話会」創設世代より若く、海外の平和研究の影響を受けていたことは「平和問題談話会」との重要な相違点である。このころ、平和研究の関心が狭義の「平和」概念から、広義の「平和」概念へ移行したこと、すなわち、インドのスガタ・ダスグプタの「平和ならざる状態」(1968)やガルトゥングの「構造的暴力」・「積極的平和」(1969)という概念が誕生し、戦争と対でとらえられていた既存の「平和」概念が解体され、新たに南北問題や不平等問題へ発展していった。このインパクトは、日本の平和研究者たちにも大きな影響を与えた。「平和問題談話会」の声明が東西冷戦を日本の喫緊の課題としていたのに対し、緊張緩和と海外の「平和」概念のパラダイムシフトに刺激を受けた研究者たちにとっては、東西よりも南北が問題の中心であった。関寛治は「平和の政治学」(1977)の中で、欧米の平和研究が制度化されたのに比して、なぜ日本のそれが遅れたのかという原因を「平和問題談話会」の声明とその切っ掛けとなったユネスコ八人の社会学者による声明との比較で浮彫りにさせようと試みている。日本の声明は「科学及び科学者についての楽観的見地がつかぬかれており、科学そ

のものあり方についての科学者自身の態度や制度や組織についての自己革新的努力の必要性には言及され」(関、1977、pp.101-102)ておらず、「啓蒙主義的楽観性のより強い」ものであったと批判し、日本の平和研究の遅れの一因と見なした。しかし、関も同論文の中で、日本の平和研究は、1940年から50年代のはじめに「すぐれた先駆的業績」があった(p91)と評価し、日本平和学会による『平和研究』第二号には「平和問題談話会」による「三たび平和について」及び解説を掲載されていたことにも明らかなように、このような再評価は「平和問題談話会」を否定的に手放すことでなく、むしろ日本の平和研究の原点として定位しようと試みたものであった。

## (2) 思想史的アプローチ

戦後40年の節目の年、「戦後政治の総決算」というスローガンを掲げた中曽根康弘首相は靖国神社の公式参拝を強行した。雑誌『世界』でもこの節目に「平和問題談話会」の特集が組まれる。「平和問題談話会」が再び読み直されるのは、こうした冷戦終盤以降の政治思想史のアプローチ、あるいは、運動史のアプローチとしてである。五十嵐武士は、冷戦構造下における政治思想と運動の関係の中で「平和問題談話会」を再び取り上げた(1986)。都築勉は、『戦後日本の知識人—丸山眞男とその時代』の中で、丸山眞男の思想を主軸とし1930年代から60年代の日本の精神史を系譜的に考察しているが、「平和問題談話会」について一章を割いている(1995)。丸山を取り巻く個々人の思想や当時の運動との関係性にも注目した。そのうえで、内田義彦の言葉を借り「『市民社会青年』の世代に属する知識人たちの営み」(都築、1995、p151)として「平和問題談話会」を位置付けた。小熊英二は、敗戦後の知識人たちは、戦争体験者としては「悔恨」を抱く共通性を持ちつつも、雑誌『世界』の論壇及び「平和問題談話会」を構成したメンバー内の世代間格差が思想を分断

していたと考える。すなわち、大正時代に懐古するような敗戦時に50代である「オールドリベラリスト」と呼ばれる人たちと動員を経験した階層意識の異なった若手知識人たちとの戦争体験のちがいが（2002、p203）が両者を隔てていたと指摘した。酒井哲哉も「平和問題談話会」が当初「オールドリベラリスト」を含む緩やかな組織であったのが、サンフランシスコ講和期の論争に際しては、全面講和で論陣を張るようになり、後に戦後日本の平和論の源流として読まれる「三たび平和について」を執筆した若い世代の丸山眞男は、戦前思想からの連続性をもつ京都学派と思想的に分かったとしている。これら思想史的な考察が共通して示唆しているのは、平和思想の世代的分断、あるいは、平和思想の分岐点が「平和問題談話会」の議論の中に凝縮されているということではなかろうか。他方、道場親信は、「反戦平和」思想史の視点から、「平和問題談話会」の声明が「平和共存」論や全面講和、中立、軍事基地反対、再軍備反対など戦後「平和主義」の核となる議論を提供したと評価する半面、平和運動<sup>18</sup>にとっては、それらの争点がひとつつながりのものとして「個々の問題を深めさせない」ネガティブな効果を生み出したのではないかと述べた（2005、p275）。日本の戦後「反戦」運動史において重要なエッセンスを創出しつつも、「平和」が理想主義的に空文化する平和運動の行き詰まりに貢献してしまった指摘は重要である。

## 2 「平和問題談話会」の共通認識と日本的「平和」論の模索

### (1) リベラル保守の『世界』が集めた多様な知識人

「平和」という言葉は平和憲法とともに最も戦後日本のナショナリズムを形成する要素の一つでありながらも、敗戦直後に湧き上がってきたものではない。1949年から50年の「平和問題談話会」

の声明や論争に見られるように、冷戦激化に伴う現実的な戦争の恐怖によってこそ「平和」の議論は活発になったのである。この時代の「平和」言説を分析するうえで、「平和問題談話会」の平和論が対象として有益である理由は、一つには、三つの声明が日本の特徴的平和論のエッセンスをいち早くまとめていることにあるが、もう一つは、「平和問題談話会」の内部の世代間格差や時代状況による思想の分裂から複数の「平和」の混在を確認できるからである。「平和問題談話会」における議論の中には、戦後民主主義国家として再出発する日本の模索とすでにあった複数の「平和」の言説を見ることができるのである。

そもそも、1945年12月に創刊された雑誌『世界』はリベラル保守の立場であると見られていた<sup>19</sup>。戦後の言論統制が解けた後、数々の雑誌が新しい日本の言論の場を求めて出版され、マルクス主義や左翼的な言論がむしろ影響の大きかった時代にあつて、『世界』は、「穏健かつ教養主義的なもの」（小熊、2002、p197）で、保守的なイメージをもって一般に受け取られていたという（緑川・安江、1985、p58）。というのも、『世界』は、岩波茂雄と関係の深かった安倍能成<sup>20</sup>が自身の知識人グループ「同心会」の機関誌としてスタートさせたものだからだ。「同心会」を構成したのは、和辻哲郎、谷川徹三、志賀直哉、武者小路実篤、山本有三、田中耕太郎、石橋湛山、小泉信三、鈴木大拙、柳宗悦、大内兵衛ら、自らを自由主義者と認識した「復活した戦前の『文化人』」（小熊、p196）であった<sup>21</sup>。これらオールドリベラリストたちは、戦後占領下の政権に対して協力的関係にあり、皇室に対しても擁護派が多かった<sup>22</sup>。

オールドリベラリストたちの手によって『世界』が出発したことは、田中耕太郎の「太平洋戦争は我国有史以来未曾有の屈辱的降伏を以て結ばれた」という文章からはじまる「発刊の辞」（田中、1946）からも窺い知ることができるだろう。田中によれば、「我が文化は既往十数年間、時局

の重圧下に歪められ、正しい軌道からはづれた」のであり、連合国の「民主主義、個性の尊重、言論信仰の自由、世界の平和等は夫々けっこうである」としつつも、それは「戦勝国の敗戦国への指令」ではなく「人間本性の要求と天地の公道」に根差すため、この主旨は既に明治維新の五箇条の御誓文に示されているとしている。つまり、戦時下の日本は否定するものの、新生の民主主義国家の基軸としては、明治以来の日本との連続性を重視していたのである<sup>23</sup>。

リベラル保守『世界』と結びついて、「平和問題談話会」が最終的には政権の単独講和に対抗する全面講和論を据えた平和論を展開するようになってゆく背景の一つには『世界』の編集者吉野源三郎を起点として、【別表1】に示したように、世代、領域とも多様な知識人が集められ自由な議論の場となっていたこと、そして、あくまで知識人たちのグループであり続けたことがあげられよう。吉野は当初日本共産党を含む政党関係者などを交えて「平和問題談話会」の活動を考えていたようであるが、直接政治活動をする場ではないとする考えが前提とされたことは（『世界』、1985、p82）、会の存続やその後の世論への影響力にも関係したと思われる<sup>24</sup>。折しも、1949年1月の第24回衆議院議員選挙では共産党が35議席と飛躍的に議席を獲得したのもつかの間、1950年6月6日、マッカーサーが吉田茂に指令を下し、共産党幹部と機関紙「アカハタ」幹部の公職追放が実施され、左翼系勢力が統制的に抑えられていく時代である。その後、「アカハタ」<sup>25</sup>は停刊処分となり、国会議員の徳田球一、野坂参三などは失職となった。反共色が強まる日本社会において、多くのマルクス主義系雑誌も廃刊に追いやられていった。『世界』が仮に共産党色の強い雑誌であったならば、レッド・パーズの対象になりえたのであって、オールドリベラリストとともに「平和問題談話会」があったからこそこの自由な議論の場は保たれ、あらゆる世代において注目をひいたの

である。

## (2) 「戦争と平和に関する日本の科学者の声明」に見る日本の平和論の原点

1949年3月号に掲載された第一の声明「戦争と平和に関する日本の科学者の声明」<sup>26</sup>は、ユネスコの「平和のために社会学者はかく訴える」の声明を受けて、1948年の11月から12月にかけて東京地方文化部会、東京地方法政部会、東京地方経済部会、東京地方自然科学部会、近畿地方文化部会、近畿地方法政部会、近畿地方経済部会の計七つの部会に分かれて討議され、橋渡し役である清水幾太郎がレジュメを草稿して、12月12日に東京明治記念館にて「平和問題討議会」<sup>27</sup>で審議し、まとめられたものである。ユネスコとこの第一の声明とを比べてみるために改めてこの二つを見てみることにする。ユネスコ声明は以下のように要約できよう。＜A.＞戦争は必然的不可避の結果ではない、＜B.＞平和問題は、集団間、国家間の緊迫や侵略を統御可能の範囲内に抑え、人が人を搾取させないこと、＜C.＞経済的不平等は、抗争を創り出すため、武力抗争回避のためには近代的生産力及び資源の利用を計画すべき、＜D.＞国家的自負の神話、伝統、象徴は、戦争につながる、＜E.＞教育は、国家主義的正義感と戦い、批判的で自己抑制に充ちた評価をつくりあげるべき、＜F.＞大量的交通手段を善用して、相互理解を深めることが平和促進となる、＜G.＞植民地的搾取や少数民族圧迫は世界平和と両立しない、＜H.＞社会学者たちが、国家的、イデオロギー的、階級的相違によって隔離されていると、政治的指導者が自己目的に利用する似非非科学的理論に対しての抵抗が難しい、＜I.＞客観性を達成するような財政的基盤を与えられた国際的な研究及び教育プログラムの要望、＜J.＞国際的な社会学者たちの協力及び世界的社会科学研究所の創立の提唱、＜K.＞物理学と生物学の発展が原子力戦争及び生物学的戦争への発達に利

用されたとしても科学者自身に責任があるわけではないが、内外両面から作用する勢力を理解すれば、建設的に利用する機会が増大する、< L. >「人間の学」である諸社会科学は重大な役割をもち、共通の問題に対して、諸科学間の障壁が崩れ、世界全ての国民の自由と幸福は結びついていることを明らかにすべき、という 12 項目からなる。

これに対して「戦争と平和に関する日本の科学者の声明」は、日本が侵略戦争を開始した際に、「僅かに微弱な抵抗を試みたに留まり、積極的にこれを防止する勇気と努力を欠いていた」と自己反省を述べた上で、ユネスコの声明に補充するとの前置きののち、①戦争は宿命的でなく知性と努力によって戦争を防止し平和の基礎を定め得る可能性がある、②平和は現状維持によってでなく積極的改造により人間による人間の搾取がなくなる時のみ可能である、③生産力の向上及び資源の利用に計画と調整を施し、社会的正義を実現することは平和の確立において基礎的条件であり、そのためには国内的には経済の民主化が急務で、国際的には国際的投資が被投資国に対して政治的条件を付与しないことが望ましい、④国家的自負の象徴、神話、伝統は戦争の勃発を促進するため、国際的依存関係のうちにこれを捕えるべき、⑤人種の優劣の差異があるように見えるのは、社会的経済的政治的事情によるもので、人種は平等の権利を有すること、及び、不平等こそが戦争を誘発することを主張する、⑥二つの世界の平和的共存の条件を研究するために現代科学の方法及び成果が不十分であることを認め、科学者はこの問題に傾注すべき、⑦科学の悪用を防ぐために、研究及び発表の自由を保障する科学者の国内外の組織や研究機関を設置し、経済的・社会的緊迫の解決に寄与すべき、⑧通信交通の自由と検閲の撤廃が必要であり、そのためには国連の客観的報道が望まれる、⑨科学者は、原子戦及び細菌戦を引き起こす将来の戦争の惨禍を明らかにし、民衆及び政治家の啓

蒙にあたること、⑩政治的問題解決のためには、平和的方法である科学と教育の役割が重要である、としている。関は、両者の< A. >< B. >< C. >< D. >と①②③④が対応し、ユネスコの< E. >< F. >< G. >に日本の⑤が応答しているが、ユネスコの< G. >< H. >< I. >< J. >< K. >の部分が日本の⑥⑦⑧⑨⑩と著しく異なっており、日本の平和研究の制度化の立ち遅れという状況から日本の声明は「全体として科学及び科学者についての楽観的見地がつかぬかれており、科学者自身の態度や制度や組織についての自己革新的努力の必要性には言及されていない」と批判的であったこと（1977）は先に述べたが、ここでは、両者を比較し、日本の声明が何に注力し、こだわり、ユネスコの声明との差を生んだのかを「平和問題討議会議事録」を通して考えてみたい。

ユネスコの声明が 8 人の結集であったのに対して、日本のそれは世代間を超え、多領域の 50 名超の知識人によって練り上げられた。東京地方文化部会参加者であった宮城音弥が「東京の文化部会には、御存じのとおり、いろいろな立場の人たちが入っております。安倍先生・和辻先生のような倫理学者からわれわれのような社会科学をやっている者、あるいは心理学・教育学の専門家というように多方面の人々が集まっておりますから、その主張に最大公約数を求めることはほとんど不可能だった」（『世界』、1985、p285）と告白しているように、これらの人々が一つの声明を出すのが難儀であるのは自明の理であったが、敢えてユネスコに呼応するのであれば日本の科学者の立場を表明しなくてはならないという共通認識を持っていた。討議会の序盤でも、声明の前文を巡って議論が白熱する。羽仁五郎が「日本では学者の節操というものが確立されていなかった」（p261）、これらの「反省にもとづく自己批判と、この自己批判に基づく新しい決意」を全体の前提として表明すべきと言えば、末川博も「ユネスコの八人の社会科学者が言わなかったこと、特に日本に固有

であると考えられるような社会科学上の問題にまで議論を進め、それについてここで討議し、その結果を国際的に発表して、他の国の社会学者にも訴えるという方策をとるべき」(p263) であるとした。大内兵衛も「われわれ日本の学者は、戦時中における特殊な条件と、戦後における特殊な条件とに制約されつつ、いかなる関心をもって、いかに平和の問題を取り上げるか」(p265) 述べるべきだとし、丸山眞男は、「社会学者が一個々についていえば過去においていかに良心的な人があり、いかに自分の立場を守り通した人があったにしても—全体として結局、侵略戦争を防止することができなかったということについて、全く触れずにすまずということではできません。このことについての自己反省と、今後の決意とか覚悟とかいうものを、やはり一番最初に謳っておくのが適当なのではないかと思う」(p267) と発言している。最終的に議長である安倍能成は、「国際的には日本の国民が全体として平和の侵害者であったという責任を免れることはできない。ことに社会学者は、そういう戦争を防ぎとめることができなかったという責任を免れることができない。従って、これから平和の擁護については、一層責任がある」とまとめた。これらから明らかになるのは、多様な知識人たちを一つの平和思想へと結びつけようとしたのは、過去の日本の戦争への反省と自戒であるということ。そして、参加者が「平和問題談話会」として声明を出す意義として、抽象的ではなく日本という条件下での「平和」の発信にこだわっていたことである。ひいては、こうした参加者の動機と意思が二つの声明の違いを生み出したともいえる。

後にこの「平和問題談話会」の平和論を特徴づけていくのは⑥の二つの世界の平和共存論、⑦⑨の原子戦と細菌戦への科学者の姿勢について述べた二つの項目、及び前文にある憲法への言及である。ユネスコの声明が刺激的でありえたのは、冷戦激化にあって社会学者たちがそれを乗り越え

て協力しようとする点にあった。この時代の日本は、まさにその冷戦状況の変化如何によって、将来の日本が変わるという分岐点にいた。従って、日本の社会学者がそのような緊迫する二つの世界の議題を避けて通ることはできないものの、日本の立場から発言するというのは相当に難しいものがあつた。二つの体制の対立は、東京地方経済部会が積極的に討議していた。東京地方経済部会の報告書には、「今日の世界、とくに第二次世界大戦後の数年における世界において戦争を孕むといえ、地球上における二つの異なった政治及び社会思想の体系の対立において」であり、「できれば両者の対立と争とを緩和する方法を探求することに力をそそぐが当然である」(p234) とした。さらに、「今回のユネスコの提案においてこの問題に触れていないのは各国間の知的協調のためにそうする方が有利だという慎重な考慮の結果であろうかと考えられるが、われわれはその考慮の賢明さを疑うもの」であるとユネスコの声明を批判している。「むしろ大胆率直に、この二つの体系の思想について具体的な協調の余地を発見することを、われわれ国際知識人の共同の課題とすべき」(同) と報告し、強くこの二つの世界の平和共存の議題を入れることを主張していた。討議会においては、生産力及び資源の問題とともに議題にあげられたが、二つの世界の平和共存に対して、現実主義的立場あるいは理想主義的な見方とに意見が分かれた。「世界の二つの体制の間の国際的協力が可能であるということは、われわれの十分に信じるころである」という清水幾太郎のレジュメに対して自然科学部会の渡辺慧が「二つの世界の対立が、必ず並立のまま解決できるという主張は、客観的の事実としてこれを認めることができません。私は並立してゆけないというように否定はしませんが、できると断言することは控えない」(p284) と反論した。これに関しては、結論がでないまま中断し、会の終盤で議長の安倍が「初めからそういう協力が不可能だときまってい

るのであれば、こういう企ても成立しないのであります。そういう意味で多少御異議があるかもしれませんが、妥協していただきたいと思います。」(pp.313-314)とまとめ、最終的には声明に入れられたと推測できる。「平和問題談話会」の平和論にとって重要な主張「二つの世界の平和共存」に関しては、一枚岩でなかったものの、第一の声明ですでに主張されていたことは注目すべきである。

原子戦と細菌戦については既にユネスコの〈K.〉項にあったので、それへの呼応として議論がなされた。この点について最も熱心だったのは東京地方自然科学部会であって、被爆状況が正しく伝えられない占領下においては致し方ないことかもしれないが、日本の被爆国としての意識はいずれの部会においても希薄であった。自然科学部会の報告には、「現在進行しつつある原子爆弾及び細菌的武器の発達は窮極に於いて地球を破壊し、人類を死滅せしめる力を持つこと」が強調され、討議会でもこれを日本の声明に入れるよう強く主張した。後述するが、この視点は原子力爆弾という破壊力の大きい兵器がそれまでのそれまでの手段としての戦争という理論を覆すとした「三たび平和について」の主張につながるものである。付言すれば、こうした反核兵器の主張が世界に先駆けてこの声明に織り込まれたのは、原爆投下の後、日本帝国陸軍の要請により広島や長崎の現地に入って惨状を目の当たりにしていた原子物理学者仁科芳雄が「平和問題談話会」の中心的メンバーであった影響も強いであろう。

また、前文に盛り込まれた戦争権の放棄を規定した憲法、所謂平和憲法についての議論もすべての部会において議論されているわけではなかった。これを注視したのは東京地方文化部であり、報告書の冒頭には、「新憲法に於いて戦争放棄を宣言し軍備を撤廃し、『平和を愛する諸国民の公正と信義とに信頼して、われらの安全と生存を保持しよう』と決意』せる日本人」(p224)として自

らを規定し、新憲法が戦後日本人のアイデンティティと切り離せないものとして述べている。東京地方法政部会の報告書でも「日本は戦争放棄と民主主義を新憲法の根本理念として承認し、非武装国家として再出発した」(p232)としていた。討議会議事録全体を通して、「平和問題談話会」の立脚する日本の平和への希求は、この時点ではまだ憲法による平和よりも、戦争への自己反省や自己批判への意識が強くみられる。しかしながら、憲法発布から間もないこの時期に、憲法に立脚した平和論を打ち立てていったことは、意義深い。このように第一回の声明は、日本の多岐に渡る、そして世代を超えた50人超の知識人たちがあつまり、日本という地政学的条件を意識して日本の特徴的平和論の基礎を作り上げる作業であった。第一回声明には、講和論争につながる二つの世界の平和共存論、プレスコードでまだ被爆国意識が薄い時期にもかかわらず核戦争が窮極的には世界を滅亡させるであろうことを主張したこと、そして、新憲法の戦争放棄に基づいた戦後日本の平和論を展開したこと、以上三つの点で日本の平和論において大きな功績があった。

### 3 講和問題と平和論

#### (1) 「講和問題についての平和問題談話会声明」

1949年秋ごろから対日講和問題が次第に大きく取りざたされるようになった。これに対して、「平和問題談話会」は、同年12月12日に東西連合の平和問題談話会の総会をとりおこなう。この結果として、「講和問題についての声明」が作成され、『世界』の1950年3月号に掲載される。第二の声明では、講和問題は「日本の運命を最終的に決定する」ものであるとされ、大変重要視された。要約は以下である。すなわち、①日本の経済的自立は、アジア諸国との関係重視にあるが、単独講和<sup>28</sup>はこれら諸国との関係を切断し、日本経済を特定国家への依存に導くので、目前の利

点より日本の経済的・政治的独立を重視すべき、②憲法の平和的精神を守り、二つの世界の調和のために積極的態度をとるべきで、単独講和は相対立する二つの陣営のうち、一方とは結合を強めるが、もう一方とは戦争状態を残し、世界的対立を激化する結果となる。③講和後においては、中立不可侵、国際連合への加入を望むので、これらは全面講和を前提とし、単独講和とそれに付随する軍事協定、特定国家のための軍事基地の提供は、憲法の前文及び第九条に反する、としている。講和問題に特化した声明の中で新たに特徴的であるのは、まず、全面講和論を前提としたうえで、アジア諸国との関係を重視していること。また、第一回の声明から踏襲して、憲法の平和思想に立脚していること。そして、ここで新たに中立論を強調して、憲法9条を理由として軍事基地提供反対を唱えるのである。ちなみに、「平和問題談話会」は前述したように、特定の政治団体や政治運動とは一線を画し、知識人たちの議論の場であったが、全面講和という政治的意思のある声明を出したことで、運動への影響力は拡大した。当時の社会党左派<sup>29</sup>も全面講和、非同盟中立、軍事基地化反対の平和三原則を訴えるようになり、この背景には「平和問題談話会」からの影響があったとも言われている<sup>30</sup>。

第二の声明の次に、「平和問題談話会」は「三たび平和について」を1950年9月にまとめ、同11月『世界』の12月号に発表する。しかし、第二の声明から「三たび平和について」までの一年足らずのうちに国際情勢は激変していた。1949年10月に建国された共産主義の中華人民共和国とソ連が1950年2月中ソ友好同盟相互援助条約を結んでソ連の同盟国となった。その前に、ソ連は1949年8月初めての核実験を成功させ、それに対抗して、1950年1月トルーマン大統領は水素爆弾開発計画を表明する。対日講和を担当するダレス米国国務長官顧問が訪日中の同年6月25日に朝鮮戦争が勃発し、7月には、マッカーサー

は吉田茂首相に「日本警察力の増強に関する書簡」を出し、急速に日本の再軍備がすすめられた。他方、1950年5月3日には、マッカーサーは日本共産党の非合法化を示唆する声明を出した。同月自由党の両院議員秘密総会で吉田茂は東大卒業式(同三月)で総長南原繁が全面講和論を説いたことを受け、「永世中立とか全面講和などということは、言うべくして到底おこなわれないことだ。それを南原総長などが政治家の領域に立ち入ってかれこれいうことは、曲学阿世の徒にほかならない」と有名な批判をした。また、同月30日には日本共産党を支持するデモ隊と占領軍が衝突した所謂人民広場事件が起こっている。第一の声明で危惧された二つの世界での原子戦が急速に現実味を帯びてきたのである。こうした冷戦状況が国内社会に急激かつ強硬に流れ込み、「平和」論に影響したことは確かであろう。第一の声明が日本の平和論の原点、戦争体験からの反戦意識、二つの世界の平和共存論、核戦争回避、平和憲法への理論的立脚という特徴を確立させたのに対し、講和問題に向けた第二の声明では平和共存論を現代日本の立場から遂行するために全面講和を訴え、平和憲法の戦争放棄を守るための永世中立や国連介入が方法として示された。

## (2) 「三たび平和について」

「三たび平和について」は、前文を清水幾太郎、第一章第二章を政治学者丸山眞男、第三章を憲法学者鶴飼信成、第四章を経済学者都留重人、と「平和問題談話会」の若手が執筆したとされる。これまでの二つの声明と比べると、分量も多く、「三つのレポートから成る本文を承認した談話会のメンバーが署名に応じて成立させたもの」(都築、1995、p167)という印象も強い。内容については、先の二つの声明と比較するとすでに多くの識者が分析していることは本稿第一章で述べた。そのためここでは、「三たび平和について」を詳細に説明するのは省き、「平和問題談話会」が行き着い

た平和論の特徴を確認するに留める。

この声明は「各執筆者の個別論文の性格が強い」（同）とされているが、第一章及び第二章、第三章、第四章はそれぞれ三つの分科会で討議されたものの報告としてだされているので、この会があらかじめかなり恣意的につくられていたことは推測できるのではないだろうか。第一章、二章では、前の二つの声明でも特徴であった「二つの世界」の平和共存論の延長線上に現実政治として日本がとるべき選択肢が語られている。破壊力のある原子爆弾や水素爆弾の出現によって、戦争がたとえ本来手段であったとしても、もはやその意味が失われてしまうというパラドックスを明らかにしたうえで、米ソ対立の激化だけを強調するような言論と思考からは平和を危険にするような現実的効果しか生まれず、「一刀両断的」な考え方に反対する。加えて「二つの世界」の対立、すなわち、自由主義と共産主義のイデオロギー対立、米英の西欧国家群とソ連中心の共産主義国家群、米ソ対立、という対立構造が必ずしも戦争を意味しないとしたうえで、多角的な勢力図の構想を練る。具体的にアジアの自主性や中国の役割などを重要視し、最終的には中立の姿勢を主張する。第三章では、憲法が規定する永久平和主義に立脚して、憲法九条が自衛戦争、制裁戦争含めて一切の戦争を放棄したという解釈が多数説であるとしたうえで、日本の再武装を否定し、安全保障を国連に委ねるとした。第四章では、「二つの世界」を見据えて、国内問題と国際問題が相互的であるからといって、混同してはいけない、とする。解決困難な問題に対峙したとき、日本が過去にとった「外へのはけ口を求めて解決する方法」をとるのではなく、「うちでの編成替によって解決する方法」をとるべきだと示唆する。「三たび平和について」は度々戦後日本の平和論のテキストとして言及され、これによって「戦後革新が担い手となる平和論へと、平和論のイニシャティブ交代を齎したものだ」（酒井、2016、p41）とされる。しかしな

がら、このように見てくると、「三たび平和について」が先の「平和問題談話会」の二つの声明で掲げてきた主張を飛躍や逸脱をせず継承しているのは明らかである。この平和論が単独講和や再軍備が選び取られた現実政治の急激な変化によって、むしろ、左派政党や運動に引き継がれていった。引いては、このことが振り返ってみると分岐点として印象付けられているのではなからうか。確かに「平和問題談話会」の主導権は次第に若手へ移り、冷戦激化の影響下、単独講和や再軍備を進めたりベラル保守の吉田茂が保守派の支持を受けると、平和論の本筋において一貫していた「平和問題談話会」の主張がむしろ革新に近接してしまったという見方もできるのだろう。

「三たび平和について」の全面講和主義については、「平和問題談話会」会員でも反対するものがあったことは留意すべきである<sup>31</sup>。田中耕太郎は、単独講和を容認する発言を新聞にも出している（『世界』1985.7 67）。このように戦後の反戦意識でつながった多分野多世代の知識人集団「平和問題談話会」は、講和問題を境にして勢いがなくなっていった。それは、戦争体験の共有からくる知識人の自己反省に基づいた反戦思想は、日本の特徴的平和論をつくりあげるときには土台となったものの、冷戦下における講和問題を前にしてはその結末は脆弱であったからかもしれない。かくして、講和問題を議論した時代の「平和」とは、反戦意識の土台の上に、現実的な冷戦下の日本の取りうべき選択という題目が含まれており、戦後日本の平和意識はこの時期を境にして分裂をしたのである。

## 結語

本稿は、戦後から現在まで戦没者追悼と平和祈念がセットとなって語られている事象を受けて、その「平和」の中身がどんな社会状況のなかで生まれたのかという疑問からはじめた。特にその慣習の原点が吉田茂の言にあることに鑑みて、その

時代の平和論に注目した。「平和問題談話会」の平和論は、平和研究のアプローチからも思想史的アプローチからも、日本平和論の源流と位置付けられている。本論で見てきたように、「平和問題談話会」は、戦後の戦争体験を共有した知識人たちが、世代を超えて戦後民主主義国家の平和主義を議論する場をつくり、講和前の日本の社会状況を反映した日本に特徴的な平和論をつくりだした。具体的には、「二つの世界の平和共存論」、核兵器反対、憲法に立脚した平和主義をいち早く提唱した。領域や世代を超えてこうした平和論を展開してきたのは、一つには、戦争体験による自己反省が平和立論に向けてこれらの人々を結びつけたからではないかと考える。憲法発布間もない時期に平和憲法に依って立つ姿勢が見られたこと、プレス・コード下の早い時期に原子力爆弾に対する危機感を表明したことは、日本平和論の原点として評価に足るものだとはいえる。

他方、講和問題に際して、「平和問題談話会」は、全面講和、中立論、軍事基地反対、再軍備反対を表明するようになり、かつてリベラル保守と親和性のあったこの集団が、結果的に社会党左派と近くなっていった。思想史的に見れば、平和論ブレーンの世代交代ということが言えるかもしれない。けれども、見落としてならないのは、「平和問題談話会」が1949年から50年にかけて出した三つの声明の本流は変わっておらず、「平和問題談話会」が主張した全面講和や再軍備が現実世界において否定されることによって、この平和論が政治の中核から離れたということである。戦争の忌避から保革を包摂した平和思想は、講和と日米安保を対立軸に分裂したとみることもできるだろう。このように考えると、講和後すぐの靖国参拝で発言した吉田茂の「平和」は、「平和問題談話会」の展開した「平和」との決別であって、日本の現実的な条件下の「平和」を指しているのではなかろうか<sup>32</sup>。しかしながら、吉田茂の「平和」の言説は、吉田茂の思想に踏み込んで論ずるべき

であり本稿の限界を超えるので、これからの課題としたい。加えて、こうした平和論の源流がどこに流れていったのかということについても追究していきたい。

## 参考文献

- 赤澤史郎 (2005) 『靖国神社：せめぎあう<戦没者追悼>のゆくえ』、岩波書店
- 赤堀正成 (2019) 「吉野源三郎のこと：戦後労働運動と平和運動の結合」、労働者教育協会 編『学習の友』(792)、2019-08 学習の友社 pp.38-45
- 安倍能成 (1959) 『戦後の自叙伝』、新潮社
- 五十嵐武士 (1986) 『対日講和と冷戦』、東京大学出版会 pp.230-245
- 石田雄 (1968) 『平和の政治学』、岩波書店
- 岩倉博 (2022) 『吉野源三郎の生涯』、花伝社
- 小熊英二 (2002) 『民主と愛国』、岩波書店
- 久野収 (1972) 『平和の論理と戦争の論理』、岩波書店
- 久野収、丸山眞男、吉野源三郎、石田雄、坂本義和、日高六郎、緑川亨 (1985) 『『平和問題談話会』について』『世界』7月臨時増刊「戦後平和論の源流」
- クラウゼヴィッツ (1968) 篠田英雄訳『戦争論』岩波書店
- グレン・D・フック (1981) 「戦後日本の平和の思想の源流—平和問題談話会を中心に—」『国際政治』巻69号 pp.58-74
- 酒井哲哉 (2016) 『平和国家のアイデンティティ』、岩波書店
- 坂本義和 (1959) 「中立日本の防衛構想—日本の安保体制に代わるもの」『世界』164号、pp.31-47.
- 佐藤卓巳 (2014) 「第12章 管制高地に立つ編集者・吉野源三郎—平和運動における軍事的リーダーシップ—」戸部良一著『近代日本のリーダーシップ—岐路に立つ指導者たち—』、千倉書房
- 関寛治「平和の政治学」(1977)『行動論以後の政治学』、年報政治学、岩波書店、pp.91-120
- 高坂正堯「現実主義者の平和論」(1963)『中央公論』78巻、pp.38-49.
- 高橋進・中村研一 (1978) 「戦後日本の平和論—一つの位相の分析—」『世界』1978年6月号、pp.202-225
- 多賀秀敏 (2020) 『平和学入門①』、勁草書房
- 高柳先男「平和研究」(1979)『戦後日本の国際政治学』、有斐閣、pp.327-347
- 竹内洋 (2018) 『清水幾太郎の覇権と忘却—メディアと知識人—』、中公文庫
- 田中耕太郎 (1946) 「発刊の辞」『世界』創刊号 1946年1月
- 田中伸尚、田中宏、波田永実 (1995) 『遺族と戦後』、岩波書店
- 田中伸尚 (2002) 『靖国の戦後史』、岩波書店
- 都築勉 (1995) 『戦後日本の知識人：丸山眞男とその時代』、

- 世織書房
- 西田毅、脇圭平、梅津 實、岩野英夫、富沢 克（1980）「学問・教育・平和運動：田畑忍先生にさく（三）：法学部史」『同志社法學』、32 卷 1 号、pp.111-156. <http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000009908>
- 日本遺族会（1955）『日本遺族通信』第 35 号、1952 年 5 月 5 日
- 萩原延壽（1965）「革新とは何か」『萩原延壽集 6 自由のかたち』（2008）朝日新聞出版所収、pp.125-160.
- 道場親信（2005）『占領と平和—戦後—という経験』、青土社
- 緑川亨、安江良介（1985）「平和問題談話会とその後—増刊号解説に代えて—」『世界』臨時増刊「戦後平和論の源流」（1985 年 7 月）pp.54-97
- 谷野直康（2004）「平和問題談話会と戦後知識人～敗戦直後における知識人の思想的分岐～」慶應義塾大学総合政策学部総合政策学科、小熊英二研究会、2004 年度卒業論文、<http://web.sfc.keio.ac.jp/~oguma/report/thesis/2004/tanino.htm>
- 山田昭次（2014）『全国戦没者追悼式批判 軍事大国化への布石と遺族の苦悩』、影書房
- 吉野源三郎（1976）「戦後の三十年と『世界』の三十年—平和の問題を中心に—」『世界』1976 年 1 月号、255
- 吉野源三郎（1989）『職業としての編集者』、岩波書店
- 吉野源三郎（1995）『戦後への訣別』、岩波書店

- 『日本遺族通信』第 35 号、1952 年 5 月 5 日
- 「安倍首相の式辞から「歴史と向き合う」消える「積極的平和主義」に初めて言及 全国戦没者追悼式」東京新聞 Tokyo web 2020 年 8 月 16 日 06 時 00 分 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/49183>  
2022 年 11 月 15 日閲覧
- Dasgupta S(1968) Peacelessness and Maldevelopment: A New Theme for Peace Research in Developing Nations. *Proceedings of the International Peace Research Association Second Conference* (Assen, The Netherlands: Koninklijke Van Gorcum & Comp.) Vol.2
- Galtung,J. (1969) Violence, Peace, and Peace Research. *Journal of Peace Research*, 6,167-191. ガルトゥング, J 高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳（1991）『構造的暴力と平和』中央大学出版部

- 2001 年から 2006 年の在任中計 6 回参拝を履行したが、最終年の 2006 年 8 月 15 日の参拝を除いては 8 月 15 日を避けての参拝となった。
- 2001 年 8 月 7 日衆議院において、社会民主党北川れん子議員から小泉首相にあて、質問主意書が提出されており、同 8 月 14 日には、小泉純一郎の答弁が受理されている。第 152 回国会「小泉首相の靖国神社への参

- 拝に関する質問主意書」平成十三年八月七日提出質問第一号及び「衆議院議員北川れん子君提出小泉首相の靖国神社への参拝に関する質問に対する答弁書」平成十三年八月十四日受領答弁第一号参照。
- 「積極的平和」という言葉については、日本語表記は同じであっても、ヨハン・ガルトゥングの「積極的平和 = Positive Peace」と安倍晋三が使用した「積極的平和 = Pro-active contribution to peace」とは異なる概念である。
  - 安倍晋三首相の戦没者追悼式式辞については、以下参照。「安倍首相の式辞から「歴史と向き合う」消える「積極的平和主義」に初めて言及 全国戦没者追悼式」東京新聞 Tokyo web 2020 年 8 月 16 日 06 時 00 分 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/49183>  
2022 年 11 月 15 日閲覧
  - 全国戦没者追悼式に関しては、山田（2014）を参照。
  - 吉田茂の戦没者追悼における「平和」の発言とこの時代における「平和」概念の関係性を考察するためには、吉田茂の「平和」言説の分析、並びにそれを継承していく歴代首相の「平和」言説の検討と比較が必要であるが、本稿にそれらを含めることは本稿の限界を超えるので、本稿はそれらの「平和」言説の分析につながる研究と位置付けたい。
  - 『平和問題談話会』の資料については、吉野源三郎（1976）の他、雑誌『世界』1985 年 7 月臨時増刊号に掲載された『平和問題談話会』による声明、久野収、丸山眞男、吉野源三郎、石田雄、坂本義和、日高六郎、緑川亨による回想「『平和問題談話会』について」、緑川亨、安江良介「(対談) 平和問題談話会とその後」、平和問題討議会議事録、「ユネスコ発表の平和声明に関する各部会報告」に拠る。
  - 声明を出した 8 人の科学者は以下。  
ゴードン・W・オールドポート（ハーヴァード大学心理学教授）  
ジルベルト・フレイレ（ブラジル、パチア大学社会学教授、アルゼンチン、ブエノス・アイレス大学社会学研究所教授）  
ジョルジュ・ギユルヴィッチ（ストラスブール大学社会学教授、パリ社会学研究所理事）  
マクス・ホルクハイマー（ニューヨーク市、社会学研究所理事）  
アルネ・ナエス（オスロー大学、哲学教授）  
ジョン・リックマン医博（『英国医学的心理学雑誌』“British Journal of Medical Psychology”主幹）  
ハリー・スタック・サリヴァン医博（ワシントン精神病学専門学校評議員議長、「精神病学雑誌」“Psychiatry, Journal for the Operational Statement of Interpersonal Relations”主幹）  
アレクサンダー・ソロイ（ブタペスト大学社会学教授、ハンガリー外交問題研究所所長）
  - 『君たちはどう生きるか』の著作で有名な吉野源三郎（1899-1981）であるが、吉野源三郎に関しては、吉野

- の死後、自身による（1989）、（1995）及び岩倉（2022）による伝記がある。
- 10 戦後30周年の1985年8月を前に、雑誌『世界』は臨時増刊を出し、その中で「平和問題談話会」の特集を組み、「戦後平和論の源流」とした。グレン・D・フックも1981年の論文で「戦後日本の平和の思想の源流」と位置付けている。また、酒井哲哉も「平和問題談話会」の「三たび平和について」を指し、「戦後日本の平和論の源流」としている。（酒井：2016：p.41）
  - 11 関寛治（1977）高橋進・中村研一（1978）、高柳先男（1979）、グレン・D・フック（1981）
  - 12 都築勉（1995）、小熊英二（2002）、谷野直康（小熊英二ゼミ卒業論文）（2004）、道場親信（2005）、酒井哲哉（2016）
  - 13 その他、1970年タンペレ平和研究所、フランクフルト平和研究所など世界各地に設立された。1971年にはウプサラ大学に平和紛争研究学科が開設され、教育分野にも広がる。これらについては、多賀「第9講 平和学の制度化」（2020：pp.129-142）参照。
  - 14 日本平和学会設立については、以下を参照。関寛治（1977）、日本平和学会（1978）
  - 15 主要メンバーは、石田雄、川田侃、坂本義和、関寛治、細谷千博、武者小路公秀、蠟山道雄など。
  - 16 石田雄は、『平和の政治学』のあとがきで、丸山眞男の影響が強かったことを綴っている。また、関寛治も「『談話会』の精神的原点が個人的な形で保存されたことも否定できない」（関：1977：p.117）とし、石田雄と坂本義和を挙げている。また、『世界』の1985年7月の臨時増刊号に掲載されているが、1968年には「『平和問題談話会』について」という編集者緑川亨司会による座談会には、久野収、丸山眞男、吉野源三郎、石田雄、坂本義和、日高六郎が席を並べている。ここからも、石田雄と坂本義和が「平和問題談話会」の影響を受けていたことがわかる。
  - 17 「国際問題談話会」については、「平和問題談話会とその後—増刊号解説に代えて—」『世界』1985年7月増刊号に詳しい。
  - 18 平和運動と「平和問題談話会」については、吉野源三郎を焦点に置きながら、佐藤卓巳（2014）、や赤堀正成（2019）も論じている。
  - 19 雑誌『世界』がどの時期までリベラル保守の言論を束ねる代表的場であったのかについては、議論の余地があるだろう。安保改正を境にして立場が分かれたこと、すなわち、「平和問題談話会」の延長線上に展開される『世界』に掲載された坂本義和「中立日本の防衛構想—日本の安保体制に代わるもの」（1959）の批判が雑誌『中央公論』高坂正堯「現実主義者の平和論」（1963）においてなされたことは象徴的転換点である。高坂が吉田茂を評価し、かつその後与党政治家たちと密な関係を構築していったことを考えるとこの分岐点前後からの雑誌『中央公論』や『文芸春秋』などで展開される「平和論」なども今後研究の課題としたい。
  - 20 安倍能成については、安倍（1959）を参照。
  - 21 竹内洋は、その他に「平和問題談話会」の中に戦前の昭和研究会のメンバー、すなわち蠟山道雄や1950年9月には脱会する笠信太郎がいたことに注目している。（竹内、2018、p216）
  - 22 安倍能成は、1946年1月には幣原喜重郎改造内閣の文部大臣に任命され、戦後の教育問題にあたっている。就任からわずか4か月後幣原内閣解散とともに任が解かれ、続く吉田茂首相からの留任の打診は断ったが、後任についたのは、田中耕太郎であった。安倍は同年秋には学習院院長となり、明仁皇太子（現上皇）の教育に携わることになる。また、明仁皇太子の教育係には、1949年小泉信三も任命されている。
  - 23 小熊は、オールドリベラリストには、朝鮮蔑視、天皇擁護、反共などの傾向も見られたと述べている（p197）。記紀の文献的批判を書いた『古事記及び日本書紀の研究』（1919）と『神代史の研究』（1924 岩波書店）で皇室を冒瀆しているとされ、発禁処分及び禁固三か月執行猶予二年を受けた津田左右吉でも、戦後『世界』に寄稿したのは、皇室擁護の「建国の事情と万世一系の思想」（1946年4月『世界』（4）、pp.29-54.）という論文だった。
  - 24 「平和問題談話会」の有志の会員が講演旅行をしたり、「三たび平和についての」の後、総評や日教組、国労などの組合にでかけたことはあるとしている。（『世界』1985.7 82）
  - 25 1928年「赤旗（せっき）」は地下新聞として創刊され、戦時下の1935年には停刊となった。戦後、合法化された日本共産党は、1945年10月に「赤旗（せっき）」を再刊する。その後、1946年に「赤旗」から「アカハタ = AKAHATA」、1947年にはさらに「アカハタ」と改名した。「アカハタ」は、1950年6月26日GHQより一か月の停刊処分を受け、さらに、停止処分解除前に無期限に延長された。再刊を果たしたのは、サンフランシスコ平和条約発効にともなう1952年5月1日であった。1966年からは「アカハタ」から「赤旗」に再度名称変更している。
  - 26 「平和のために社会学者はかく訴える」（『世界』1949-03）、「戦争と平和に関する日本の科学者の声明」（『世界』1949-03）「講和問題についての平和問題談話会声明」（『世界』1950-3）、「三たび平和について」（『世界』1950-12）、及び、「平和問題討議会 -- 昭和23年12月12日議事録（座談会）」（『世界』1949-03）はいずれも『世界』1985年7月号に再掲載されている。
  - 27 「平和問題討議会」は、この発表後「平和問題談話会」となる。
  - 28 「全面講和」に対して、批判的な場合には「単独講和」や「片面講和」が使われることが多く、肯定的には「多数講和」と表されることがある。ここでは、「平和問題談話会」が「単独講和」という言葉をつかっているため「単独講和」とする。
  - 29 保革の「平和」思想を巡っては、講和条約及び日米

安保において分裂した社会党内部の思想の変遷も重要である。

- 30 「平和問題談話会」と当時の運動の関係としては、久野（1972）のあとがき、及び五十嵐（1986）を参照。
- 31 都築によれば、第二回の講和論争についての声明で参加していた天野貞祐、渡邊慧、笠信太郎、森義宣、生島遼一が抜けている（都築、2016、p167）
- 32 荻原延壽は、「革新とは何か」（1965）の中で、戦後リアリストでありながら全面講和論の南原繁と理想主義を語りながら単独講和を選択した吉田茂の交差を引き合いに出し、「革新的な思想と現実的な政治とが、相互に批判を交わしながら最終的には協力しあうという、美しい調和の時期は短命におわった」（同：p153）としている。このように遡って考えるならば、「平和問題談話会」によって保革を交えながら協力して平和論を展開できたのはこの時期だけであり、講和問題をターニングポイントにして、以後平和思想は、調和のない分裂状態に突入したと言えるかもしれない。

## 【別表1】

1949年3月「戦争と平和に関する日本の科学者の声明」署名者	存命期間	専門分野、及び戦前戦後期の肩書等
<b>東京地方文化部会</b>		
安倍能成	1883-1966	哲学。1946年幣原内閣時に文部大臣になるも辞任。1946～学習院院長。
天野貞祐	1884-1980	哲学。安倍能成の文部大臣就任に伴い、第一高等学校校長を1948年まで。後に、日本学生野球協会会長・日本育英会会長を歴任。1950年、吉田茂内閣で文部大臣。
清水幾太郎	1907-1988	社会学。戦前「昭和研究会」文化委員。1946年2月二十世紀研究所設立。1949年から学習院大学教授。
武田清子	1917-2018	思想史。1939年交換留学で渡米、第一次日米交換船で鶴見俊輔や都留重人らとともに帰国。1946年「思想の科学」創刊に携わる。
淡野安太郎	1902-1967	フランス哲学、社会思想。京大哲学科卒、台北帝国大学助教授。
鶴見和子	1918-2006	社会学。後藤新平の孫。1939年留学で渡米、1942年第一次日米交換船で帰国。1946年弟鶴見俊輔、丸山眞男らと「思想の科学」創刊にかかわる。
中野好夫	1903-1985	英文学。1935年東京帝大助教授。戦後「二十世紀研究所」所員となる。1948年から東京大学教授。
南博	1914-2001	社会心理学。1940年京都帝大卒業後、コーネル大学に留学。ビザが下りず、戦後1947年に帰国。1949年一橋大学専任講師となる。
宮城音弥	1908-2005	心理学。京都帝大卒業後、1934年フランスに留学、医学博士に。戦後、「二十世紀研究所」設立にかかわる。1949年東京工業大学教授となる。
宮原誠一	1909-1978	社会教育学。1940年法政大学講師に。1953年東京大学教育学部教授に。
和辻哲郎	1889-1960	哲学、倫理学、日本思想史。1912年東京帝大卒業。このころから安倍能成と交流。1919年『古寺巡礼』出版。1927年ドイツ留学。1936年『国体の本義』編集委員に。1946年雑誌『世界』創刊にかかわる。
<b>東京地方法政部会</b>		
磯田進	1915-2002	法社会学、労働法。1939年東京帝大法学部卒業後、同大助手に。1942年、東京帝大東洋文化研究所、東亜研究所、政治経済研究所、法務庁調査意見局第2局勤務を歴任。1949年
鶴飼信成	1906-1987	法学。1931年京城帝大講師、43年同大教授に。1951年H. キャントリル(平和問題談話会訳)『戦争はなぜ起るか：戦争原因としての国際的緊張』で「第7国際的緊張の社会学的分析(ジョルジュ・ギユルヴィッチ著)」の翻訳を担当。1952年、東京大学社会科学研究所所長に。
川島武宜	1909-1992	民法、法社会学。1934年東京帝大法学部助手。1945年同大教授に。1948年『日本社会の家族的構成』(学生書房)を出版。
高木八尺	1889-1984	政治学、アメリカ研究。1938年東京帝大教授。1946年貴族院議員に。
田中耕太郎	1890-1974	法学、法哲学。1923年東京帝大教授。1937年同大法学部長。1945年文部省学校教育局長に。1946年5月、第1次吉田内閣で文部大臣。1947年に参議院議員。
丸山眞男	1914-1996	政治学、政治思想史。1937年、南原繁研究室助手。1945年8月6日広島で被爆。1946年『世界』5月号に「超国家主義の論理と心理」を発表。
蠟山政道	1895-1980	政治学。1928年東京帝大教授。1936年設立の「昭和研究会」常任委員に。1942年翼賛選挙で衆議院議員に。1947年には公職追放を受ける。1950年お茶の水女子大学学長就任。
<b>東京地方経済部会</b>		
有澤廣巳	1896-1988	統計学、経済学。大内兵衛に師事。1924年東京帝大助教授に。1926年ドイツに留学。1938年大内兵衛とともに治安維持法違反に。昭和研究会に参加。陸軍秋丸機関に所属。戦後吉田内閣の経済政策に影響を与える。
大内兵衛	1888-1980	経済学、財政学。1919年東京帝大助教授。1920年森戸事件で失職。ハイデルベルグ大に留学。1938年人民戦線事件で検挙、起訴される。1950年から59年まで法政大学総長。

高島善哉	1904-1990	経済学、社会学。1927年東京商科大学助手。1933年、検挙、拘留を経験。戦後一橋大学教授に。
都留重人	1912-2006	経済学。1930年治安維持法違反容疑で検挙、第八高等学校除籍後、翌年渡米。ハーバード大入学、1940年博士号取得。1942年交換船で帰国。1944年外務省勤務。1946年GHQ経済科学局調査統計課（ESS）勤務。1948年東京商科大学教授。
矢内原忠雄	1893-1961	経済学、植民政策学。1910年旧制第一高等学校入学後内村鑑三主催の聖書研究会に入る。東京帝大入学後は新渡戸稲造の影響を受ける。1937年言論弾圧により東京帝大辞任に。1945年東京帝大復帰。
笠信太郎	1900-1957	ジャーナリスト。1936年朝日新聞入社後、昭和研究会に。1940年より渡欧、後に対米和平工作に関与。1948年に帰社。
蠟山芳郎	1907-1999	ジャーナリスト、インド研究。1936年同盟通信社入社後、インド、ビルマに滞在。戦後共同通信社に。
脇村義太郎	1900-1997	経済学、経営学。1928年東京帝大助教授。1935年から渡欧。1938年人民戦線事件で検挙、退官。1945年東京帝大復帰。
<b>東京地方自然科学部会</b>		
稲沼瑞穂	1908-1965	1933年東京帝大物理学部卒後、岩波書店入社。1937年退社し、1942年文部省勤務。1948年岩波書店再入社。
丘英通	1902-1982	動物学、生物学。1929年東京帝大理学部動物学科卒業後ドイツに留学。1939年から1949年まで東京文科大学教授。
富山小太郎	1902-1972	物理学。1925年東京帝大卒業後、1930年東京物理学校講師、1941年教授。1944年電波科学専門学校に。岩波書店『科学』編集者。
仁科芳雄	1890-1951	物理学、原子物理学。1914年東京帝大工科大学電気工学科入学。1918年理化学研究所に。1921年渡欧、1928年帰国。1945年8月8日広島にて原子爆弾の被害を確認。1946年理研所長。
渡邊慧	1910-1993	物理学、理論物理学。1933年東京帝大物理学部卒業後フランスに留学。1937年ドイツに移り、ハイデンベルクに師事。1939年理化学研究所に。
<b>近畿地方文化部会</b>		
久野収	1910-1999	哲学。1934年京都帝大卒業後、雑誌『世界文化』、『土曜日』にかかわる。1937年治安維持法違反により逮捕。戦後は雑誌『思想の科学』に参加。
桑原武夫	1904-1988	フランス文学。1928年京都帝大卒業後、1943年東北帝大助教授、1948年京都大学教授。
重松俊明	1905-1979	社会学、教育社会学。戦前から京都帝大文学部人文科学研究所講師。戦後は京大教授。
新村猛	1905-1992	フランス文学。1926年京都帝大入学、1932年同志社大学予科の教授に。雑誌反ファシズムをうったえる『世界文化』、『土曜日』にかかわる。1937年治安維持法違反により逮捕。1946年京都人文学園設立、久野、桑原、重松なども参加する。
田中美知太郎	1902-1985	哲学、西洋古典学、文献学。1926年京都帝大修了後1928年法政大学講師、1930年東京文科大学講師。東京大空襲で大やけどを負う。1948年京都帝大助教授。講和論争では、単独講和支持。1968年保守系団体「日本文化会議」設立。
野田又夫	1910-2004	哲学、文献学。京都学派西田幾多郎や田辺元に学び、1933年京都帝大卒業後、旧制大阪高等学校教授。1947年京都帝国大学文学部助教授に。
<b>近畿地方法政部会</b>		
磯村哲	1914-1997	法学。1939年京都帝大法学部卒業後、同大助手、1943年助教授に。
岡本清一	1905-2001	法学、政治学。1930年同志社大学法学部卒業、1947年同大教授に。
末川博	1892-1977	法学、民法学。1917年京都帝大卒業後、同大講師、後助教授に。1922年渡米。1925年帰国後京都帝大教授に。1933年滝川事件で依願免官、恒藤恭とともに大阪商科大学に。戦後立命館大学学長。教え子に川島武宜がいる。
田畑茂二郎	1911-2001	法学、国際法。1934年京都帝大助手、1938年同大助教授、1945年同大教授に。

田畑忍	1902-1994	法学、憲法。1929年同志社大学卒業後、助手、助教授に。1935年『帝国憲法条義』が天皇機関説によるものとして発禁処分になり、その後罷免を申請され休職するが、復帰。1946年学長に。「平和問題談話会」についての回顧は以下に。西田毅他（1980：pp.111-156.）
恒藤恭	1888-1967	法哲学。1919年京都帝大大学院卒業後、同志社大学教授に。1922年京都帝大助教授、1924年渡欧。1929年京都帝大教授になるが、1933年滝川事件により退官、大阪商科大学に。1946年同大学長。後に、新制大学化した大阪市立大初代学長に。
沼田稲次郎	1914-1997	法学、労働法。1938年京都帝大卒業後、徴兵1946年、夕刊京都新聞社入社。1950年同社退社し、立命館大学に移るようになっていたが、レッド・パージにより辞退。1951年東京学芸大教授に。
前芝確三	1902-1969	ジャーナリスト、政治学。1925年京都帝大卒業後、毎日新聞入社。1949年立命館大学教授に。
森義宣	1910-1992	政治学。大阪大学教授。
<b>近畿地方経済部会</b>		
青山秀夫	1910-1992	経済学、経済社会学。1932年京都帝大卒業、1946年同大教授。
島恭彦	1910-1995	経済学、財政学。1934年京都帝大卒業、1936年同大講師、1944年同大助教授、1946年同大教授。
新庄博	1902-1978	経済学、金融論。1925年神戸高等商業学校卒業、1928年東京商科大学卒業、後神戸高等商業学校講師。1934年神戸商業大学助教授、1944年同大教授。1949年神戸大学教授。
豊崎稔	1901-1984	経済学。1927年東北帝国大卒業、1932年大阪商科大学助教授、1941年同大教授。1946年京都帝大教授。
名和統一	1906-1978	経済学。京都帝大卒業後、大阪商科大学教授。1943年大阪商科大事件において、治安維持法違反で検挙。戦後大阪市立大教授に。
福井孝治	1899-1977	経済学。1922年京都帝大卒、1929年大阪商科大助教授。1933年同大教授に。1949年大阪市立大学教授。翌年大阪経済大学学長。
その他		
津田左右吉	1873-1961	歴史学、思想史。1891年東京専門学校卒業後、1908年白鳥倉吉に師事し、満鉄の満鮮歴史地理調査研究員となる。1920年より早稲田大教授。1939年、『古事記及び日本書紀の新研究』（1919）『神代史の研究』（1924）など記紀研究の著作が発禁となり、岩波茂雄とともに出版法違反で起訴、早稲田大学を辞職。思想弾圧にあうも、共産主義とは一線を画す。
鈴木大拙	1870-1966	仏教学。1888年第四高等中学校入学、西田幾多郎と同窓。1891年東京帝大入学。1897年渡米、出版社勤務。1909年学習院大教授。1921年真宗大谷大学教授。
羽仁五郎	1901-1983	1921年東京帝大法学部に入學するも休学し、渡独。大内兵衛、三木清と交流。帰国後同大文学部に入り、1927年同大卒業、1928年三木清、小林勇らと『新興科学の旗のもとに』創刊。1933年治安維持法違反により逮捕・勾留。1944年特高の追及から逃れて中国にわたるが翌年北京で逮捕。日本に送還、入獄。1945年10月治安維持法廃止に伴い釈放。1947年参議院議員に。

## The Origins of Postwar Japan's Peace Theory: Inspired by Memorials to the War Dead and Prayers for Peace

NAKAMURA, Kayoko (Graduate School of Global Humanities and Social Sciences, Nagasaki University)

This paper aims to clarify the root of the Japanese Peace Theory after WWII, inspired by the facts that politicians such as Shigeru Yoshida have connected memorial services for the war dead to the word peace. We focus on the Peace Study Group, which declared three appeals: A Statement by Scientists in Japan on the Problem of Peace (1948), A Statement by

the Peace Study Group on the Problem of Peace Settlement for Japan (1950), and On Peace for the Third Time (1950). Examining these statements, we will reveal what is specific to peace discussions in Japan. We will also show that the Cold War was closely related to the origins of the Japanese concept of peace.



## 韓国における国会議員へのキャリアパスとしての地方議員・首長

—2020年総選挙当選者の地方議員・首長経験に着目して—

縄 倉 晶 雄（全国過疎地域連盟）

### 要 旨

本稿は、公選制の地方自治が再開されて久しい韓国で、政治家の地方議員や首長としての経験が総選挙上のアドバンテージとなり、国政進出につながるキャリアパスとなってきたのかを、2020年総選挙で当選した国会議員のうち、地方議員・首長経験を持つ人物の歩みを選挙管理委員会の統計データ、また新聞報道のレビューを通じて考察するものである。これまでも韓国では、地方議員・首長歴を持つ国会議員の台頭は、事実関係としては指摘されてきた。これに対して本稿では、将来的な計質・計量分析のベースとなるレビューを行った。その結果、政党内部の候補者公認が集権的な韓国では、政治家の地方議員・首長としての経験は、国会議員候補の公認審査に際して一定の判断基準としては作用している可能性があるものの、既に中央政界で活動する有力政治家との人脈などに比べると、国政進出上の政治資源としては限定的であるという傾向を観察した。

### はじめに

本研究は、公選制の地方自治が再開されてから30年あまりが経過した韓国において、地方議員および地方自治体<sup>1</sup>首長のポストが、国会議員になる上でのキャリアパスとして機能するようになったのかを、2020年総選挙での小選挙区当選者のうち、地方議員・首長経験者のキャリアを追うことにより考察するものである。

1987年から翌年にかけて競争的な大統領選挙及び総選挙を実施し、国政レベルでの民主化を実現した韓国は、1991年に地方議会選挙が、1995年に自治体首長選挙がそれぞれ再開されたことにより、地方レベルでも民主化が実現した。1961

年の5・16クーデタ以降、30年ぶりに再開された地方自治をめぐっては、政党間対立を基軸とする国政からは距離を置き、それぞれの地域の名士たちが議員や首長に就き、熟議や住民の積極的な参加に基づく土着的な政治という、まさにジェームス・ブライスの「地方自治は民主政治の最良の学校」という思想に沿った運営がしばしば期待されてきた<sup>2</sup>。しかし、現実の韓国の地方選挙は、特に1998年以降は、毎閏年に行われる総選挙の中間年に、また日本の統一地方選挙と異なり、常に統一率100%<sup>3</sup>の全国同時選挙として実施されることから、国政の代理選挙としての性格が強くなり、政党色が強まる一方、各地域固有の争

---

### キーワード：

韓国、地方自治、地方選挙、総選挙、政党

点が全国レベルの争点に代替される点が指摘されている<sup>4</sup>。

こうした現憲法下の韓国の地方自治をめぐることは、政党色を薄めることを企図した地方議会選挙への中選挙区制の導入などの措置が取られてきた。他方、2000年代後半以降の研究では、選挙・政党法規の度重なる改正にもかかわらず国政の代理選挙になっていることを批判する論考とは別に、国政の担い手たる国会議員と、地方政治の担い手たる自治体首長・地方議員との間に独特の人的つながりが形成されてきていることを指摘する論考も、少数ではあるが出されるようになってきた。

こうした先行研究の状況を踏まえて本稿は、イシューや人的関係の面で地方議員・自治体首長と国会議員の関係が続く中で、これら地方公選職の経験者が国会議員にステップアップしていくことが一般化しているのかどうか、また地方公選職歴を持つ国会議員選挙当選者がいる場合、その経歴はアメリカ二大政党で一般に見られるような、政党の地方組織や地域住民・団体の票を固めた上でステップアップするという、いわゆる‘progressive ambition’の実現と言えるものなのかについて、2020年総選挙におけるソウル特別市、釜山広域市、ならびに慶尚北道・慶尚南道（以下、慶尚北・南道）での当選者の前歴を、韓国中央選挙管理委員会のデータベース（<https://www.nec.go.kr>）ならびに韓国国内紙に掲載された情報を基に、記述的にレビューしていく。具体的には、2020年総選挙で当選した首都圏（ソウル特別市）並びに保守政党の地盤・嶺南地方（釜山広域市、慶尚北・南道）の選挙区候補者のうち、地方議員・首長経験者がどの程度存在し、またそれら当選者が国会議員へと上り詰めていく過程において、地方議員・首長としての経歴がどの程度の役割を果たしたと思われるかについて、得られる情報が断片的であるという制約のため、やや記述的ではあるが考察を行っていく。

なお、韓国全体を視野に入れて政治家のキャリ

アを論じる場合、本来であれば進歩政党の地盤である湖南地方（光州広域市、全羅南道、全羅北道）なども含めた全国規模の分析を行うべきであるが、本稿では資料上の制約から、差し当たり首都圏と嶺南地方で当選した国会議員を考察対象とする。

以下、1. では国政と地方政界のキャリアのつながりに関する政治学上の先行研究をレビューし、こうした研究の層が歴史的に厚いアメリカだけでなく、それ以外の国々でも、国会議員の「前歴」が少数ながら政治学上のイシューとして浮上していることを指摘する。続く2. では、韓国政治学における当該テーマの研究状況を概観し、地方議員経験者を有した当選者の台頭が観察されていることを指摘する。3. と4. では、2020年総選挙におけるソウル特別市及び慶尚北・南道での当選者のうち、地方議員経験を有する者の前歴をレビューする。そして、保守・進歩二大政党の総選挙での公認権が党本部に集約されている韓国の現状では、地方議員・首長の経験は、国会議員になる上での政治的資源の一つにはなるが、あくまで複数存在する資源のうちの一つにとどまり、日米で観察されるような、政党支部の支持や地域単位の組織票を足掛かりとして国会議員になるケースは今なお限定的であることを示す。最後に5. で、今後の本格的な計量分析、また深い観察を伴う質的分析に向けた課題を提示する。

## 1. 国政・地方のキャリアの連続性をめぐる先行諸研究

公選政治家が自らのキャリア・アップを長期的・戦略的に図ることは、主にアメリカ政治学において‘political ambition’ないし‘progressive ambition’と呼ばれ、1970年代から学術的な関心対象となってきた。研究開始当初は当選回数が少ない陣笠議員が議長や常任委員長ポストを目指して自らが活動する議会の諸制度を如何に活用するかが‘ambition’研究の主たる関心事であっ

たが、やがて州議会から連邦議会など、よりプレステージの高い場へと活動先を移すことも、研究対象となっていた<sup>5</sup>。

地方自治体や州の議員ないし首長が国家や連邦の公選職へと鞍替えすることがアメリカ政治学において早い時期から研究対象になってきた背景には、同国では連邦レベルの政治家の多くが州の政界でキャリアを積んできた人物であること、およびそれについての調査が迅速に、かつ細部に至るまで公的機関によってなされている点があると言える。周知のように連邦が州の代表者によって構成されるという理念に立つ同国においては、元アーカンソー州知事のビル・クリントンや元テキサス州知事のジョージ・W・ブッシュなど、党派に関わりなく、州知事経験者が大統領選挙で勝利することが多い。連邦議会選挙でも同様に、州議会議員の経験者が鞍替えの上で初当選するケースが多い。かつ連邦議会については、連邦議会事務局が2年ごとの上下両院選挙の度に、議員の前歴や宗教、エスニシティなどを網羅したレポートを発行している。例えば、2022年11月8日に投票が行われた中間選挙の場合、同月16日には議会事務局が当該レポートを発行しており、同選挙で当選した下院議員のうち、定数435の半数に近い193人が州や市、郡など、連邦よりも小さな領域の議員として奉職した経験があるとの結果を示している（Manning、2022、p. 3）。こうしたデータの層の厚さにも支えられてアメリカ政治学では、‘ambition’の違いが院内での発言や投票行動に有意な影響を与えることを示したHenrick（1993）のような研究成果が出されてきた。これらのデータや研究は、郡や州レベルの議員として活動し、党支部や地域の党員の支持を固めると同時に、地域の有力票田組織とのパイプを確立した人物が、その基盤の上に立ち、より上位の地位を目指すという‘ambition’がアメリカ政界で極めて広範に見られることを明らかにしてきた。

アメリカ以外の自由民主主義国についても、同様のテーマを追った研究例が存在する。日本については福元（2004）が現憲法施行から1990年代初頭までの全国国会議員の前歴を追う分析を行っており、その中で、同期間の国会議員の約3割が地方議員歴を有していることを示している。日本と同じく議院内閣制を採用するイギリスでも、地方議員歴を有する下院議員の比率は約3割であり、地方議員の中に国政進出を目指す上昇思考の強い人物が恒常的に存在する点を、中村（1993）が指摘している。

但し、これらアメリカ以外の国々を追った研究は、国政政治家の前歴に関する傾向やその推移を事実として示したり、追ったりすることを主としている。換言すれば、これらの研究は、ある政治家が地方から国政へと鞍替えするにあたり、どのような支持基盤の確立が鞍替えを可能にしているのかというメカニズムを分析する点については、なお発展の余地を残している。

戦後日本の議員の経歴を追った福元の研究は、党派や時代ごとの細分化した分析も行っており、地方公職を経ることで、党の都道府県連の支持を固めた政治家が党本部にその存在を認めさせ、国政選挙での公認を得るというキャリアパスが自民党内で見られることを示している。だが福本の研究は、都道府県知事や都道府県議会議員を経験した人物が、国政政治家としては初当選時期が遅いという、いわゆる「遅咲き」になるものの多数見られる、ということを示しているが、計量分析による傾向の析出に重きを置いているため、都道府県議や知事職にある者が、どのようにして国政進出の基盤を構築するのかを論じてはいない。ジャーナリズムにおいては、党本部による統制が先発民主主義国の与党としてはさほど強くない自民党では、本部と都道府県連が候補者公認においてしばしば対立し、党本部が譲歩を強いられることも少なくないことが示されている<sup>6</sup>が、そうした都道府県連の発言力の大きさを候補者の

キャリアパスと結び付けた研究は、現在発展途上の段階である。

他方、先述のアメリカ政治学の研究は、院内で党議拘束がかけられることが原則としてなく、また公職選挙に先立つ公認候補のノミネートも予備選挙や党員集会といった分権的な形で進められる民主・共和両党の特徴を前提としており、院内で党議拘束がかけられることの多い日英などでも同様の事象が生じうるのかについては慎重な検討を要する。同様に、地方議会の政党化が進んでいる英米と、無所属・無党派の地方議員も多い日本とでは、国政を目指す地方議員の政党への関与の仕方も変わりうる。こうした、各国の制度等の違いを踏まえた「鞍替え」の国際比較や、それに先立つ各国の鞍替えメカニズムの個別情報の蓄積は、政治学上の研究課題の一つになっていると言える。

上記の研究課題において韓国は、公選制地方議員の歴史が浅い国における議員の「鞍替え」がどのようなパターンをとるかににおいて、先発民主主義国はもとより、同時期に民主化した近隣の台湾などとも異なる視点を提供しうる。すなわち、例えば日本が、既に19世紀末の時点で衆議院議員総選挙を実施してだけでなく、地方議会である府県会選挙も実施するなど、先発民主主義国の多くは国政、地方の双方で長い選挙の歴史を有しており、その中で両者の関係にも一定の蓄積と、それに伴う制度的な硬直性<sup>7</sup>が見られるようになってきている。これに対し韓国は、総選挙は権威主義体制下も含めて1940年代後半から途切れることなく実施してきたものの、地方選挙は1960年代から1980年代にかけて凍結され<sup>8</sup>、その後1990年代に再開された公選制地方自治も、大都市制度では広域市を導入し、非都市部では郡を基礎自治体とするなど、1960年代初頭の第二共和国とは異なった制度設計となっている。また、凍結期間が30余年に及んだため、凍結前の地方議員経験者と再開後の地方議員との間の人的な連続性もほぼ皆無である。そのため韓国は、1990

年代に新規の公選制地方自治制度を構築したと見るべきであり、新規に作られた公選制地方自治やその担い手が国政との間にどのようなつながりを形成するのかを検討する上での知見を提供しうると言える。

では、当の韓国では、公選制地方自治やそれを担う政治家について、どのような研究が進められてきたのか。次節では、この点を見ていく。

## 2. 韓国におけるキャリアの連続性をめぐる研究の現在地

公選制の地方自治が再開されてから10年余りが経過した2000年代後半以降、韓国国内では、再開後の公選制地方自治の歩みを振り返り、その将来的な方向性を論じる政治学上の諸研究が出されるようになってきた。とはいえ、2010年代までは、パク・クァンジュ(2006)やキム・ネヨン(2018)に示されるように、議席の大半が二大政党によって寡占され、党派間対立が頻発する地方議会の現状を嘆き、地方議会の政党色を抑制しようとする議論が多数派を占めていた。こうした議論は、その根底において地方議員職は地元名士によって担われるべきであり、従って選挙も政党政治化するのではなく、有権者の熟議によって議員が選出されやすくなるよう中選挙区制を活用すべきだなどと主張するものであった。

他方、近年においては、上述のような規範論とは別に、国政との間で争点が連動しやすい地方選挙や地方政界のあり様を詳細に観察、もしくは分析する論考がジャーナリズム、次いでアカデミズムにおいても出されるようになってきた。こうした観察ではジャーナリズムが学術研究に先行して調査報道を発表しており、それらの中では国会議員が総選挙に際して同一党派に属する地元選挙区の地方議員を動員し、その反対給付として再選を果たした国会議員が地元選挙区の利益代弁を院内で行ったり、自身の選挙運動を支えた地方議員を次期地方選挙で公認したりするという交換関係が

示されている<sup>9</sup>。韓国の場合、先述のように地方選挙の統一率が常に100%であり、かつ総選挙の中間年に行われるという国政と地方での選挙サイクルの固定が見られるため、こうした国会議員・地方議員間の交換関係は、日本以上に強固なものになると思われる<sup>10</sup>。

他方で韓国国内でも、国会議員と地方公選職をキャリアのつながりという点から捉える研究が、少数だが発表されてきた。前段落で述べた選挙での動員と公認を媒介とした国会議員と地方議員との関係は、総選挙で現職国会議員の運動に貢献した地方議員に対し、その2年後の地方選挙で恩恵として政党公認が付与されるという、国会議員を上、地方議員を下とする主従関係に陥りやすい。これは、地域主義が強く残る現在の韓国では、全羅道における進歩政党の、もしくは慶尚道における保守政党の候補者公認は地方議会も含めて本選挙での当落をほぼ決定付ける要素であるため、次期地方選挙での公認漏れを防ぎたい地方議員にとって、総選挙で地元選出国会議員の再選を支援しないという選択肢が封じられるためである。こうした地方議員に不利な主従関係を、地方議員の側が長期に渡って甘受すると考えることは難しく、むしろ地方議員は、自らが総選挙や補欠選挙に出馬・当選し、国会議員となることで、より有利な立場に自らの位置を移そうと考える方が合理的である。

このように、国会議員と地方公選職を固定的な主従関係と捉えることの限界もあり、また2007年大統領選挙で、ハンナラ党候補の李明博がソウル市長としての経験をアピールして当選したという出来事もあり、2010年前後に入ると、地方政界から国政へ進出する政治家に光を当てた研究が出てきた。そのうちイ・ジュナン（2009）は、近年の総選挙での当選者の前歴をレビューし、主に嶺南地方の選挙区において地方首長経験を持つ当選者が現れ始めていることを指摘し、地方公選職を国会議員へと上昇していく上でのステップと

して活用する政治家の台頭を指摘する。日本でも孫（2022）が、地方公選職を経て大統領や国会議員に当選する政治家の存在を指摘している。

しかし、これらの研究は2つの課題を抱えている。第一に、これらの文献は地方公選職の経験を持つ国政政治家の増加という数字上の現象は指摘しているものの、地方議員の経験が国政選挙でどう役立ったのかを論じるものではない。第二に、これらの文献は、個々の政治家が地方議員を土台として国会議員になろうとすることを指摘するが、有権者や公認を行う党幹部が地方議員の経験をどう評価するのかまではカバーしていない。特に、地域主義を抱える韓国では、2016年の湖南地方で見られたような党の分裂が生じない限り、進歩政党の候補は湖南地方で、保守政党の候補は嶺南地方で、それぞれ公認を受けた時点で当選が確実視される。その点を考慮するならば、地方公選職出身の国会議員候補を見る際にも、その経歴が本選挙で一般有権者からどう評価されるのかとは別に、党内の公認プロセスで党幹部からどう評価されるのかを見る必要がある。とりわけ、韓国の政党は世界的に見ても自由民主主義国家のものとしては極めて厳格な包括政党法の規制を受け、選挙区単位での支部設立が規制されるなど、組織的に脆弱であるため<sup>11</sup>、地方選挙も含めた公職選挙での候補者調整においては、現職国会議員などから成る党中央執行部のプレゼンスが大きい。故に、党本部が地方公職歴をどう評価するのかは、地方公職歴そのものや、それによる当該自治体でのローカルな支持以上に公認プロセスを左右する要素となりうる。

以上の点を踏まえ、次の2つの節では予備的な考察として、2020年総選挙での当選者のうち、ソウル特別市と嶺南地方（慶尚南道・慶尚北道・釜山広域市<sup>12</sup>）の小選挙区で当選した議員について、①地方議員・首長の前歴（以下、便宜的に地方公職歴と表記）があるか、②前歴がある場合、それら前歴を退いてから国会議員に初当選するま

でどのぐらいの期間が経過しているか、③地方議員を務めた地域と国会議員としての選挙区に地理的な一致性が見られるか、の3点を見ていき、その上で④地方政界での公職の経験が国会議員への当選のためのキャリアパスとしてどの程度機能しているのかを、選挙管理委員会の公式サイトに掲載されているデータを基に、新聞記事などを踏まえながら考察する。ソウルと南東部・嶺南地方を事例としているのは、前者が地域主義の薄い、総選挙の度に二大政党間をスイングする地域であり、逆に後者は歴代保守政党にとっての強固な安全選挙区であることによる。本来ならば進歩政党の安全選挙区である南西部・湖南地方も分析対象にできると好ましいが、進歩陣営は2016年総選挙の際、湖南地方で安哲秀率いる国民の党との分裂選挙に至っており、その影響が2020年総選挙にも及んでいるなど、考慮すべき媒介要因が存在し、資料の精査に特に大きな注意を要するため、今回は検討対象としない。

### 3. 2020年総選挙における地方議員歴を有する 当選者：ソウル特別市の場合

表1は、2020年総選挙でのソウル特別市での当選者のうち、地方議員・首長経験を持つ人物の氏名、選挙区所在地、党籍、当選回数、および経験した地方公職とその期間をまとめたものである。同選挙でソウル特別市には計49の小選挙区が設定され、うち進歩政党である共に民主党が41議席、保守政党である未来統合党が8議席を、それぞれ獲得している。49人の当選者のうち、地方公職歴を持つ者は7人いた。党派では共に民主党6人、未来統合党1人となっており、地方公職歴を持つ当選者がどちらか一方の党派に偏っている訳ではない。

表1にリストアップされた7人の地方公職歴を見てみると、いずれもソウル市議や選挙区が所在する基礎自治体の区議、或いは区長などを経ており、地方公職歴を積んだ場所と、国会議員としての選挙区の場所に特段のずれは生じていない。しかし、時系列を見てみると、ソウル市議を務めた時期が2000年前後であり、その退任から2020年総選挙で初当選するまで実に18年近い

氏名	選挙区	党籍	当選回数	地方公職歴
高容楨	盧原区	共に民主党	2	ソウル市議会議員 (1995-2002)
禹元植	盧原区	共に民主党	4	ソウル市議会議員 (1995-1998)
金星煥	盧原区	共に民主党	2	盧原区議会議員 (1995-2002)
金永培	城北区	共に民主党	1	城北区長 (2010-2018)
尹建永	九老区	共に民主党	1	ソウル市議会議員 (1998-2002)
朴成重	西草区	未来統合党	2	西草区長 (2006-2010)
李海植	河東区	共に民主党	1	ソウル市議会議員 (1998-2004) 河東区長 (2006-2018)

表1 2020年総選挙当選者における地方公職経験者（ソウル特別市）

出典：中央選挙管理委員会 <https://nec.go.kr/site/nec/ex/bbs/List.do?cbIdx=1129>（2022年11月24日閲覧）

ギャップ期間が空いている尹建永のように、地方公職を務めた時期と国会議員としての活動時期が離れている傾向が見られる。7人のうち、地方公職を退いてから国会議員選挙で当選するまでの時期が2年、すなわち総選挙と地方選挙のサイクルのずれに収まっている人物は金永培と李海植であり、両名はともに選挙区が所在する基礎自治体の区長を経ている。

政治家が一旦地方公職を退いてから国会議員に初当選するまでのギャップ期間は、メディアも当該政治家に対する関心を低下させるため、当該政治家についても記事も減る傾向にある。従って、ギャップ期間の全体像を明らかにするためにはインタビューなどの実地調査を要するが、一部の政治家については、ギャップ期間の動静も新聞記事等で確認された。その一人である盧原区の高容楨は、10年以上に呼ぶギャップ期間の少なくとも後半において、李明博政権期に当時の進歩政党・統合民主党の代表を務めた孫鶴圭の側近として活動していたことが確認された。すなわち、2016年総選挙の報道の中で高容楨はメディアから「孫鶴圭系」と位置付けられ、派閥のボスである孫鶴圭に仕えてきた見返りとして、高容楨が党首経験者として知名度の高い孫鶴圭による選挙応援を厚く受けていることが伝えられている<sup>13</sup>。また、朴槿恵政権の機密漏洩スキャンダルが発覚する直前の2016年10月中旬、孫鶴圭は当時2017年12月に予定されていた大統領選挙への出馬に意欲を燃やしていたが、その政治活動を支えてきた一人として、当時国会議員初当選から半年足らずの高容楨が言及されている<sup>14</sup>。すなわち、高容楨は市議を退いた後の、いわば浪人期間を通じて孫鶴圭のような進歩政党の有力幹部をサポートする役割を担い、そのことが2016年の総選挙での当選、そしてそれに先立つ党の公認獲得に繋がったのではないかと考えられる。

Nawakura (2022) の観察にある通り、民主化以前の1980年代から、韓国では党総裁など有

力な現職国会議員の秘書や事務官が、官僚・軍人のOBOG、また弁護士やジャーナリストなど社会エリートなどと並ぶ、新人国会議員の主な供給源であって来た。これらの前歴を持つ人々が有力政党の公認候補として国会議員選挙に出馬していく上で無視できないのは、その公認の主導権が党総裁やそれに準ずる幹部など、基本的に政党中央の執行部に掌握されているのであって、選挙区や自治体ごとに設けられる党地方組織や一般党員がその公認の是非に関与する機会が概して乏しいという点である。高容楨のように、地方公職の経験があるものの、その在職期間が1期程度と短く、かつ地方公職を退いてから十数年のギャップ期間の少なくとも一部分を有力国会議員のスタッフとして過ごした人物が主要政党の公認候補として国会議員選挙に出馬し、初当選したというケースでは、その公認を後押しした主体が地方公職在職当時の支持者や党支部であるとは考えにくい。むしろ、こうしたケースでは、現職の有力議員のスタッフとして活動し、それが党執行部などに認められたことが総選挙への出馬を後押ししたと見るべきではないかと思われる。ただし、仮に総選挙に先立つ候補者選定時の決定打が現職議員の有能なスタッフであったことだったとしても、そのことは、当該候補者の評価に際し、地方公職の経験が全く勘案されなかったことを意味するものではない。

とはいえ、ソウルを含む首都圏は公職選挙でたびたび票のスイングが起こる地域であり、そこではいずれの政党も、候補者の掘り起こしや選挙支援において中央の関与をそれぞれの支持基盤たる地域以上に強める可能性もある。そうした点も踏まえて次節では、釜山および慶尚道という保守政党の地盤となっている地域についてレビューを行っていく。

**4. 2020年総選挙における地方議員歴を有する  
当選者：嶺南地方の場合**

2020年総選挙において釜山広域市では、計18議席のうち、保守政党・未来統合党が15議席を獲得し、3議席にとどまった共に民主党に圧勝している。当選者18人のうち、地方公職歴を持つ者は5人と、ソウル市の49人中7人に比べてその比率は高い。表2は、当該5人の氏名、選挙区所在地、党籍、当選回数および地方公職歴を記したものである。表にある通り、全員が地元を地盤とする未来統合党に属しており、共に民主党の党籍を持つ者はいない。

表2に記されている通り、釜山での地方公職歴を持つ当選者には、ソウルで見られたような、地方公職を退いてから国政に進出するまで10年以上のギャップ期間が生じたケースはない。また、当選回数5回と、当選4回程度で政界を退く傾向の強い韓国国会にあってベテランに属する徐秉洙は、海雲台区長を務めた後に一度国政へ転じ、その後釜山市長を経て国政に復帰するという、いわば地方政界と国政を行き来する回転ドア(revolving door)型のキャリアを歩んできた。

表2に記されている5人のうち、皇甫承希と

白宗憲は、ともに地方議員を10年以上務め、かつ地方議員退任直後の総選挙で初当選しており、アメリカでの先行研究で言う'ambition'を実現した例に見える。ただし、ここで留意すべきは、両者はいずれも現職不在という状況で未来統合党が開いた予備選挙に出馬、勝利し、国会議員候補に公認され、本選挙で当選したという点である。2人のうち皇甫承希が選挙区とした釜山市中区は、地元財界出身で、いわゆる「三金」の一人・金泳三の支持者でもあった金武星が、金泳三の大統領在任中であつた1996年に初当選し、以来6期24年に渡って議席を維持してきた場所であつた。朴槿恵政権下の2016年に当時の保守政党・セヌリ党の代表に就任した金武星は、当初は2020年選挙での7回目の当選を目指していたが、選挙戦を率いた2016年の総選挙、そして2018年の地方選挙でいずれも議席が伸び悩み、その責任を問われる形で党執行部を辞任し、かつ2020年総選挙への不出馬を宣言せざるを得なくなった<sup>15</sup>。そして、ベテラン現職の不在という空白状況が生じる中、中区議、そして釜山市議を通算14年務めた皇甫承希が未来統合党内の候補者公認手続きに名乗りを上げ、公認の獲得、そして本選挙での当選

氏名	選挙区	党籍	当選回数	地方公職歴
皇甫承希	中区	未来統合党	1	中区議会議員 (2004-2012) 釜山市議会議員 (2012-2018)
白宗憲	金井区	未来統合党	1	釜山市議会議員 (2002-2018)
田奉珉	水宮区	未来統合党	1	釜山市議会議員 (2008-2018)
徐秉洙	釜山鎮区	未来統合党	5	海雲台区長 (2000-2002) ※ 釜山市長 (2014-2018)
鄭東萬	機張郡	未来統合党	1	機張郡守 (2010-2018)

**表2 2020年総選挙当選者における地方公職経験者（釜山広域市）**

出典：中央選挙管理委員会 <https://nec.go.kr/site/nec/ex/bbs/List.do?cbIdx=1129>（2022年11月24日閲覧）  
※海雲台区長退任後、国会議員を経て釜山市長となり、その後国政に復帰

に持ち込んだのであった。他方朴宗憲も、2016年総選挙まで金井区で連続3回当選を果たしていた金世淵が、党執行部との路線対立から2020年総選挙における公認が見込めなくなり、「次期総選挙への不出馬」を宣言せざるをえなくなった状況下で予備選挙に出馬し、後継候補として公認されている<sup>16</sup>。

とはいえ、皇甫承希が当選した中区の場合、金武星からのバトンタッチは必ずしもスムーズに進んだわけではない。上述の通り、2018年地方選挙の結果責任をとる形で政界引退を表明した金武星であったが、任期切れ直前となる2020年2月、次期総選挙への不出馬を撤回し「共に民主党の伸長を抑えるためなら、たとえ光州などでも（＝進歩政党の地盤を宛がわれてでも）出馬する」と記者会見で発言した。だが、党首として2度に渡って選挙に負け、韓国国会議員としては既に極度の多選に至っていた金武星に期待を寄せる声は当時の未来統合党本部にはなく<sup>17</sup>、2020年総選挙に先立って中区では、先述の通り予備選挙が行われるに至った。この時、党本部が金武星の翻意を容認していたとすると、金武星は7期目の公認を落選が確実な光州などではなく当選が見込まれる

地元・釜山で得ていた可能性もある。換言すれば、近年、韓国の主要政党が公職選挙に先立って行うことの少ない予備選挙や世論調査を踏まえた公認選定は、そもそもそれを実施するかどうか党本部の判断に左右されるのである。

周知の通り、釜山を含む嶺南地方は保守政党の地盤であり、当選を目指す候補者にとっては、本選挙そのもの以上に、本選挙に先立って保守政党の公認と支援を獲得できるかどうか重要な課題となる。この点において、公認過程が外部から確認される地方公職歴を持つ新人2人は、いずれも長らく議席を維持してきた現職が不在となる中、その空白を埋める形で公認を獲得している。韓国の主要政党は、いずれも日本の自民党のような強固な現職優先ルールを採用しておらず、不祥事を起こしたり、本選挙での再選が見込めない現職を公認しない（カットオフする）ことも少なくない。それでも、同一政党内に現職候補がいるかどうかは、国会議員になろうとする'ambition'を持つ地方公職者にとって重要な変数になりうることを、上記2事例は示唆している。

続く表3は、2020年総選挙での慶尚南道での当選者のうち、地方公職歴を持つ人物を表1、表

氏名	選挙区	党籍	当選回数	地方公職歴
朴完洙	昌原市	未来統合党	2	昌原市長 (2004-2014)
金台鎬	昌原市 居昌郡	無所属	3	慶南道議会議員 (1998-2002) 居昌郡守 (2002-2004) 慶南道知事 (2004-2010)
姜起潤	昌原市	未来統合党	2	慶南道議会議員 (2002-2008)
姜旻局	晋州市	未来統合党	1	慶南道議会議員 (2014-2020)
河榮帝	南海郡	未来統合党	1	南海郡守 (2002-2008)
金斗官	梁山市	共に民主党	2	慶南道知事 (2010-2014)

表3 2020年総選挙当選者における地方公職経験者（慶尚南道）

出典：中央選挙管理委員会 <https://nec.go.kr/site/nec/ex/bbs/List.do?cbIdx=1129>（2022年11月24日閲覧）

2と同様に抜粋したものである。同選挙で慶尚南道には16議席が割り当てられており、投開票の結果、未来統合党が12議席を、共に民主党が3議席を、無所属候補が1議席を獲得している。なお、無所属で当選した昌原市・居昌郡選挙区の金台鎬は未来統合党の公認から漏れたために無所属候補となった経緯があるため、実質的には未来統合党に属していると見るべきである。

上記16人のうち、地方公職歴を持つ当選者は6人いる。これら6人の地方公職歴を概観した時にまず気付くのは、地方議員歴のみを持つ人物は姜起潤と姜旻局の2人だけであり、残る4人は市長、郡守、もしくは知事といった首長の経験を持っているという点である。この点は先述したイ・ジュナンの先行研究でも指摘されている点であるが、表1のソウル、表2の釜山でリストアップされていた当選者も含めた首長経験者全員に共通して言えることは、いずれも首長を務めた自治体が国会議員に当選した選挙区を含んでおり、特に基礎自治体（特別市・広域市の区長、特別市・広域市以外の市長、および郡守）の首長経験者については、首長を務めた領域と国会議員の選挙区がほぼ一致しているという点である。全国の基礎自治体の数が228に対し、国会議員選挙の小選挙区総数が254と、両者の値が近似している韓国では、小選挙区の区割りには基礎自治体を基本とし、人口が多い基礎自治体を複数に分割したり、逆に人口の少ない複数の基礎自治体を合区とする形で一票の格差を抑制している。そのため、基礎自治体の首長を務めることは、選挙区単位で有権者の間での知名度を高め、また地域党員の支持を固める上で強いアドバンテージにつながると考えられる。日本では、参院選の選挙区が都道府県を基本としており、都道府県知事と参議院議員の間でしばしば回転ドア現象が見られるが<sup>18</sup>、韓国では類似の事象が基礎自治体レベルで観察されていると言える。また、韓国では地元以外の選挙区で公認された、いわゆる落下傘候補上りの国会議員も

珍しくない<sup>19</sup>が、少なくとも本稿でリストアップされた地方首長上りの国会議員は、いずれも地盤選挙区で当選している。

しかし、ここで留意すべきは、韓国では政党支部が法的規制もあって脆弱であることに加え、地方選を全国一斉に実施することもあり、地方議会・首長選挙での公認も、しばしば政党中央が主導権を握るという点である。前述のように公認が予備選挙や党員集会に基づくアメリカの二大政党はもとより、日本の自民党でも党の地方組織の影響力は強く、党本部と都道府県連の意見対立で、いわゆる分裂選挙に至るケースも珍しくない。しかし、韓国の主要二党は、例えば党勢に貢献した国会議員に半ば論功行賞として地盤地域の知事選挙の公認を宛がうことも多く<sup>20</sup>、首長としての経験がどこまで国会議員へ上り詰める上でのアドバンテージになったかは、慎重に判断する必要がある。

また、慶尚南道で当選した地方公職経験者4人のうち河栄帝は、郡守の退任から総選挙の初当選まで10年以上のギャップ期間が生じている。農林官僚出身の河栄帝は、2008年に郡守を退いた後、出身官庁である農林水産食品部（現・農林畜産食品部）の第二次官を務めるなど官界に戻り、そして2020年総選挙において南海郡での予備選挙に勝利し、本選挙でも当選している<sup>21</sup>。かつ、この時の予備選挙の結果は、河栄帝51.6%に対し、青瓦台幹部職員出身の崔尚和48.4%と僅差であり、そうした点からも、南海郡守のキャリアが河栄帝に国会議員への道を開く主要なステップになったとは考えにくい。

続く表4は、2020年総選挙での慶尚北道での当選者計13名のうち、地方公職の経験者を表3までと同様に抜粋したものである。慶南や釜山以上に保守政党の影響力が顕著とされる慶尚北道では、金汀才と林利子の2名が市議会議員を経験しており、広域自治体の選挙区全体の約2割を占めている点では釜山と似ているようにも見える。

しかしこれら慶尚北道での当選者は、金汀才は

氏名	選挙区	党籍	当選回数	地方公職歴
金汀才	浦項市	未来統合党	2	ソウル市議会議員 (2006-2014)
林利子	尚州市	未来統合党	2	京畿道・安山市議会議員 (2004-2006) ※

表4 2020年総選挙当選者における地方公職経験者（慶尚北道）

出典：中央選挙管理委員会 <https://nec.go.kr/site/nec/ex/bbs/List.do?cbIdx=1129>（2022年11月24日閲覧）

※ 2004年補欠選挙で初当選し、2006年同時地方選挙まで安山市議を務めた。

ソウル市議会議員、林利子も京畿道安山市議会議員と、慶尚北道から大きく離れた首都圏で地方議員を務めているという点に、他地域での地方公職経験のある当選者との大きな違いがある。このうち金汀才は、2006年にソウル市議選挙に東大門区選挙区から出馬し、初当選した後、2010年の再選時には候補者調整で比例代表枠に回っている。金汀才自身は浦項出身であるが、梨花女子大への進学後は、大学院博士課程まで長らくソウルに生活拠点を置いており、ソウル市議への挑戦も、その一環であったと言える。しかし韓国では国会と同様、広域自治体議会でも、定数の1割から2割を占める比例代表枠は党人ではなく知識人を擁立することが半ば慣例化しており、当選者は2期目を目指さない、もしくは2期目は選挙区に鞍替えして出馬することが暗黙の了解となっている。そのため、2014年の任期満了と共に金汀才はソウル市議を退いた<sup>22</sup>。ソウル市議退任にあたって金汀才は、同時地方選挙という韓国地方選の特徴を利用し、故郷・浦項市長選挙へ鞍替え出馬を模索するが、長らく地元を不在にしていた彼女が、セヌリ党の市長選公認候補となることはなかった<sup>23</sup>。しかし、市議退任と同時にセヌリ党の副スポークスマンとして党本部に登用されており、この登用は、事実上再選不可の比例代表に鞍替えしたことへのバーター取引であったとも解釈できる<sup>24</sup>。

金汀才が副スポークスマンに就任した2014年6月は、折しもセウォル号沈没事故が起これ、朴槿恵政権並びに与党・セヌリ党が世論の猛批判に晒されていた時期であった。政府・与党が政治的

に窮地に陥る中、与党副スポークスマンとして厳しい批判も含むメディアからの質問に対応した金汀才は、翌2015年、次期総選挙における浦項市北選挙区の公認候補に内定する。この過程で朴槿恵と金汀才の間にどのような取引があったかは公の情報からは確認できないものの、翌2016年3月、翌月の総選挙に向けて選管に候補者登録を行った後、金汀才は「朴槿恵政権は、他の政権が成し遂げられなかったことを成し遂げてきました」「朴槿恵政権の成功で大韓民国の発展を、浦項の跳躍を成し遂げます」「朴槿恵政権を植物政府にしないでください」と、朴槿恵の名前を連呼する声明を発表している<sup>25</sup>。無論、与党候補が現職大統領を批判する発言をする訳はないのであるが、この声明はセヌリ党という政党の擁護、或いは自身の浦項市の振興への貢献以上に朴槿恵政権への支持を強調しており、彼女が2000年代半ば以降李明博派と朴槿恵派で派閥抗争を繰り返してきたハンナラ党・セヌリ党の中で後者の派閥に属したことを示唆している<sup>26</sup>。同選挙で国会議員として初当選した金汀才は、その後の2020年総選挙で現職としての知名度の高さ、また韓国国会でも依然として少ない女性議員という立場を生かし、再選を果たしている。

もう一人の市議経験者である林利子は、韓国労総に籍を置く労働運動家としての顔も持つ人物であり、結果として落選したものの、2004年総選挙に居住地の安山市選挙区から環境政党・緑色社民党の公認候補として出馬したという経緯からも伺えるように、本来は進歩色の強い人物であった<sup>27</sup>。

しかし、上記の2004年総選挙での落選が得票率2%未満という惨敗に終わったことが契機となったのか、2006年の地方選ではハンナラ党に入党し、居住地・安山市議会選挙に出馬、初当選を果たしている。その後、2010年地方選では京畿道議会選挙に安山市選挙区から出馬するが、落選し、それから暫くは、韓国労総や政府の労使政協議を支援する日々を送っている<sup>28</sup>。

彼女の経歴で転機となったのは、2015年に政府の中央労働委員会に労働者側の代表委員の一人として参加したことで、これにより労使政協議の前面に出るようになり、知名度の向上した彼女は、労働政策に通暁した人材として2016年総選挙におけるセヌリ党比例代表名簿へ登載され、国会議員として初当選している。その後、2020年総選挙では前述の金汀才と同じく、比例代表選出議員を再選させない慣例に直面したが、折しも故郷である慶北・尚州市の選挙区が前職の不正資金疑惑による辞職で空白区となっていたことが幸いし、選挙区へ鞍替えの上、国会議員として再選を果たしている<sup>29</sup>。

以上のように、2020年総選挙で慶北から選出された2名の地方議員歴を有する国会議員は、地方議員を務めた後に国会議員を務めてはいるものの、前者の職が後者へのブースターになったとは言い難く、むしろ、朴槿恵政権と距離を詰め、その大権への接近を糧として国会議員のステータスを手に入れた可能性が高い。

## 5. 結びにかえて

本稿は、「公選制の地方自治が再開されてから四半世紀あまりが経過した韓国において、地方議員および地方自治体首長のポストが、国会議員になる上でのキャリアパスとして機能するようになったのか」という問題意識を立て、その考察を行ってきた。アメリカ政治学では、州の政治家が高い地位、特に連邦政界入りを目指して活動することを‘ambition’と呼称し、そのメカニズム

についても一定の研究の蓄積が見られるが、韓国を含むアメリカ以外の国々でも当該テーマの研究は必ずしも活発ではなく、政治家のキャリアを事実として観察するにとどまる論考が、その数少ない研究の主流を成してきた。この点において本稿では、地方公職歴を持つ国会議員当選者について、選挙管理委員会のデータと新聞記事を基に、2020年総選挙でのソウル・釜山の両市、および慶南・慶北での小選挙区当選者という限られた範囲ではあるがレビューを行い、地方公職歴を持つ政治家が小選挙区選出の国会議員へと上昇していくに当たって、その経歴がどの程度政治的資源として作用したと思われるのかを検討してきた。

限られた事例をレビューした結果からは、地方公職歴は、有権者の間での知名度を高めたり、また候補者公認プロセスにおいてその能力を測定する一つの物差しとして機能したりする点では、国政進出という‘ambition’を持つ政治家にとって、一定の資源として作用してきたのではないかと考えられる。しかし、政党内の候補者公認プロセスが極度に分権的なアメリカ二大政党や、公認を巡って時に都道府県連と党本部が分裂選挙に陥る日本の自民党などと異なり、韓国の保守・進歩の二大政党では公職選挙候補の公認において中央の執行部が持つ影響力が強い。そして、本稿における分析の結果を見るならば、総選挙での公認権を持つ中央執行部にとって地方公職歴は、公認の可否を決める上での一参考材料になっている可能性はあるが、執行部を構成する中央政界の主要政治家との人脈などに比べて決定的に重要な要素になっているとは言い難い。むしろ、ソウル市の例で見た高容植や慶尚北道の例で見た金汀才のように、地方公職歴を持つものの、中央政界への進出にあたっては孫鶴圭や朴槿恵のような中央の有力政治家の支援に依拠した面が強いと思われる例も散見された。

民主化と地方自治の再開から30年を経てなお、主要政党の運営が中央集権的であり、総選挙

での公認の主導権も党執行部に掌握されている点を踏まえるならば、地方公職を務める中で獲得してきた地域党員の支持や人脈が韓国政界で‘ambition’の実現を促す効果は限定的であり、過大評価されるべきではないと思われる。

本稿では単一の選挙について、地域を限定してのレビューを行ったが、今後は、政界当事者へのヒアリングも含めた、個別の政治家のキャリアに対するより深い観察、および複数の選挙を全国的にカバーする計量分析の両面において研究を進展させていく必要がある。また本稿は、先行研究の課題である地方公職歴に対する一般有権者の評価を分析していない。これらの点は今後の課題としたい。

[謝辞：本稿は JSPS 科研費（課題番号：20K20046）に基づく研究の成果の一部である。]

## 【参考文献】

### <日本語>

- 孫齋庸 . 2022. 「2022 年韓国大統領選挙と政党政治の機能不全：二大政党候補者のキャリアパスに見られる変化を中心に」『立教大学アジア地域研究所年報 なじまあ』(12) pp. 3-4
- 中村宏 . 1993. 「イギリスの地方選挙についての一考察 (1)」『神戸学院法学』23 (4) pp. 669-688
- 福元健太郎 . 2004. 「国会議員の入場と退場：1947-1990」『選挙研究』(19) pp. 101-110  
『朝日新聞』

### <英語>

- Black, Gordon. 1972. 'A Theory of Political Ambition: Career Choices and the Role of Structural Incentives' *American Political Science Review* 66 (1) pp. 144-159
- Henrick, Rebekah. 1993. 'Political Ambition's Effect on Legislative Behavior: Shlesinger's Typology Reconsidered and Revisited' *The Journal of Politics* 55 (3) pp. 765-776
- Manning, Jennifer. 2022. 'Membership of the 117th Congress: A Profile' *Washington, D.C., Congress Research Service Report No. R46705*
- Nawakura, Akio. 2022. 'Diversified Career Paths of Legislators in New Democracies: South Korea's Case' *Official Proceedings of the 13th Asian Conference on*

the Social Sciences

### <韓国語>

- 금창호 외 . 2013. 「기초지방선거 정당공천 개선방안」『한국콘텐츠학회논문지』13 (10) pp. 278-289  
(クム・チャンホほか . 2013. 「基礎地方選挙における政党公認の改善案」『韓国コンテンツ学会論文誌』13 (10) pp. 278-289)
- 김래영 . 2018. 「제 7 회 전국동시지방선거와 관련한 공직선거법 상의 몇 가지 쟁점」『법학논총』42 (3) pp. 3-36  
(キム・ネヨン . 2018. 「第 7 回全国同時地方選挙に関連する公職選挙法上のいくつかの争点」『法学論争』42 (3) pp. 3-36)
- 박광주 . 2006. 『한국정치: 선거와 전망』 한울아카데미  
(パク・クァンジュ . 2006. 『韓国政治：選挙と展望』ハウルアカデミー)
- 장기영 . 2022. 「6·13 지방선거 선거쟁점 및 투표행태 분석」한국정치학회 편『제 7 회 전국동시지방선거 외부평가』한국정치학회 pp. 235-262  
(チャン・ギヨン . 2022. 「6・13 地方選挙の争点及び投票行動分析」韓国政治学会編『第 7 回全国同時地方選挙外部評価』韓国政治学会 pp. 235-262)
- 이준한 . 2009. 「지방적 출신 국회의원의 충원과 특징」『한국정치연구』18 (3) pp. 61-85  
(イ・ジュナン . 2009. 「地方職出身国会議員の充員と特徴」『韓国政治研究』18 (3) pp. 61-85)
- 『경남신문』(『慶南新聞』)  
『동아일보』(『東亞日報』)  
『매일경제』(『毎日経済』)  
『중앙일보』(『中央日報』)  
『한겨레』(『ハンギョレ』)
- 국가법령정보센터 (国家法令情報センター) <https://www.law.go.kr>
- 대구 MBC (大邱 MBC) <https://dgmbc.com>
- 대한민국국회 (大韓民国国会) <https://www.assembly.go.kr>
- 매일노동뉴스 (毎日労働ニュース) <https://www.labortoday.co.kr>
- 레이크뉴스 (ブレイクニュース) <https://breaknews.com/>
- 연합뉴스 (聯合ニュース) <https://www.yna.co.kr>
- 중앙선거관리위원회 (中央選挙管理委員会) <https://www.nec.go.kr>

- 1 韓国の地方自治法規では local government を「지방자치단체 (地方自治団体)」「지자체 (地自体)」と表記しているが、日本語における local government の訳語は「地方公共団体」もしくは「地方自治体」が一般的であるため、本稿でも日本語の表記に合わせることにした。同様に、特別市や広域市内の基礎自治体である

- 区の首長も、韓国語では「区庁長(구청장)」と表記するが、本稿では便宜的に「区長」と表記する。
- 2 熟議や積極的な住民参加に根差す地方自治を規範とした主張した韓国国内の論考の一例として、クム・チャンホほか(2013)が挙げられる。
  - 3 日本と異なり、現職が任期途中で辞任・死亡した場合に行われる地方公職選挙が補欠選挙として扱われ、その当選者の任期が前任者の任期末までとなるため。
  - 4 最新の例としてチャン・ギヨン(2022)が挙げられる。
  - 5 黎明期の‘ambition’研究の代表例として、Black(1972)が挙げられる。
  - 6 著名な例として、2021年衆議院議員総選挙における山口4区が挙げられる。同区では、参院山口選挙区での当選歴を有する林芳正を県連が推薦する一方、党本部は萩市議出身で入閣歴もある現職の河村建夫を支持し、調整の結果、県連の意向通り林が公認され、河村は自身の秘書であった長男を比例代表中国ブロックで公認することで妥協した。なお、河村の長男は本選挙で落選した。(『朝日新聞』2021年10月1日)
  - 7 例えば、日本では都道府県議から国会議員に鞍替える例も少なくないが、都道府県議としての当選回数がある程度重ねられてくると、特に自民党では当該議員を「将来の国政進出候補」ではなく「県政のドン」などといった位置付けで捉えるようになり、仮に当該都道府県議が国政に意欲を見せても、都道府県連がそれを支持しにくくなる。
  - 8 1972年に施行された維新憲法の場合、条文の上では地方議会を設置する旨を規定した上で、付則に「南北統一が実現するまで地方議会は置かない」旨を記す形がとられた。
  - 9 該当する記事として『東亜日報』2016年4月3日。
  - 10 両者のサイクルがずれると、例えば12年に一度発生する東京都議会議員選挙と参議院議員通常選挙の同一実施年において、選挙運動関係者に過度の負担が生じ、自民党が苦戦するというよく知られたジンクスの通り、国政・地方間の協調が困難になり得る。
  - 11 選挙区単位の地方組織を禁じる政党法の規定は、憲法に定める自由権の侵害に相当するのではないかという論争もあり、2016年には当該規定をめぐる訴訟が憲法裁判所に持ち込まれている。なお、当該訴訟で憲法裁は、かかる政党法の規定を憲法違反と判断している。詳しくは国家法令情報センター <https://www.law.go.kr/LSW/detcInfoP.do?detcSeq=49438&mode=1> (2022年11月30日閲覧)
  - 12 本来、嶺南地方には蔚山広域市と大邱広域市も含まれるが、政治・選挙に関連した報道の総量などを勘案して本稿では考察の対象外とし、釜山広域市を嶺南地方の都市部の代表的な広域自治体として扱った。
  - 13 聯合ニュース <https://www.yna.co.kr/view/AKR20160412165400001> (2022年11月25日閲覧)
  - 14 『毎日経済』2016年10月20日。
  - 15 『ハンギョレ』2018年6月15日。
  - 16 『中央日報』2019年11月17日。
  - 17 『中央日報』2020年2月10日。なお、当時の未来統合党代表・黄教安は、金武星のメンツを立てるため、「本人の経歴と実績を踏まえ、光州では公認しないこととする」とコメントしている。
  - 18 2010年代後半以降の例で言えば、北海道知事の高橋はるみが北海道選挙区選出の参議院議員に、逆に群馬県選挙区選出の参議院議員の山本一太が群馬県知事に、それぞれ転身している。
  - 19 一例として、盧武鉉政権で統一部長官を務めた鄭東泳は、ソウルと全羅北道全州市の双方の選挙区で出馬、当選したことがある。
  - 20 一例として、国会議員を3期務め、保守政党の党勢に貢献してきた李喆雨は、2018年の地方選挙において、保守政党の強固な地盤であり、公認されれば本選挙での当選も確実視される慶尚北道知事候補に公認され、当選している。
  - 21 『東亜日報』2020年3月20日。
  - 22 以上の記述は、大韓民国国会 <https://www.assembly.go.kr/members/21st/KIMJUNGJAE> による(2022年11月30日閲覧)。
  - 23 大邱MBC <https://dgmbs.com/article/7wBzlQLz1ftwRS4D4H> (2022年11月25日閲覧)
  - 24 そうした取引の存在を示唆するかのようになり、前述のMBC大邱支局のニュース動画の中で金汀才は、自身が公認漏れとなった浦項市長選挙の公認過程は「公正だった」と、わざわざ記者会見の場で強調している。
  - 25 ブレイクニュース <https://m.breaknews.com/435039> (2022年11月24日閲覧)
  - 26 但し、2016年の総選挙で当時のセヌリ党は女性候補を優先的に公認する選挙区を設定しており、女性である金汀才もその一環として公認された面がある。とはいえ、同選挙ではセヌリ党が女性優先枠において公認した小選挙区候補の勝率は4割程度と振るわず、金汀才がその数少ない当選者であったことから、金汀才は朴槿惠派として所属派閥から一定の政治的資源を得ていたことが推察できる(『東亜日報』2016年4月18日)。
  - 27 『慶南新聞』2004年2月23日。
  - 28 毎日労働ニュース <https://www.labortoday.co.kr/news/articleView.html?idxno=209544> (2022年11月25日閲覧)。なお、同記事の中で韓国労総が林利子を優秀国会議員として高く評価していることにも示される通り、保守転向から久しい今もなお、林利子と韓国労総との関係は概ね良好と思われる。反面、2023年に正義党が共に民主党と共同で労組がスト権を行使しやすくする労働組合法の改正案を提出した際、林利子はこれを「スト万能法だ」と批判し反対姿勢を示しており、正義党の基盤である民主労総とは対立関係にある(『東亜日報』2023年2月22日)。
  - 29 以上の記述は、大韓民国国会 <https://www.assembly.go.kr/members/21st/LIMLEEJA> による(2022年11月30日閲覧)。

## Local Politicians' Career Path to the National Assembly of South Korea In the Cases of the 2020 General Election Winners

NAWAKURA, Akio (National Federation of Depopulated Municipalities in Japan)

This study asks whether the experience as local politicians acts as advantages to be nominated by major political parties and win general elections in South Korea focusing on the case of 2020 National Assembly election. Since the reintroduction of electoral local politics in the 1990s, the number of National Assembly members who have experience to serve as mayors, provincial governors, and municipal/provincial

council members has been increased. According to the author's literature review on newspapers, however, the local careers have played limited role as boosters to win National Assembly elections. Rather, the author's review indicates that the patronage by party leaders and cadres in national level has played major roles to be nominated and win general elections.



書評：穆堯芊・新井洋史編著  
『大国のなかの地域経済 アメリカ・中国・日本・EU・ロシア』  
（日本評論社、2022年、186ページ）

松野 周治（立命館大学名誉教授）

## はじめに

1970年代末以降のグローバル化と自由化は、中国をはじめとする新興経済国の経済発展ならびに世界経済の拡大を実現する一方、リーマンショックと今日まで続く米欧日先進国の低成長を生み出した。そして格差拡大に直面する米国が、新たな「競争者」である中国抑止戦略を導入する中で、東アジア並びに世界経済を分断する動きが強まっている。グローバル化と自由化が十分な経済社会発展を実現しなかったロシアが同様の移行経済国、ウクライナに対して昨年始めた侵攻、ならびにそれを契機とした米欧主導の対ロシア経済制裁は、その動きを加速している。現在の国際経済秩序が生んだ成果を基礎にしつつも問題点を克服し、各国ならびに世界経済の持続可能な成長を可能にする、国際秩序の新たな発展段階を展望することが求められている。その拠り所は「地域」および「地域協力」である。

ERINA 北東アジア研究叢書 11 として刊行された本書は「大国」（米、中、日、EU、ロシア）という枠組みにおける地域経済を、それぞれ一つの「中規模都市」を選び、具体的事例に基づき、グローバル経済や周辺地域経済との交流・連関などに着目して発展要因を分析している。これまでなされてこなかった視角からの貴重な研究であり、新たな国際経済秩序を構想する上で手掛かりとなる多くの重要な成果を示している。

## 1. 本書の構成と主要内容

本書を構成する諸章と執筆者は以下のとおりである。

- 序章 大国の地域経済と中規模都市の成長（穆堯芊）
- 第1章 超大国アメリカの地域経済の成長と構造—サウスカロライナ州の事例分析（埜武郎）
- 第2章 地域一体化を目指す中国—長江デルタとの連携を進める安徽省（徐一睿）
- 第3章 東京一極集中への対応を迫られる日本—活力あるアジアの拠点都市へと変貌する福岡（久保隆行）
- 第4章 EUの都市問題とエネルギー戦略—デンマーク・コペンハーゲンを事例に（倉地真太郎）
- 第5章 ロシアの空間的再編成と地域経済の成長—クラスノダール地方の中規模地域に注目して（志田仁完）
- 終章 大国の地域経済と都市の役割—日本への示唆（岡本信広・新井洋史）

序章では、「大国の地域経済」を論じる理由を3点にまとめている。①大国の実態を理解するためには、国内各地域の動向を検討する必要がある。②急速なグローバル化に伴い、各国の地域経済は大きく変貌しているが、複数の大国をまとめて整理した研究が少ない。③大国の中の地域経済変動は、国内政治や外交政策にも極めて大きな影響を与えている。続いて、「中規模都市」を論じる理

由を次のように述べる。①地域経済の中核的機能を有しており、成長や衰退は当該地域経済の変化に決定的影響を与える。②上位昇格と下位転落、両方の可能性をもち、最もダイナミックに変化している。③市場と政府のダイナミックな関係を反映している。④大都市に比べて研究が少ない。本書の狙いを以上のように述べたうえで、各章共通の関心点（大国のなかの地域経済変動、地域経済の多様なパターンや成長様式、中規模都市のサバイバル、地域成長のメカニズム、地域経済の展望）を示し、各章の構成と内容が概括されている。

なお、「中規模都市」とは、「一国のなかで中程度の人口・産業規模を持つ」（pp.3-4）地域であるが、その「範囲」や選定は、「各章の執筆担当者に任されている」（p.5）。分析の焦点は「中規模都市」並びに、それを含む地域に当てられており、チャールストン郡を中心とするサウスカロライナ州（第1章）、合肥市を中心とする安徽省（第2章）、福岡市（第3章）、コペンハーゲン（第4章）、クラスノダール州（第5章）である。

第1章では、2008年金融危機以降の地域経済変化を米国労働省労働統計局（BLS）の雇用および賃金データ（州別、全産業および製造業）を用いて分析している。その結果は、製造業の雇用改善が中西部に始まり、南部が追随し、西部にも広がったこと、サウスカロライナ州は2010年第4四半期で改善に転じ、南部諸州の中で回復ペースが速かったことである。中でもチャールストン郡では最大の雇用者数増大と顕著な賃金上昇が生じている。「週賃金」で最高の製造業が中間所得層拡大に寄与し、同郡地域経済の成長を支える中心的存在であること、その要因として、同郡および隣接するバークレー郡における二つの海外自動車メーカーの工場立地が挙げられている。1999年に稼働したメルセデス・ベンツおよび、2018年に生産、翌年にチャールストン港からの輸出を開始したボルボである。後者は、州知事の積極的誘致交渉とアメリカ自動車市場開拓と欧州逆輸入の

生産拠点を模索していた企業のニーズが合致した結果である。

良好な港湾インフラを有する同郡が地方政府の積極的支援を得て海外自動車企業を誘致し、米国内、カナダを含む北米地域、ヨーロッパ地域への販売/輸出を視野に入れ、製造業を中心に地域経済を成長させていることが、詳細かつ包括的データ分析を通じて明らかにされている。

第2章でも、まず中国全体の状況が把握される。地域不均衡・格差が、人口分布、GRP（地域総生産：総額と1人当たり）とその成長率、地方税収水準（1人当たり）などの具体的数値によって検討される。2000年代初期にボトムアップが実現し、「和諧社会」論の中で縮小傾向が見えるものの、格差は「依然として大きい」（p.48、53）。また、東部沿海地域発展戦略、その後の西部大開発、東北振興、中部崛起という大ブロックに区分された政策が、2014年末の中央経済工作会议以降、都市を中心とする地域政策に移行している。「一帯一路」、「京津冀協同発展」、「長江経済ベルト」、「粵港澳大湾区」（2018年11月追加）が地域経済一体化および協調的発展を促す重大戦略とされ、都市に重要な役割が課せられている。政策対象は都市群—都市圏—都市と階層化されている、などである。

このような全体状況の中で安徽省の発展メカニズムや要因が、長江デルタ地域との関連を中心に考察されている。同省は隣接する浙江省および江蘇省との格差が依然として極めて大きいものの、2010年以降全国平均を上回る経済成長を実現している。各産業の付加価値構成比を全国の当該産業の同構成比で割った特化係数、およびそれを全国の輸出入（自足率）で補正した修正特化係数を算出して得られる、同省の国内および世界における優位産業数は2000年以降年々増大し、電気機械器具製造業を筆頭に2017年には42産業中34および33産業に達しており、経済成長を支えている。都市では省政府所在地である合肥の発展が著しく、経済規模（GRP）は長江デルタ地域内の

各都市平均の7割（2001年）から1.61倍（2018年）に増大している。その重要な背景として「長江デルタ都市群発展計画」（2016年）に安徽省が組み入れられ、合肥がハブ都市の役割を果たしていることが述べられている。

第3章は経済大国・日本について、国土および地域政策の展開過程と地域経済構造を検討したうえで、福岡市のグローバルな成長を論じている。「地域間の均衡ある発展」を基本目標として1962年に閣議決定された「全国総合開発計画」をはじめとする7次の全国計画、その実施を図る法制定と地域指定など、中央政府主導による国土・地域政策がこれまで展開されてきた。しかし群を抜いて世界最大、「異常な規模」（p.82）の東京圏一極への「歪な人口集中」（p.75）を抑制することはできず、地方圏の人口減少は深刻化している。グローバル化の進展とともに、東京を頂点とした都市システムの垂直的階層構造（3大都市圏、4地方中枢都市、県庁所在地・主要都市）が形成されている。

こうした全体状況の中で、著者が注目するのは、地方中枢都市の階層・序列であり、国際化を示す指標における福岡の優位性である（第2位の札幌50.4に対して94.9、2014/15年時点の関連諸指標平均、p.95）。福岡市は1987年策定の第6次基本計画において「活力あるアジアの拠点都市」を都市像に掲げて以降、アジアを標榜したさまざまな国際化政策を展開してきた。2003年には『協力』と『競争』によりアジアのなかで共生する都市を主題とする「国際化推進計画」を策定し、計画最終年である2015年において、留学生、外航旅客者、コンテナ、貿易額などの目標値を超過達成している。2014年には国家戦略特区の指定を受け、グローバル創業・雇用創出特区としてスタートアップ支援政策を展開している。欧米豪における同様の5地方都市と比較して、「成長スコア」は最下位ではあるが、差は縮まってきている。日本の国土・地域政策はグローバルな観点から地

域主体で進められなければならない。福岡など地方中枢都市の今後の課題は、東京を經由しないグローバルな結合を構築・強化し、縮小する国内経済のみに依存しない地域経済構造へと転換していくことである、という結論が導かれている。

第4章はEUの中規模都市、コペンハーゲンを事例に、都市問題とエネルギー戦略を論じている。デンマークおよびコペンハーゲンとEUの関係について経済・政治的視点から概観し、都市や首都圏の定義がなされたのち、都市や都市圏への人口・経済集中度の高まり（首都圏をとれば2021年の人口31.8%、GDPの36.9%）が都市問題（地価高騰と移民問題）を引き起こしていること、また、グレッタ・トゥーンベリの活動などによって環境問題が国政選挙イシューとなったことが述べられる。それらを背景にして2019年6月に成立した中道左派政権が、CO2排出量削減における高い目標設定など、非常に積極的な環境改善政策を展開していることが紹介されたのち、都市エネルギー供給システムを中心とするコペンハーゲンの政策が論じられている。

デンマークは従来から環境先進国としてEUをリードしてきたが、コペンハーゲンは政府を超える高い目標を設定し、EU諸国で最も進んだ環境先進都市を目指してきた。2009年に「コペンハーゲン気候計画」、2012年には2025年までにカーボンニュートラルを達成する「コペンハーゲン気候計画2025（CHP2025）」が策定されている。その中で重視されているのが、エネルギー効率を2倍にし、人々の可処分所得を増加させるとともにビジネス・雇用を生む地域暖房網の整備である。熱電供給の廃棄物エネルギープラントとスポーツ施設（屋上は高さ100mのスキー場）を融合した地域熱暖房施設が2017年に完成し、2025年に二酸化炭素回収プラントが稼働すればカーボンニュートラルなエネルギー消費が可能になる。こうしたエネルギー戦略策定、大規模施設建設を含む地域熱供給ネットワークの形成には、1947年

以降何度も改訂されてきた「フィンガープラン」、コペンハーゲンにおける都市計画策定の歴史が存在する。それによって住宅地の配置や地域熱暖房システムを効率的に整備することができているのである。

コペンハーゲンがデンマークを、そしてEUをリードし、環境改善という地域課題並びにグローバル課題に挑戦していることが明らかにされている。

第5章は、ロシア経済が最もダイナミックに変化した、2000年代高度成長期以降に大きく進展した経済空間再編成を、中規模地域を中心に論じている。具体的事例として詳細な検討がなされているのは、黒海およびアゾフ海に面したクラスノダール地方である。

初めにロシアの経済空間構成が人口分布に基づいて整理されている。「地域」をロシアの第2級行政区分（自治管区、地区、市、都市管区、都市型集落など）としたうえで、人口規模分布の地域的特徴が把握される。特色は、地理情報システム(GIS)上で地域規模データを可視化していることである。ロシアGISマップ上の2445地理行政ユニットに対応するように第2級行政区分の人口データ(2020年1月1日現在)を組み替え、ロシア全土地図上にプロットしている(p.135、図5-2(a))。加えて、中心距離が50km以内の地域人口を集計、「地域圏」単位での地域規模を再計算し、プロットしている(同(b))。さらに、2002～2020年における各地域および地域圏の年平均人口成長率を算出、プロットするとともに(p.137、図5-3(a)(b))、地域および地域圏規模別(10分位)に表示している(p.138 図5-4(a)(b))。

これらの緻密な作業を基礎にして、一地域が周辺地域とともに発展する、すなわち一地域の発展が周辺地域の発展に貢献することが、中規模地域(人口10～50万人)において生じているかどうかを検討される。ロシア全体の中規模地域213のうち、2002～2020年の期間に人口が増大したのは127地域であり、そのうち13地域が南部

連邦管区・クラスノダール地方にあった。同地方は発展する中規模地域の数最も多い連邦構成主体であった。同地方の経済概観、周辺の地域構造、同地方の中規模地域の経済的機能を詳細に検討したうえで、以下の結論が導かれている。同地方は、様々な規模の中規模地域を多層的に抱え、首府(クラスノダール市)と地方(黒海沿岸地域)がともに発展している。前者は鉱工業、建設、投資の分野でリードし、後者には域内並びに国際市場にリンクする輸送拠点(ロシアの貿易及び港湾貨物取引の3割以上)、ならびに国内有数のリゾート地(ソチなど)として発展する複数の中規模地域が相互に連携して立地している。グローバル化の進展を受けて発展するそれらの地域が連邦構成主体と南部連邦管区の発展を主導する原動力である。

終章は、まず、世界の大国を対象にして地域経済の発展を論じるという本書の目標に立ちかえり、地域経済の中心であり、経済発展の原動力としての都市の重要性を強調する。都市の定義を検討したうえで、都市の成長をもたらす3要因(自然増減、社会増減、区画再編)および衰退の3原因(競争、接続、人的資本)を、グレイザーなど、先行研究をもとに述べている。先進国では一部で都市が衰退しているが、世界的には発展途上国を中心に成長傾向にあることを述べたうえで、「一定の自律性と成長力を持つ」(p.170)中規模都市を対象にした各章の事例分析を通じた主要発見と政策への示唆として3つのキーワードが析出されている。

1点目は、対外的アクセスを可能とするインフラである。グローバル市場へのアクセスはインフラが重要な役割を果たす。チャールストン、福岡、ノヴォロシースクの発展は、国際港湾の存在によって可能となり、合肥市も上海へのアクセスが重要な役割を果たしている。2点目は、都市の個性、アイデンティティである。環境先進都市(コペンハーゲン)、アジアの国際都市(福岡)というアイデンティティ自体が、グローバル都市と

いう位置づけをもたらしている。なお、地理的条件も都市アイデンティティを際立たせる一要素である（大西洋に面したチャールストン、長江デルタに包摂された合肥、長江デルタと東京の中間にある福岡、黒海に面して温暖なノヴォロシースクやソチ）。3点目は政策（都市あるいは広域自治体の政策、ならびに国家の政策）である。チャールストンの製造業誘致、合肥の科学技術機能強化、コペンハーゲンの環境政策などが一定の成果をあげている。その際、留意されているのは国家政策とのかかわりである。合肥の例では、ブロック圏域をベースにした地域政策から都市を軸とした地域政策へのパラダイムシフト、トランプ政権への交代にともなう政策変更に至る道筋をつけたチャールストンでの工場誘致などである。

こうした事例から日本の国土政策を振り返り、福岡から得られる教訓をどのようにして全国レベルの計画や政策に取り入れて行くかという日本の課題が指摘されている。

## 2. グローバル化と「地域一体化」

以上で内容を紹介したように、本書は5つの「大国」の地域経済を、「中規模都市」に焦点を当てながら横断的に論じるという、新たな試みを展開している。国レベルの包括的データとともに、選択された都市・地域の詳細な事例分析を通じて数多くの貴重な成果が提示されるとともに、地域経済発展のための重要なキーワードが析出されている。こうした本書の重要な意義を確認した上で、今後の研究発展・深化に向けて2点述べたい。

一つは、「地域一体化」の概念に関連する。

序章において次のような基本認識が示されている。「情報技術の革新や交通インフラの高度化などによって、先進国や途上国を問わず、どの国も急速なグローバル化と国内の地域一体化が進んでいる」（p.1）。「情報技術の進歩や交通インフラの高度化、各国の国際連携の取り組みなどによりグローバル化や国内の市場統合は急速に進展

し、各国のなかの地域経済は大きく変化している」（p.2）。

「地域一体化」を「国内市場統合」と同義に、諸地域が国内市場として統合され、一体化するという意味だけで使用されているのであろうか。もちろんそうではなく、チャールストン郡（第1章）、長江デルタ地域（第2章）、クラスノダール地方（第5章）などにおいて、各都市や地域間の関係（上海と合肥の連関強化など）や複数の地域内中規模都市の発展などが検討されている。

国民国家体制は17世紀半ばに西欧で成立し、19世紀半ば以降東アジアに拡大、現在、世界全体を覆っている（多くの不安定地域を残し、再編・分離・統合過程は今なお続いているものの）。その経済面（国民経済建設）の柱は「領土」内における商品移動の自由、「国内」関税・非関税障壁の撤廃であった。この市場統合・統一（モノの移動自由）を支えるために貨幣・金融統一、人間移動の自由化などが行われる。日本では1860～70年代に挙行、中国では1930年代に開始、49年革命で大枠が形成され、70年代末以降に大きく進展した。ロシアでは80年代半ば以降の「ペレストロイカ」が画期である。1970年代末以降、先進資本主義国（英・米・日）、旧社会主義経済国（中・ロ）を問わず自由化が推し進められ、グローバル化とともに「国内市場統合」＝国内諸地域の統合が新たな段階に達している。

ここで検討すべき課題は、統合の進展と同時に、地域間格差の存続・拡大、従来存在していた地域間連携の希薄化や断絶が生じていないかどうかである。評者が関心を持っている中国東北地域を例にすれば、第2章も述べるように中国内他地域との成長率格差は1980年代以降拡大し、現在も続いている。また遼寧沿海経済帯、五点一線、東辺道開発など、遼寧省および東北の地域一体化政策は進展していない。中心都市だけでなく、周辺都市や地域との関連に関する本書の研究成果をさらに発展させること、紙幅の関係で割愛された可能

性もあるものの、例えば第2章では安徽省他都市・地域と合肥の関係、第3章では九州北部諸都市・地域と福岡の関係などをさらに検討することが、今後の課題となるように思われる。

### 3. 国内地域と国際地域

もう一つは、国内だけでなく、国際地域も視野に入れることの重要性についてである。

グローバル化は都市化（都市への人口・経済の集中）を推進する。それは生産力を上昇させる（競争優位を生み出す）一方で、土地問題（地価上昇など）や環境問題、文化摩擦や住民対立（移民問題）の原因ともなる。地域間で均衡がとれ、環境への負荷が小さい経済発展をいかにして実現するかを考えると、議論の枠組み（問題をとらえる地理的範囲）が重要であり、地域の重層性に着目する必要があるように思われる。グローバル化（国民国家体制下の「国境」をこえるモノ・カネ・ヒト・情報移動の新たな段階、1980年代以降）の進展は、重層する地域間の相互関係を一層密接にしており、各国内の地域発展や地域問題は、国境を越えた地域（国際地域）という枠組みを同時に設定することなしには論じることができない。グローバル化の中、デンマークでもコペンハーゲンへの人口及び経済活動の集中が進行しており（第4章）、首都地域で見れば第3章で論じられた日本の東京圏と同程度あるいは超える集中である。しかし、EUという地域枠組みを設定すれば、「歪な人口集中」（第3章）という表現はなされておらず、問題もEUの課題との関連で論じられている。

グローバル化は同時に国境をこえる地域化（リージョナル化）を伴っており、日本の国内地域不均衡問題を克服する可能性を示す福岡の発展（第3章）は、韓国・中国をはじめとする東アジア地域との関係強化を除外しては語るができない。コペンハーゲンの環境都市としての先進性もEUという枠組においてより大きな意義を示している（第4章）。サウスカロライナの製造業は、

米国内（国内市場）だけでなく、カナダを含む北米地域（地域内国際市場）、ヨーロッパ地域（地域外国際市場）への販売/輸出を視野に入れている（第1章）。国際地域を視野に入れた国内地域経済の発展、国内循環と国際循環（地域内および地域外）に関する研究のさらなる展開を祈念する。

**書評：溝端佐登史編著**  
**『国家主導資本主義の経済学 国家は資本主義を救えるのか?』**  
**（文眞堂、2022年、348ページ）**

菅 沼 桂 子（日本大学）

### 1. はじめに

本書は、編者である溝端佐登史京都大学名誉教授の演習に参加していた研究者たちによる、移行経済学、制度経済学、新興市場経済学をテーマとして経済学を再考する研究会の成果の集大成ともいえる大著である。

本書の中で指摘されているように、2000年代以降、経済システムにおける国家の立ち位置や役割は大きくなっていったが、特に新型コロナウイルス感染症という世界的な危機に際し、機動的な医療や経済対策などの新型コロナウイルスに対する各国の政策結果は、自由市場ではなく、国家の「強い手」（国家の統治能力）に依存していた（p. i）。そのため、中国の強権的なゼロコロナ政策は、コロナ感染者数や死亡者数を抑制し、一見すると大成功したかに映る。けれども、あまりにも強制的な中国政府のやり方は国民の自由を奪い、白紙運動にもつながった。しかしコロナパンデミックは、新興市場の中国等の権威主義国家のみならず、先進国の民主主義国家でさえ、政府は強権を発動し、国家による「監視」を強化させた。また、ロシアのウクライナ侵攻は、軍事面で国家の「強い手」が行使された事例ともいえる（p. i）。

上記の中国もロシアも新興市場に位置づけられるが、資本主義経済に立脚する国である。このように、資本主義経済国といっても、それは多様に存在し、かつ変化すると本書は述べている。

以上から、本書の主な特徴を次のように指摘することができる。第1に、上述のように近年注目

が急速に高まっている国家の「強い手」ともいえる「国家主導性」が本書全体の共通テーマに据えられている。第2に、「国家主導性」のモデルケースの一つといえるロシアを中心に、同じ課題を抱えていると考えられる中国や旧ソ連・東欧諸国の実状にも触れられている。そして第3に、「国家主導性」の発揮が想定されるさまざまな分野がつぶさに分析されている。そこで次節では、本書の構成と主な内容について紹介する。

### 2. 本書の構成と主な内容

本書の構成は以下の通りである。

はしがき（溝端佐登史）

序章 国家主導資本主義の経済学（溝端佐登史）

第I部 国家主導システムの基本構造

第1章 国家資本主義を再理論化する—国家はなぜ、またどのように異なる環境で異なるタイプの経済主体として動くのか—（ジェフリー・ウッド）

第2章 国家主導ロシア経済における財政の役割（横川和穂）

第3章 米ロ航空機産業の再編過程と国家政策の比較（伏田寛範）

第II部 ロシア国家主導システムの諸相

第4章 ロシアの国家と企業—2010年代を中心に—（藤原克美）

第5章 ロシア銀行制度における国家主導性の検証（ビクトル・ゴルシコフ）

第6章 生活領域における国家依存性と社会

契約 (林 裕明)

第Ⅲ部 国家主導システムの展開

第7章 「国家のことば」の比較制度分析 (徳永昌弘)

第8章 政府の影響力が強い中国の経済システム (小林拓磨)

第9章 国家の役割再考—ドイツにおける女性労働をめぐる— (里上三保子)

第10章 中東欧における国有企業の国際化 (マグドルナ・サス)

終章 新興市場経済と国家主導資本主義 (溝端佐登史)

あとがき (溝端佐登史)

本書は、序章及び終章を除き、第Ⅰ部から第Ⅲ部の3パートに分けられており、本書には、以下のような各部の主な目的が述べられている。即ち、第Ⅰ部では、経済制度、財政及び経済政策に焦点をあてて、国家主導性がどのような構造を構築するのかを明らかにすること。続く第Ⅱ部では、ロシアにおける国家の介入という点でモデルともいえるロシアの企業・銀行・社会に焦点をあてて国家主導性を特徴づけること。そして第Ⅲ部では、ロシアを対象とするそれ以前の部とは異なり、中国や旧ソ連・東欧諸国といった、ロシアと同じ社会主義計画経済の経験国を対象としつつ、国家語のプレゼンス (対象：旧ソ連諸国)、投資をめぐる国家・地域・企業の関係性 (同、中国)、労働市場の周辺におかれる女性労働 (同、旧東西ドイツ)、そして新興多国籍企業 (同、ビシェグラード諸国) に関する分析から、国家主導資本主義を解明することである (pp. viii - ix)。

それでは次に、各章の主な内容について以下で紹介する。

序章は、他国との比較を交えつつ、3つの経済的基準 (国家の①大きさ、②強さ、③深さ) からロシアの国家主導性を測定し、国家資本主義を再検討している。上記の①は経済における国家の比

重の大きさ等を、②は国家の社会に対する浸透強度を、そして③は国家介入の浸透度・浸透領域を意味している。その検討に際しては、資本主義の多様性・比較資本主義の見方を拡張して国家主導資本主義を資本主義経済システムの一つのタイプととらえる「国家浸透経済 (state-permeated economy)」モデルや、「政府の脅威 (国家が介入手段を用いる方法)」等の制度面からの国家資本主義多様性論といった観点が用いられている。そして、ロシアにおいて、国家は大きいものの、異常に肥大化しているわけではないことや、国家 (多様なレベルでの政府及び国家関係組織) の介入頻度・強度は強い一方でその強さが制限されていることが指摘されている。また国家の深さについては、ロシアは国家主導資本主義と位置づけるに十分な介入度合いを示しており、さらに国家浸透領域は危機のたびに深まっていると述べられている。加えて、国家主導資本主義は新興経済圏に見出し得るものの、国家主導性が国家の質の高さを意味しているわけではない。他方、国家主導性は多様に出現するため、その基盤と制度特性の解明が国家主導資本主義経済の研究に欠くことができず、その点で、当該システム下にある国に関する地域研究がその支えになると主張されている。

第1章では、新興国だけでなく、米国等の先進国の具体的な事例に触れながら、国家統制が世界のさまざまな場所で起こる要因について、国家が能動的な経済主体として積極的に動くという観点から考察している。国家資本主義の下では、公共あるいは民間の経済利益のために国家が経済に積極的に介入するが、「大きな政府」を批判する新自由主義においても、国家が経済主体として関与している。このように、国家資本主義は多様である。しかし、国家の介入が必ずしも国民にとって「やさしい」わけではない。要するに、社会的・経済的に利益をもたらすものとして行われる特定分野への介入が、実はごく少数者の利益のために行われるからである。そのため本章の執筆者は、

自由な市場経済（LMEs）の代表国である米国においてさえ、民間のアクターが国の制度を捕獲して影響を及ぼし、自分たちの目的のためにそれを使うようになるような、社会の土台を変化し得る可能性のある「脱制度化(deinstitutionalisation)」の現象への懸念を示している。

第2章は、ロシアの財政分野において、国家主導性がどのような形で発揮されているのかを考察している。ソ連では、家計消費等のいくつかの領域を除いた経済の大部分は国家の管理下にあったため、ソビエトの国家財政は極めて広範な領域にわたっていた。しかし、1990年代のハイパー・インフレのトラウマから、ロシア政府は財政規律の維持を非常に重視しており、ロシアの政府支出の規模はOECD諸国と比べて小さい。その一方でロシア政府は、歳入面では石油・ガス産業への支配・統制を強化した強権的な課税を行っていたり、歳出面では相対的に国民経済費（燃料・エネルギー及び農業・漁業等）に力を注いでいたり、国家主導性の現出（国家介入が大きいこと）が言及されている。また、国家財政を迂回した、国有企業部門を通じた資源配分がロシア政府の国家主導性の大きな源泉となっており、それがロシア経済を支え、社会の安定性を維持する上で非常に重要な役割を果たしていると指摘されている。

第3章では、序章で取り上げられた国家主導性を測定するための3つの経済的基準（国家の①大きさ、②強さ、③深さ）を用いて、冷戦終結以降のロシアと米国の航空機産業の再編過程における国家政策を比較している。航空機産業が国家安全保障を支える産業基盤であることから、そこでは国家介入が頻繁にみられる。米国では、政府と産業界双方の思惑が合致する形で航空機産業の再編が進められ、5大グループに集約された。他方、ロシアの航空機産業では、機体メーカーからコンポーネントメーカーに至るまでほぼすべての企業が国家コーポレーション「ロステフ」社の傘下となった。両国の比較の結果、両国とも政府が産業

再編を主導したが、政策に対する産業側の反応には大きな違いがあったことが指摘されている。即ち、ロシアでは、産業再編の「ゲームのルール」を作るのも、その「ルール」に従って「ゲーム」をするのも、政府（国家）であった。

第4章は、2010年代を中心に、企業形態と企業の動向及び私有化の状況等から、ロシア企業の活動に国家の主導性がどの程度現れているのかを検討し、所有者としてのロシア国家には以下のような特徴があることを導出している。即ち、第1に、国家が経営に直接関与するような企業の数はいくつか少ない。第2に、国家が所有する企業には経営効率の低いものが多いが、国家が必要と判断する場合には、それらの企業は垂直統合企業の国有企業の傘下に入って「準国有企業」として生き残る。そして第3に、石油・ガス産業等の大規模国有企業では私有化が停滞しているが、その社会的プレゼンスは高まっているということである。また、本来市場に任される領域でもロシア国家が企業への影響力を持っていることから、政府自身が競争法違反を犯しているなどの問題が生じていることも指摘されている。

第5章では、2013年以降のロシア中央銀行による銀行制度のクリアランス・キャンペーン（銀行法で定めた規制を満たしていない銀行のライセンス取り消し等の「銀行システムの浄化」）に焦点をあて、その政策が国有銀行に与える影響について分析されている。そして、ロシア政府は、中央銀行を通してマクロ・プルーデンス政策に基づく銀行制度の監視制御機能を強化して銀行制度の健全化と再建を図ってきたが、結果的に銀行制度の国家化と国有企業による独占が生じていると指摘されている。ロシアでは、国家（政府）は直接的に株式を保有する国有銀行を通してだけでなく、株主になっていない銀行にも間接的に影響を与え、事実上、銀行制度を支配・独占している。またロシアでは、銀行制度が国家主導の下で機能しており、国有銀行は国内の資金調達の流れを支

配し、近年では国有企業がITなどの他産業へも進出を拡大し、経済のデジタル化を進めていると言及されている。

第6章は、ロシアにおける国家と一般大衆の生活との関係から、国家主導の経済において生活領域がどのように位置づけられるのかを検討している。ロシアの政府と住民との関係は、ソ連末期における政権に対する強い支持から、ソ連崩壊後の1990年代の国家への無関心を経て、2000年代半ば以降は支持と無関心が共存する方向に変化した。その背景は、ソ連時代に指摘された「社会契約」（ソビエト政権が一般大衆に完全雇用や安定かつ補助された消費財価格等の財やサービスの提供を行い、それに対して大衆は共産党の単一支配を受け入れたとする考え方）に関係しているが、プーチン体制はソ連とは異なる形での「市場型社会契約」を生み出したと指摘されている。しかし、ロシアにおける社会的な安定が石油・ガスからの収入やレントによってもたらされており、そのため本章の執筆者は、ロシア社会の安定性がその収入やレント次第であると主張している。

第7章では、言語経済学等の言語研究の成果に加え、新制度学派の取引費用論や比較制度分析における制度的連結及び制度的補完性の議論に言語的要素を取り入れ、旧ソ連構成国における共通通商語もしくはリンガ・フランカ (*lingua franca*) としてのロシア語と旧ソ連構成国の各国の基幹民族語との相克の実相が検討されている。その結果、旧ソ連構成国では、その基幹民族語は国家の主導の下で「国家のことば」として発展が図られてきたが、その言語政策や言語計画は政治的な意図を優先しており、必ずしも経済的な合理性があるわけではないことが指摘されている。そのため、「国家のことば」であっても国家主導性が決して貫徹するわけではない。そして、ロシア以外の旧ソ連構成国においてロシア語は、地域の実情に根差したビジネス言語として言語的な優位性を持つだけでなく、取引費用を低減させるという意味で合理

性や経済性を兼ね備えていると述べられている。

第8章では、政府の影響力の強い中国における政府・企業間関係について、市場化等の動向から考察されている。中国では2000年代後半以降に政府の影響力が強まり、一部の業種では国有経済が増強された。他方、経営効率の悪い国有企業でも低コストで資金調達できることから、政府の保証によって国有部門の経済的なシェアの高さが維持されていると述べられている。しかし、国有企業が必ずしも非効率であるとはいえず、生産性が改善している企業もある。その理由としては、国有企業の位置づけにある混合所有企業の登場が国有企業の生産性向上に寄与するとともに、国有企業が民営企業と同一市場（混合市場）で激しい競争を行っていることであると言及されている。

第9章では、国家介入がよく見受けられる女性労働について、東ドイツと西ドイツとの比較から、前者における「国家の役割」が検討されている。東ドイツを含む多くの社会主義国では、社会主義イデオロギーの具現化に加え、労働力の確保という現実的な課題のため、国家による女性労働の拡大が推進された。そのため、東ドイツでは女性の就業率及び教育水準の上昇を達成したが、政府による労働支援策が終始「上からの」制度設計であったため、家事負担の多くは相変わらず女性が担うなど、社会全体における男女平等の達成や伝統的な性別役割分業の解消にはつながらなかったと言及されている。

第10章は、ビシェグラード諸国（チェコ、スロバキア、ポーランド、ハンガリー）における国有企業の特徴と国際化プロセスを分析している。ビシェグラード諸国では、国有企業が利潤動機以外の要因によって成立しているため、民間企業と比べ国有企業のパフォーマンスがかなり悪く、国有企業の経済的重要性が低い傾向にある。他方、ビシェグラード諸国では、2008～2018年の間に国家介入が強まった。ビシェグラード諸国には重要な国有多国籍企業は殆どないものの、高度に

政治的で安全保障上重要な産業に従事する国有企業の国際化に国家の存在が寄与していることが指摘されている。

そして最後の終章では、新興市場経済における国家化や政治化が安定的に存在する条件を考察する中で、現代の世界経済の行方が展望されている。新興市場経済では、国家の役割が大きく、かつ先進諸国とは異なる市場経済を形成しており、新興市場経済の定義が多様であると述べられている。また、グローバリゼーション下で、新興国の経済成長と先進国の経済力・主導性の低下は世界経済秩序の再編を引き起こすが、新興市場は独自の経済制度基盤の上で動的に変化し得る。また、新興市場経済は国家主導システムに基づいて市場の制度を構築しており、そのことが成長要因になる場合もあれば、国家主導性の強化が逆に私的セクターの成長を阻害しうる上、国家間での安全保障上・地政学上の摩擦を強める場合があると述べられている。人権等の民主主義的価値観が新興国の成長の足かせとなり、新興国は自身の成長の源泉であるグローバル化によって、自身の成長政策の見直しに迫られる。気候変動問題等の昨今のさまざまなグローバル課題の下、新興国だけでなく先進国においても政治化・国家化は強まっているが、その一方で、国家の強権化による市民社会の支配に対する社会の「適合性」が指摘されている。

### 3. 若干の感想

資本主義市場経済においても経済政策や社会保障政策など国家はさまざまな役割を担っているが、それぞれの国における国家（政府）の「強さ」と役割の大きさの程度は当然ながら一様ではなく、多様性がある。しかしながら、新型コロナウイルス感染症に対する政策においては、これまで非常に民主的であった先進国でさえ、これまでになく強制的な対策を強行し、政府の「強さ」と役割の大きさの是非に改めて光を当てた出来事である。その一方で、政府の「強さ」の是非という点では、

2022年2月から現在も続いているロシアのウクライナ侵攻も同様に世界の注目を集めているといえる。

そのような世界情勢の大変化の渦中に刊行された本書は、「強い」国家（政府）と想定される資本主義経済国のロシアを中心に、「国家主導性」というテーマから捉え直す試みを行った大著である。

近年でも、計量的な手法を用いて外資企業や地場企業の分析を行った岩崎・鈴木（2010）や、資源分野を中心としたロシア企業の変遷過程等を検討した安達（2016）等、国家に注目したロシア及び移行国経済の研究書はあったが、そのどちらも企業に関連する分析を行っている。

他方、本書は、ロシア及び移行諸国の「国家」に着目しているという点では上記の研究書と同様であるが、財政、金融、社会、言語等の幅広い分野のテーマを扱っており、上記の研究書が扱っていない分野を増補していると考えられる。その点で本書は、大学生及び大学院生や一般読者にとって、得体の知れない国と思われがちなロシアという国をさまざまな分野から知ることのできるロシア経済論のテキストとしても活用し得ると考える。また本書は、ロシアと同様に社会主義計画経済から市場経済に移行した旧ソ連・東欧諸国や中国も研究対象としており、それぞれの国々において、企業及び社会と国家との間の位置づけや国家の強さにどのような違いがあるかを比較することもできるのではないと思われる。更に、本書はロシアのウクライナ侵攻の影響を直接検討している訳ではないが、各章の結論部分等でその影響にも触れており、ウクライナ侵攻を契機にロシアについて知りたいと考えた読者にとって、時宜を得た公刊といえよう。

最後に、本書への要望を若干述べたい。本書でも述べられているように、刊行予定時期が新型コロナウイルス感染症の渦中にあったためと推察されるが、新型コロナウイルス感染症が新興国だけでなく先進国の政府の統治力や監視の強化等の国家に与えた多大な

影響や、資本主義経済の多様性（国家主導資本主義も含む）について、序章及び終章では何度も言及されている。そのため、本書が新興国を対象としていることは理解しているけれども、個人的には、米口の航空機産業の比較を行った第3章だけでなく、補論として、先進国における国家主導性についても扱ってほしかった（知りたかった）。そして、次の指摘は内容に関することではないが、第5章の誤植が気になった。「介入」とするところが「加入」となっている。同章の執筆者の日本語文章力は素晴らしく、ネイティブ並みとあって良いと思うが、刊行前には他者による確認も行った方が良かったのではないかな。

とはいえ、本書は、新興市場における国家主導資本主義経済を理解するのに有益であるという点に変わりはない。本書を通じて、ロシアにおいてさまざまな分野で国家主導性が発揮されていることや、ロシア、中国、旧ソ連・東欧ではその国家主導性の発現の過程や状況が多様であることが理解できた。

## 参考文献

- 安達祐子（2016）『現代ロシア経済 資源・国家・企業統治』名古屋大学出版会。
- 岩崎一郎・鈴木拓（2010）『比較経済分析－市場経済化と国家の役割－』ミネルヴァ書房。

## 第 28 回北東アジア学会学術研究大会報告

第 28 回北東アジア学会研究大会実行委員長 堀江 典生

2022 年の本学会学術研究大会は、富山市中心街にある富山国際会議場で開催された。過去 2 年間本学会の学術研究大会はオンライン開催を主として開催されてきたが、今回から対面を主とした学術研究大会に移行した。当初、大会開催校として富山大学での開催を依頼されたものの、新型コロナウイルス感染拡大により大学施設での開催ができなくなることを考慮し、大学・研究機関施設利用による大会開催から富山国際会議場利用による開催にした点が、従来の大会と異なるところである。大学施設よりも会場費は高くなるが、会場側が丁寧に会場のレイアウトを用意してくれ、持ち込みの機器以外は会場設置などがおまかせであるために、開催校スタッフの負担が軽減されるという利点がある。最終的には予算範囲内での実施を実現できた。感染対策上、お弁当の用意なし、懇親会なしといった大会となったが、近隣には多くの飲食店があり、参加者はそれぞれ思い思いのお店を訪れ、富山を楽しんでいただけたのではないだろうか。もちろん、当日持ち込みのハイブリッド開催用の機器の設置や撤収が問題なく行えたのは、富山大学大学院持続可能社会創成学環院生の王采文さん、檜垣椋さん、極東地域研究センターの楊潔研究員、そして、会場で自主的に手伝ってくださった会員のみなさんの助力のおかげである。記して感謝したい。また、遠路富山まで足を運び大会に参加していただき、対面での大会開催を盛り上げてくださった会員のみなさんに感謝したい。

今大会のシンポジウムは、「世界情勢の変化と北東アジア」をお題として開催された。大西広会員は「アメリカの「新冷戦」、中国の経済援助—ウクライナ問題とは何か—」を報告し、ゲスト・スピーカーである姜喆九（韓国・培材大学）からは、「最近の日本の技術覇権と経済安保に関する動向」と題する報告を頂いた。2022 年 2 月 24 日に始まったロシアのウクライナ侵攻が北東アジアに与える影響が熱を持って討論され、多くの参加者を集めたことから、会員の関心の高さを物語っていると言えよう。シンポジウムには対面参加者が 24 名、ハイブリッド参加者が 12 名、合計 36 名の参加であった。対面で開催する学会の臨場感を久しぶりに感じられる大会となった。大学施設利用ではない富山大会の開催に理解を示し、成功に導いてくださった穆堯芊事務局長、大会開催会計管理をすべて引き受けてくださった海老原毅会計担当常任理事、学会が保管するオンライン関連機器を自ら運搬してくださった三村光弘会長らのご尽力には、特に御礼申し上げたい。

## 北東アジア学会 第28回 学術研究大会

日 時 2022年9月24日(土)～25日(日)  
会 場 富山国際会議場(富山県富山市大手町1-2)

### 9月24日 シンポジウム「世界情勢の変化と北東アジア」

司会：三村光弘(環日本海経済研究所)

パネリスト：大西広(慶應義塾大学・京都大学)「アメリカの「新冷戦」、中国の経済援助—ウクライナ問題とは何か—」

姜喆九(韓国・培材大学)「最近の日本の技術覇権と経済安保に関する動向」

### 9月25日 分科会と企画分科会

第一分科会：北東アジアの政治と歴史

座長：高田喜博(北海道国際交流・協力総合センター)

報告①：松村史紀(宇都宮大学)「中国にとってのスパートニク事件——公式報道にみる体制間競争と科学技術政策」

討論：海老原毅(富山高等専門学校)

報告②：イミン(昭和女子大学)「20世紀初期における日本人の調査からみるフルンボイルの民族と社会」

討論：李鋼哲(北陸大学)

報告③：縄倉晶雄(明治大学)「韓国国会議員のキャリアパス」

討論：生駒智一(立命館大学)

第二分科会(企画分科会)：日中関係の50年と今後—新たな国際環境の下で—

司会・趣旨説明：松野周治(立命館大学)

報告①：松野周治(立命館大学)「日中経済協力：50年の進展と今後の課題」

報告②：朱永浩(福島大学)「東アジア経済協力と日中関係」

報告③：巖成男(立教大学)「世界経済構造の変化と日中関係—「政冷経熱」は続くか—」

討論①：中戸祐夫(立命館大学)「米中関係・米中競争を踏まえて」

討論②：堀江典生(富山大学)「ロシア経済を踏まえて」

第三分科会：朝鮮半島の文化と南北関係

座長：宮島美花(香川大学)

報告①：川口智彦(日本大学)「映画『我が家の問題』シリーズに見る北朝鮮女性」

討論：陳怡禎(日本大学)

報告②：齋藤光位(東北亜未来構想研究所)「北朝鮮の大衆文化について—朝鮮中央TVから見る実例—」

討論：鄭雅英(立命館大学)

報告③：三村光弘（環日本海経済研究所）「韓国新政権における南北経済交流の展望」

討論：ハン・キジヨ（東義大学）

#### 第四分科会：中ロ国境の農業と輸送協力

座長：岡本勝規（富山高等専門学校）

報告①：堀江典生（富山大学）「ロシア東部国境地域における大豆生産と外国人労働者」

討論：菅沼桂子（日本大学）

報告②：朴敬玉（帝京大学）「中国における有機米の生産と流通について」

討論：金光林（新潟産業大学）ZOOM

報告③：新井洋史（環日本海経済研究所）「中ロ東部国境における越境輸送に係る二国間協力の評価」

討論：朱永浩（福島大学）

#### 第五分科会：中国の経済と社会

座長：櫛谷圭司（新潟県立大学）

報告①：虞尤楠（長崎県立大学）・尹清洙（長崎県立大学）「中国における最低賃金の決定要因についての計量分析—省別パネルデータを用いて—」

討論：張忠任（島根県立大学）ZOOM

報告②：李赫然（立教大学）「中国の住宅保障制度における『自助・共助・公助』—住宅積立金制度を中心に—」

討論：道上真有（新潟大学）

報告③：穆堯芊（新潟県立大学）「ユーチューブと中国地域研究」

討論：高屋和子（立命館大学）

#### 第六分科会：日系企業の生産ネットワークと北東アジア

座長：堀江典生（富山大学）

報告①：菅沼桂子（日本大学）「日系企業の生産目的での海外進出：ロシアとブラジルの比較から」

討論：新井洋史（環日本海経済研究所）

報告②：張文婷（新潟大学）・山田陽子（新潟大学）・中東雅樹（新潟大学）・李健泳（三条市立大学）「燕市と三条市のプラスチック製品製造業の取引関係のネットワーク分析」

討論：穆堯芊（新潟県立大学）

#### 第七分科会（企画分科会）：近現代の日中関係の多角的な視点—中国リーダーの対日観を中心に—

座長：詹秀娟（新潟産業大学）

報告①：陳柏宇（新潟県立大学・東北亜未来構想研究所）「中華民国設立 110 年から現在までの日中・日台関係—孫文時代から蔡英文時代までの変遷—」

報告②：李鋼哲（北陸大学・東北亜未来構想研究所）「中国共産党設立 100 年と中華人民共和国設立から現在までの日中関係—毛沢東時代から習近平時代までの変遷—」

討論：大西広（慶応義塾大学・京都大学）、松野周治（立命館大学）

# 北東アジア学会会則

1994年11月27日 制定

## 名称・事務所

第1条 本会は北東アジア学会（The Association for Northeast Asia Regional Studies）と称する。

2. 日本海の各国における表記については各国語を尊重する。

第1条の2 本会の事務所は富山県射水市海老江練合1-2 富山高等専門学校 海老原毅研究室内に置く。

## 目的

第2条 本会は日本海および日本海周辺諸国・地域に関連する社会科学、人文科学、自然科学における諸問題を研究し、もってそれらの諸国・地域の交流・協力と平和的發展に寄与することを目的とする。

## 事業

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 研究大会および部会の開催
- (2) 機関誌等の出版物の発行
- (3) 国内外の諸学会との連絡、交流・協力
- (4) 国内外の情報交換および共同研究・教育体制の整備
- (5) その他本会の目的にとって必要と認められる事業

## 会員

第4条 本会の会員は本会の目的に賛同する研究者とし、会員の種別およびその要件は次の各号の通りとし、その特典は別表の通りとする。なお、本会の目的に賛同する法人・団体を理事会の承認に基づき、賛助会員或いは特別賛助会員とすることができる。

- (1) 一般会員は会員のうち、その他の会員種別を希望しないまたはそれらの要件に該当しない者
  - (2) 学生会員は、大学院に在籍し、またはポスドク研究員等研究者として有給の定職に就いていない者で、学生会員となることを希望し、所定の手続きをとった者
  - (3) 優待会員は、65歳以上または所属機関を退職した者、かつ研究者として有給の定職に就いていない者で、優待会員となることを希望し、所定の手続きをとった者
  - (4) 海外通信会員は、会員のうち日本国外に生活の本拠があり、海外通信会員となることを希望し、所定の手続きをとった者
2. 会員種別は、会員が変更を申し込み、理事会の承認を得てはじめて変更される。ただし、学生会員、優待会員および海外通信会員がその要件を失ったことが明らかな場合ならびに理事会の決定による海外通信会員への変更はこの限りではない。

## 入会、退会

第5条 本会に入会しようとする者は、会員2名の推薦により本会に入会を申し込み、理事会の承認を得なければならない。

第6条 本会を退会しようとする者は、書面をもって退会を本会に通告すれば退会することができる。会費を2年間滞納した者は、理事会において承認の上、退会とみなす。

## 会費

第7条 会員は次の各号に定めるとおり会費を納入するものとする。賛助会員の会費は年額一口20,000円、特別賛助会員の会費は一口100,000円とする。

- (1) 一般会員は年額10,000円
- (2) 学生会員は年額5,000円
- (3) 優待会員は年額5,000円
- (4) 海外通信会員は当分の間、会費を免除する

## 組織と役員

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
  - (2) 副会長若干名
  - (3) 理事40名程度（そのうち若干名を常任理事とする）
  - (4) 事務局長1名
  - (5) 事務局次長若干名
  - (6) 会計1名
  - (7) 会計監事2名
2. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
  3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
  4. 理事は、理事会に拠り会務を処理する。常任理事は理事会が必要と認める業務を行う。
  5. 事務局長は、会務に伴う事務を統括する。
  6. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長が業務を行うことができない場合はその職務を代行する。
  7. 会計は、会務に伴う事務のうち、会費徴収、出納、会計等の業務を行う。
  8. 会計監事は、本会の会計を監査する。
  9. 理事会が必要と認めるときは、名誉会員・顧問をおくことができる。

第9条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 理事および会計監事は別に定めるところにより選出し、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、常任理事は理事の中から互選する。

第11条 本会は、国際的活動の推進のために国際諮問委員会を置く。

第12条 理事会が必要と認めるとき、各種委員会、地域部会を設けることができる。

### 会員総会

第13条 本会は毎年1回会員総会を開催する。

2. 臨時会員総会は、理事会が必要と認めるとき、または会員の2分の1以上の請求があるときに、開催する。

第14条 会員総会は、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 事業報告
- (2) 決算
- (3) 事業計画
- (4) 予算
- (5) 役員選出
- (6) 会則の変更
- (7) その他会員総会で決定を必要とする事項

第15条 会員総会の議決は、出席会員の過半数による。

第16条 理事会は、会長が必要と認めるときおよび役員5名以上の求めにより開催し、会務を遂行する。

### 会計期間

第17条 本会の会計年度は、8月1日から翌年7月31日までとする。

2. 会計期間の呼称は、「〔当年西暦下二桁/翌年西暦下二桁〕年度」とする。

### 名称変更に伴う移行措置

第18条 当面、新名称と旧名称を併記して使うことを妨げない。

### 附則

1. この会則は、1994年11月27日から施行する。
2. この会則の変更は、会員総会の議を経なければならない。
3. この会則は、2007年12月9日から施行する。(学会名称の変更に伴う改正)
4. この会則は、2012年10月14日から施行する。(会計期間の変更に伴う改正)
5. この会則は、2014年9月21日から施行する(会員、会費、組織と役員の変更に伴う改正)
6. この会則は、2015年10月18日から施行する(事務所の所在地明記に伴う改正)
7. この会則は、2021年2月2日から施行する(事務所の所在地変更に伴う改正)

以上

# 『北東アジア地域研究』編集要綱

## 1 編集委員会

- (1) 編集委員会は、理事会で選出された委員で構成され、うち1名を編集委員長とする。編集委員長は、理事会において常任理事の中から選出する。編集委員長は編集委員の中から副編集委員長を指名することができる。編集委員長は、編集委員会を代表し、統括、招集する。
- (2) 編集委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

## 2 発行回数・編集

- (1) 発行回数は原則として年1回とし、必要がある場合には理事会の承認を得て、臨時に発行することができる。
- (2) 発行日は、原則として毎年5月末日とする。

## 3 原稿の受理・採否

- (1) 受理 編集委員会は、投稿された原稿が投稿規定および執筆要領に違反していないことを確認したうえで、投稿原稿を受理する。
- (2) 採否 研究論文・研究ノートの採否は、編集委員会が委嘱した査読委員の審査に基づいて編集委員会が決定する。査読委員は投稿論文1本につき2名とし、編集委員会が原則として学会員のなかからその都度委嘱する。査読委員の氏名は公表しない。
- (3) 書評および資料紹介等は、編集委員会が採否を決定する。

## 4 執筆要領

投稿規定・執筆要領は別途定める。

## 付則

- (1) その他編集・執筆に関して必要な事項は、編集委員会が定める。
- (2) 編集要綱の改定にあたっては、理事会の承認を得なければならない。
- (3) 本要綱は、2016年10月8日より実施する。

## 北東アジア学会理事会決定

2012年10月14日決定、2016年10月8日改正

# 『北東アジア地域研究』 投稿規定及び執筆要領（2021年4月改訂）

## 投稿規定

### 1 投稿資格

投稿者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 本学会の会員（以下、「学会員」とする。）である者
- (2) 本学会の主催または共催で招聘した研究者で、学会員の推薦があった者
- (3) 学会員と共同執筆をする者
- (4) その他編集委員会が投稿を認めた者

### 2 原稿の種類

#### 2.1 研究論文・研究ノート

北東アジア地域研究に関連する論文であり、かつ実証的または理論的研究の成果として高度のオリジナリティと完成度を有するものであること。

修士課程在学中の会員にあっては、本学会が開催する学術研究大会もしくは地域研究会・サテライト研究会における報告と討議を経た論文であること。

#### 2.2 書評

北東アジア地域研究に関連する著作、もしくは会員の著作についての書評

#### 2.3 資料紹介等

北東アジア地域研究に関する資料の紹介、政策レビューなど研究論文に分類されないもので、研究論文に準ずる完成度を持つものであること。

### 3 査読

3.1 投稿された原稿は、審査のうえ掲載を決定する。研究論文の審査は、編集委員会の予備審査を経た後、編集委員会が2名の査読委員（匿名）に依頼する。その他の原稿の審査は、編集委員会において行う。

ただし、第1項（2）の投稿資格者による投稿については、審査対象外とすることができる。

3.2 論文の審査項目は、以下とする。

- I. 内容について ①資料の信頼性 ②文献吟味の妥当性 ③分析方法の妥当性 ④研究の独創性
- II. 表現について ①用語・用法の適切性 ②図表の適切性 ③注記の適切性 ④文章表現の明晰性

### 4 執筆要領

執筆要領その他、原稿投稿に関する詳細は別に定める「執筆要領」による。

### 5 投稿手続

研究論文・研究ノートは毎年11月末日までに、その他の原稿は1月末日までに、「執筆要領」に定める「投稿票」を添えて、編集委員会宛てに電子メールで送付する。

### 6 原稿の受理通知

編集委員会は原稿が投稿規定および執筆要領に違反していないことを確認し、受理通知メールを返信する。

### 7 受理後の取り扱い

7.1 原稿掲載の可否は、査読結果を踏まえて編集委員会が決定する。

- 7.2 査読結果は1月末までに投稿者に通知する。
- 7.3 編集委員会は、査読結果を踏まえ、投稿者に原稿の修正を求めることができる。投稿者は、修正原稿とともに、査読者の審査意見の各内容に対する対応を箇条書きにした説明書を別途作成し、提出する。
- 7.4 修正原稿は、編集委員会において再度審査し、掲載の可否を決定する。これ以後の修正は認めない。

## 8 校正

- 8.1 校正は、投稿者の責任において、原則として初校まで行う。
- 8.2 原稿の校正は、原則として誤植の修正に限る。校正段階での原稿の修正は原則として認めない。

## 9 著作権

本学会誌に掲載された著述の著作権は本学会に属する。

ただし著者が自身の論文等を、書籍等に転載することは妨げない。この場合、初出である本誌の掲載号とページを明記すること。

## 10 二重投稿の禁止および研究者倫理規定の遵守

10.1 『北東アジア地域研究』は原著論文のための学術雑誌であり、二重投稿を認めない。

10.2 執筆者は論文の作成にあたり、日本学術振興会の研究者倫理規定（注）を順守すること。

（注）「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」参照：<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

## 執筆要領

### 1 使用言語

日本語、中国語、韓国・朝鮮語、ロシア語、英語のいずれかとする。

### 2 分量

#### 2.1 総頁

言語・原稿の種別を問わず、原則として出来上がりがA4版15頁以内に収まるようにする。

#### 2.2 原稿種別による分量（本文）等

研究論文・研究ノート：日本語、中国語、韓国・朝鮮語の場合は20,000字相当以内、ロシア語と英語の場合は7,000語相当以内とする（図表を含む）。研究論文には本文のほかに、日本語要約（500字程度）、キーワード（5つ以内）及び英文サマリー（200語以内）を添付しなければならない。

書評・資料紹介等：7,000字相当以内とする（図表を含む）。

### 3 原稿の送付

3.1 原稿の締め切りは、研究論文・研究ノートは毎年11月末日、その他は1月末日とする。

#### 3.2 原稿の送付先

henshu-j@anears.net

3.3 原稿はWordの文書ファイルで、3.5に定める「投稿票」（ひな形は別掲）とともに電子メールに添付して送付する。

3.4 母語以外の言語で執筆した場合は、ネイティブチェックを受けること。学生会員の場合は、指導教員等による原稿チェックを受けること。

3.5 投稿票は、A4用紙1枚に、下記の項目を明記する。

- ①執筆者氏名（※）・所属（※）、連絡先（学生会員は原稿チェックを行った指導教員等の氏名）
- ②原稿の種類（研究論文・研究ノート、書評、資料紹介等）

### ③表題（※）

④研究論文の投稿前チェック： 1) 本文の匿名性、2) キーワード、3) 要約（日本語500字程度）、4) 本文分量、5) 章節、6) 図表（モノクロ）の番号と凡例表示、7) 文末脚注、8) 参考文献、9) ネイティブチェック（母語以外の言語で執筆した場合）、10) 指導教員等のチェック（学生会員の場合）

（※）執筆者氏名・所属と表題（書評では対象著作の著者名と書名）には英字表記も付すこと。

## 4 節、項のたてかた

1.

(1)

1)

2.

とする。適宜「はじめに」や「まとめ」などを前後につけても構わない。

## 5 図表について

### 5.1 図表番号について

図表は、図1、表1という形でそれぞれの図表に一連の番号をつけ、半角を空けた後に図表のタイトルを明記する。図表は本文に入れる。

### 5.2 図表の表示について

印刷は原則としてモノクロとなるため、図表類の凡例などもカラー表示は避けて、モノクロでも識別しやすい表示にする。またグラフの背景も「白」とする。

なお学術上カラー印刷にする意義もしくは必要性があると編集委員会が認めた場合は、カラー印刷にすることができる。ただし、その場合カラー印刷によって生じる新たな費用負担については投稿者の自己負担とする。

## 6 <注>について（英語原稿は8.2参照）

注は、文末脚注とする。

脚注番号は、下記の要領でアラビア数字とする。

・・・雇用調整1に関しては国際比較を含めてすでに多くの研究蓄積がある2。

単なる引用箇所の明示の場合には、脚注とせず、文中に、（権、2012、pp.171-2）、（Volkov, 2002, p.31）、（Martin, 2006b, p.132）などと記入のこと。

複数の文献を同時に記載する場合は、（Volkov,2002,p.31; Martin, 2006b, pp.23-45）のようにセミコロンで区切る。

## 7 参考文献について（英語原稿は8.2参照）

引用文献は、本文末尾に参考文献欄を設け、日本語文献は五十音順、その他の言語は原則としてアルファベット順に並べ、次のように記載する。

日本語文献の場合

書籍： 著者名、発行年、『書名』、発行所名

論文： 著者名、発行年、「論文名」『雑誌名』、巻号、pp.－ もしくは頁。

ロシア語・英語文献の場合

書籍： 著者名、発行年、書名（イタリック）、発行所名

論文： 著者名、発行年、「論文名」、雑誌名（イタリック）、巻号、pp.－

中国語文献、韓国・朝鮮語文献は日本語文献に準ずること。

それ以外の言語による文献は、日本語・外国語のどちらか近いほうに準ずること。

## 8 その他の注意点

### 8.1 日本語原稿の場合

#### (1) 使用フォントについて

本文は、10.5ポイント、日本語ではMS明朝

小見出し、図表タイトルは、MSゴシック、10.5ポイントを使用する。

#### (2) 英数字の表記について

2桁以上の数字（少数を含む）と英文部分は半角とする。

#### (3) 記号類の表記について

句読点および「」『』（ ）<> [ ] %などの記号類は全角にする。

英文中の（ ）は半角のままにする。

#### (4) カタカナの表記について

カタカナは全角で表記し、半角文字は使用しない。

### 8.2 英語原稿の場合

Instructions for Authors（※）を参照のこと。

（※）[http://anears.net/ej/submission\\_info\\_e.pdf](http://anears.net/ej/submission_info_e.pdf)

### 8.3 中国語、韓国・朝鮮語およびロシア語の場合

日本語・英語いずれかに準ずること。

## 9 書評について

書評原稿の体裁は、研究論文に準拠すること。

書評原稿に含まれる内容は、次のとおりである。

- ① 対象著作の著者名（※）
- ② タイトル（副題も含めて『』で括る。）（※）
- ③ 発行所名、発行年（西暦）、総ページ数：書名あとに（ ）で括る。
- ④ 書評本文
- ⑤ 図表・参考文献（必要に応じて）
- ⑥ 対象となる本の英文タイトル（投稿者が著者もしくは出版社に確認する。）
- ⑦ 投稿者（書評者）の氏名および所属

（※）著者名と書名の英字（英文）を、別途、投稿票に記載のこと。

## 10 資料紹介等について

資料紹介、政策レビューなどの体裁は、研究論文に準拠すること。

2016年10月8日 和雑誌編集委員会決定

2018年9月29日 和雑誌編集委員会決定

2021年4月18日 編集委員会決定

「投稿票」ひな形（下記の事項があれば書式は不問）

投稿日	年 月 日
表題	(英語以外の場合：英字)
投稿（代表）者	氏名 (英字) 所属 メールアドレス 電話番号 (学生会員の場合：原稿チェックを行った指導教員等の氏名)
共著者 (3名以上の場合は、 書き足してください)	氏名 (英字) 所属 メールアドレス 氏名 (英字) 所属 メールアドレス
研究論文の 投稿前チェック  ※詳しくは本誌バック ナンバー現物及び 「執筆要領」をご覧ください	<input type="checkbox"/> 本文の匿名性の確保 <input type="checkbox"/> キーワード (5つ以内) <input type="checkbox"/> 要約 (500～1000字程度) <input type="checkbox"/> 文末に英文サマリー (150語程度)：掲載確定後でよい <input type="checkbox"/> 分量：日本語、中国語、韓国・朝鮮語は20,000字相当以内、ロシア語・英語は7,000語相当以内 (いずれも図表を含む) <input type="checkbox"/> 章節のたてかた <input type="checkbox"/> 図表 (モノクロ) の番号と凡例表示 <input type="checkbox"/> 文末脚注 ※英語は別記 <input type="checkbox"/> 参考文献の記載方法と本文での適示方法 ※英語は別記 <input type="checkbox"/> ※英語の脚注・参考文献の記載は、Chicago Manual of Style に従う： <a href="http://www.chicagomanualofstyle.org/tools_citationguide.html">http://www.chicagomanualofstyle.org/tools_citationguide.html</a> <input type="checkbox"/> ネイティブチェック (母語以外の言語で執筆した場合) <input type="checkbox"/> 指導教員等のチェック (学生会員の場合)

※掲載が確定するまで投稿原稿では執筆者を匿名にして、別途この投稿票を提供ください。

## バックナンバーのご紹介

### 『北東アジア地域研究』第28号（2022年5月発行）

#### 【特集 林堅太郎先生を悼んで】

北東アジアにおける国境を超えた学術研究活動の継続を

—林堅太郎名誉会員逝去に寄せて

三村 光弘

新たな国際地域形成への知的イニシアチブをもとめて

—林堅太郎の研究と活動—

松野 周治

日本の対北朝鮮政策と朝鮮半島の平和

—日米韓政策協調へのインプリケーション—

中戸 祐夫

韓国におけるサービス・ラーニング研究の研究関心の変遷

—教育政策との関連で—

山田 一隆

#### 【論文】

新羅における幹線駅路のミクロスケールの復原試論

轟 博志

地方圏へのインバウンドにおける季節による変動性

—北陸3県の宿泊者数における比較分析—

青木 卓志

中国における資源枯渇型都市の発展方式の転換に関する考察

—山東省棗荘市の事例をもとに—

宋 謙

馮涵清と旧満洲建国初期の司法体制の整備

呉 迪

環日本海経済圏再考：北東アジアにおける経済関係深化の中で

新井 洋史

ハンガリー事件と中国—中国の関与と自主独立のジレンマ—

杜 世鑫

在韓被爆者問題に対する韓国政府の初期認識

—韓国外交文書「韓国人原爆被害者救護(1968-1971)」をもとに—

鄭 美香

北東アジアの越境地域協力(CBC)にみる生態系越境ガバナンスの地平

—対馬釜山境界、日韓海峡広域、八重山台湾東部境界、沖縄台湾広域に

おける海岸漂着物対策CBCの比較考察—

中山 賢司

靖国神社における戦後の言説と首相の参拝

—「空間」の公式化から参拝「行為」の公式化へ—

中村香代子

#### 【研究ノート】

民主化後の韓国における第三政党とその二大政党への合流をめぐる考察

—第三政党所属議員の政治的生存に着目して—

縄倉 晶雄

中国国際関係理論研究—「特色性」・「普遍性」論争を中心に

曹 鳴

#### 【書評】

現代地政学事典編集委員会編『現代地政学事典』

森川 裕二

生駒智一『韓国の連合政治：「接着剤モデル」からみる金鍾泌の生存戦略』

朴 一

伊集院敦・日本経済研究センター編著『金正恩時代の北朝鮮経済』

川口 智彦

岩下明裕編著『北東アジアの地政治—米中日ロのパワーゲームを超えて—』

金 早雪

## 役員・理事会

(常：常任理事 理：理事 会：会計監査)

会長	三村 光弘	名誉会員	多賀 秀敏
副会長	金 早雪	名誉会員	坂田 幹男
副会長(雑誌編集委員長)	堀内 賢志	名誉会員	小川 雄平
事務局長	穆 堯芊	名誉会員	佐渡友 哲
事務局次長	川口 智彦	名誉会員	大西 広
会計	海老原 毅	名誉会員	松野 周治

常 新井 洋史	理 加藤美保子	理 蓮池 薫
常 岡本 勝規	理 菅沼 桂子	理 林 亮
常 櫛谷 圭司	理 詹 秀娟	理 日臺 健雄
常 朱 永浩	理 高田 喜博	理 裴 光雄
常 高屋 和子	理 高橋 和	理 ベロフ・アンドレイ
常 堀江 典生	理 張 忠任	理 松村 史紀
常 道上 真有	理 鄭 雅英	理 宮島 美花
常 若月 章	理 辻 久子	理 森川 裕二
理 五十嵐誠一	理 轟 博志	理 柳 学洙
理 尹 清洙	理 中戸 祐夫	理 李 鋼哲
理 岡 洋樹	理 中山 賢司	会 齊藤久美子

\* 以上、第10期第1回理事会(2020年9月26日)及びメール審議(2021年1月19日～31日)における互選、決議による

## 事務局

〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬471番地  
新潟県立大学 国際地域学部 穆研究室気付け  
北東アジア学会事務局 jimukyoku@anears.net  
ウェブサイト <https://anears.net/>

## 編集委員会

委員長	堀内 賢志 (副会長・静岡県立大学)
副委員長	金 早雪 (副会長・大阪商業大学)
委員	櫛谷 圭司 (常任理事・新潟県立大学)
委員	朱 永浩 (常任理事・福島大学)
委員	裴 光雄 (理事・大阪教育大学)
委員	松村 史紀 (理事・宇都宮大学)
委員	宮島 美花 (理事・香川大学)

## 編集後記

本号の編集に、本学会の名誉会員である山村勝郎先生（第2期会長、金沢大学名誉教授）および藤田暁男先生（元副会長、金沢大学名誉教授）がご逝去されたとの報を受けました。両先生の本学会への多大なる貢献に深く感謝いたしますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

『北東アジア地域研究』第29号は、論文2本、研究ノート2本、書評2本の掲載となりました。過去最多の本数が掲載された前号と比較すれば、コンパクトなものになっています。とはいえ、時宜にかなった意欲的な論考が並びました。COVID-19のパンデミック、ロシアのウクライナ侵攻、さらには本学会にとって重要なパートナーであった環日本海経済研究所の解散と、学会をとりまく環境はきわめて厳しいものがあります。そうした中でも、新鮮な問題意識の下に積極的な研究の営為を継続しようとする会員諸賢の姿勢が、端的に示された号といえるでしょう。

2023年5月25日

編集委員会を代表して

堀内 賢志

\* 第25号掲載の書評「河合正弘編著『北東アジアの経済成長：構造改革と域内協力』（日本評論社）」につきまして、本文においてタイトルの編著者名が「川合正弘」と誤記されていました。河合様ならびに会員各位に謹んでお詫び申し上げ、ここに訂正いたします。

---

## 北東アジア地域研究 第29号

2023年5月31日 発行

編集発行 北東アジア学会『北東アジア地域研究』編集委員会

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52-1 静岡県立大学国際関係学部 堀内賢志研究室気付

電子メール：[henshu-j@anears.net](mailto:henshu-j@anears.net)

印刷 株式会社なかに印刷

〒939-2741 富山県富山市婦中町中名1554-23

TEL (076) 465-2341

FAX (076) 465-2340

---

# Journal of Northeast Asian Studies

**Vol.29**

**2023**

## Article

- Empirical Analysis of Minimum Wage Determinants in China  
—Impacts on Minimum Wage among Provinces, Autonomous Regions, Municipalities—  
YU, Younan..... 1
- YouTube and Chinese Area Studies  
Can YouTube be a complementary tool for fieldwork during the Covid-19 pandemic?  
Mu, Yaoqian ..... 21

## Research Note

- The Origins of Postwar Japan's Peace Theory:  
Inspired by Memorials to the War Dead and Prayers for Peace  
NAKAMURA, Kayoko ..... 39
- Local Politicians' Career Path to the National Assembly of South Korea  
In the Cases of the 2020 General Election Winners  
NAWAKURA, Akio ..... 59

## Book Review

- MATSUNO, Shuji : *Taikoku no nakano Chiiki Keizai: Amerika, Chugoku, Nihon, EU, Roshia (Regional Economy in the Superpowers: the U.S., China, Japan, EU and Russia)*, ed. by Yaoqian MU and Hirofumi ARAI..... 75
- SUGANUMA, Keiko : *Kokkashudo Shihonshugi no Keizaigaku: Kokka ha Shihonshugi wo sukuerunoka? (Economics of State-led Capitalism: Can the state save capitalism?)*, ed. by Satoshi MIZOBATA..... 81

## Academic Conference

- HORIE, Norio : The 28th Academic Conference, 24-25 Sep. 2022 ..... 87

**The Association for Northeast Asia Regional Studies**